

第百六十九回国会 衆議院 經濟産業委員会 議 録 第十五号

平成二十年五月二十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 東 順治君

理事 梶山 弘志君 理事 鈴木 俊一君

理事 谷本 龍哉君 理事 やまぎわ大志郎君

理事 古川 貴盛君 理事 大島 敦君

理事 古川 元久君 理事 赤羽 一嘉君

理事 伊藤 忠彦君 理事 江崎洋一郎君

大村 秀章君 岡部 英明君

片山さつき君 川条 志嘉君

木原 誠二君 近藤三津枝君

佐藤ゆかり君 清水清一朗君

柴山 昌彦君 田中 良生君

平 将明君 谷畑 孝君

土井 真樹君 丹羽 秀樹君

橋本 岳君 広津 素子君

藤井 勇治君 牧原 秀樹君

武藤 容治君 矢野 隆司君

安井潤一郎君 吉田六工門君

吉野 正芳君 太田 和美君

北神 圭朗君 後藤 斎君

近藤 洋介君 下架 みつ君

園田 康博君 田村 謙治君

牧 義夫君 三谷 光男君

柚木 道義君 江田 康幸君

高木美智代君 吉井 英勝君

甘利 明君

新藤 義孝君

山本 香苗君

松山 健士君

堀田 繁君

政府参考人

(内閣府大臣官房審議官)

第一類第九号

經濟産業委員会議録第十五号

平成二十年五月二十一日

政府参考人
(公正取引委員会事務総局
經濟取引局取引部長)

政府参考人
(金融庁総務企画局総括審
議官)

政府参考人
(金融庁総務企画局審議官)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議
官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通審議官)

安井潤一郎君 田中 良生君
太田 和美君 柚木 道義君
下架 みつ君 園田 康博君
高木美智代君 江田 康幸君

同日

補欠選任

柴山 昌彦君

安井潤一郎君

田中 良生君

片山さつき君

伊藤 忠彦君

下架 みつ君

太田 和美君

高木美智代君

同日

補欠選任

柴山 昌彦君

安井潤一郎君

田中 良生君

片山さつき君

伊藤 忠彦君

下架 みつ君

太田 和美君

高木美智代君

同日

補欠選任

柴山 昌彦君

安井潤一郎君

田中 良生君

片山さつき君

伊藤 忠彦君

下架 みつ君

太田 和美君

高木美智代君

同日

補欠選任

柴山 昌彦君

安井潤一郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部
を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

○東委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定商取引に関する法律及び割賦販
売法の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣
府大臣官房審議官堀田繁君、公正取引委員会事務
総局經濟取引局取引部長鶴澤恵子君、金融庁総務
企画局総括審議官大藤俊行君、金融庁総務企画局
審議官河野正道君、総務省大臣官房審議官津曲俊
英君、文部科学省大臣官房審議官前川喜平君、經
濟産業省大臣官房商務流通審議官寺坂信昭君、經
濟産業省大臣官房審議官橋高公久君、經濟産業省
製造産業局長細野哲弘君及び中小企業庁事業環境

部長高原一郎君の出席を求め、説明を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そ
のように決しました。

○東委員長 質疑の申し出がありますので、これ
を許します。田村謙治君。

○田村(議)委員 民主党の田村謙治でございます。
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部
を改正する法律案につきまして、質問をさせてい
ただきたいと思っております。

訪問販売などの商取引でいわゆる消費者被害が
拡大をしている、あるいは個別割賦購入あつせん
取引などのクレジット取引が悪質な勧誘、販売行
為を助長している、さまざまな現状が指摘されて
いる中で、今回の法改正、規制強化というのは大
変いい方向だろうというふうに私も思っております。

今回のこの規制強化に限りませんけれども、例
えば今回の場合、いわゆるさまざまな消費者被害
が拡大をして、それに対応していくという時期が
適切であったのかどうかということは、あらゆる
政策について確認をしておく意味があると思つて
おります。もちろん、今回の法改正を導入して、
それをつかりと実行していくということは大変
重要なわけでありまして、

例えば、今回のこの特定商取引法におきまし
て、いわゆる規制対象を政令で指定しているとい
う指定商品制から、原則すべてのものに適用して
一部適用除外をするという方式に今回大きく転換
をするわけでありまして、それ自体、もちろんい
いことであるんですけれども、もつと早くできな
かったのかという思いがあるのであります。

それは、このタイミングで原則適用に転換をした、要は、今まではせずに、当然そういう要望というのとは前からあったことでありますので、それが今、ある意味で、要望している側からすれば、あるいはまさに被害を受けている方々は当然だけれども、今回ようやくそういう転換をさせていただけるということなんだと思いますが、今までできなかった理由、そして今回のタイミングでという、その理由を御説明ください。

○新藤副大臣 これまでの特定商取引法は、消費者被害の発生に応じて規制を行う、御案内のとおり、指定商品制でございます。それは、消費者被害の多い商品、役務について政令で指定をして規制をするということでございまして、現在は五十八品目、二十一役務が指定をされているということでございます。

しかし、これも順次ふやしてきたわけでございまして、被害が多くなったものについては、通常の民法の規定で消費者の保護を図るためには時間がかかる、またいろいろ立証責任が困難だ、こういうことで、消費者の保護を行おう、また公正な取引を促進しようということで、順次ふやしてまいりました。

しかし、このところで、非常に手口が巧妙化するとか、それから指定対象の商品や役務を巧みに抜ける、例えば排水管の清掃を規制対象としたところ、今度は水道管の洗浄をめぐるトラブルが起きる、それから土地の測量を規制対象としたならば、今度は土地の整地や除草がトラブルになるというように、非常にすり抜けた裏をかくような商法が出てくる。

また、それから、従来取引されていなかったような新種の商品、役務、こういう社会の変化によりましてそういったものがふえてきたということで、指定制の見直しではなくて、要するに規制の後追いという問題が発生してまいりますので、これを抜本的に解決しようということで、いわゆる指定商品制から原則適用方式ということで、個別法で保護されるものを除くすべての商品、役務を

規制しようということで今回の法改正をお願いしているということでございます。

○田村議員 結局、手口が巧妙化をして法をすり抜ける、そういった行為がふえてきたからと。それは、ある意味で当然のことであると思います。で、より先手を打つという意味では、今までのように、限定列挙になると結局後追いになってしまっていたということでもありますから、先手を打つという意味でも当初から、当初というよりも、もっと早い時期に原則適用というふうに変換ができたんじゃないか。

例えば、それは二年前でも三年前でもいいんですけれどもというふうにも思ったりもするんですが、それは無理だったんでしようか、より早くそういうふうに変換をするということ。

○新藤副大臣 無理というよりも、今までの作業を順次やってきて、その結果として今があるわけでございまして、結果論として、もっと早くやればよかったのかということもあるかもしれませんが、現状として、私どもとしては、今までの規制をずっとやってきて消費者保護を行ってきた。その結果として、この時期に全面的にすべて原則適用方式を導入しようという結果になった。これまでの議論の積み重ねだと思っております。

○田村議員 今回の転換は大変いい転換でありますので、これ以上は申し上げませんけれども、確かにマンパワーの問題を含め、役所の中にもいろいろ限界はあるだろうというふうには思いますが、もうちょっと早くできたんじゃないかなという感じも個人的にはしております。

それは、理屈で言うと極めて簡単な転換、大きな転換です。で、いろいろ難しいというが、今までの現状を少しずつ微修正していくのとは違いますが、それにはいろいろな障害があるのかもしれない。それこそ、例えば業界の反対とかいうか、業界がそれをやめてくれというようなことがあつて、経産省さん側がそれに配慮し過ぎたのではないかと、そういった見方もできなくはないので、そこはただ、今後しっかりとやって

ていただきたいということで、これ以上は申し上げません。

さて、若干個別のことをお伺いいたしますけれども、クーリングオフの規定というのはあるわけですが、その部分的適用除外については、その適用除外の対象が多過ぎると、結局、指定制廃止の趣旨というものをある意味で無意味にしてしまうということにもなりかねないというふうに思うんです。

ただ一方で、消費者の利便性ですとかあるいは事業の実態を考慮した適用除外措置というのは、必要な部分はあるだろうというふうに思うんですけれども、今回の改正案ではどのようなものについて部分的適用除外措置を講じる方針なのか、教えてください。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

今回、指定商品、指定役務制を廃止して、原則適用方式に変えるわけでございますが、今ございましては、商品や役務の性質によりましては、クーリングオフの規定など、これを及ぼすことが、現実問題として、消費者にとりましても取引における利便性を損なったり、あるいは健全な事業を営んでいる事業者に大きな負担をかけたります、そういうおそれがあるケースがございます。

そこで、クーリングオフの規定などに関しまして、例えば飲食店の路上での勧誘といったようなものは、契約の締結後直ちにその全体が履行される、要は食事が提供されるということが通例でございます。

あるいは、お葬式のように、そもそも、契約の締結後すぐにそのサービスが提供されないとかえって消費者の方の不利になってしまふというようなケース。

それから、生鮮食料品のように、これはちよつと置いておくとし鮮食料品でなくなるわけでございます。そういうもので商品価値が低下してしまふといったようなものにつきましては、部分的な適用除外措置というものを講じる必要があると

いうふうに考えてございます。

○田村議員 先ほど申し上げましたように、適用除外がとにかくどんどんふえ過ぎると、もともとの今回の原則適用という転換の趣旨を大きく損ねることになりますので、もちろん、消費者の利便性といったようなことは十分に考慮すべきだと思えますけれども、そこはできるだけうまくバランスをとりながら、しっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

さて、割賦販売法の方にちよつと移らせていただきます。

今回、いわゆる個別クレジット業者に対して登録制を導入する、より経産省さんがしっかりと監視をしていくということで、それは大変いいことだというふうに私も思っております。

また、これも先ほどの議論と同じなんですけれども、逆に言うと、今までは放置をしていた部分があるわけですね。一部登録されている業者だけを経産省は見えて、残る登録されていないものについては、ある意味で関係ないというふうな、あえて悪く言うとう無責任な対応をとっていたんじゃないかなというふうに思うんです。

業者を登録制にするしないというのは、これもまた大変基本的な議論でありまして、消費者の被害が多々拡大をしている中で、当然、もっと早く、例えばそれだけでも先に登録制にするとかということはできたんじゃないかなというふうにも思うんですけれども、それはいかがでございましょうか。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

ただいまの御質問は、現行法上、いわゆるクレジット業に關しまして、クレジットカード業の方の、包括信用購入あっせんと呼んでおりますけれども、そういったものには登録制が導入されておつて、それで、一件ごとにクレジット契約を結ぶ個別の信用購入あっせんについては今回登録制を導入する、そういう法案を今御審議いただいている、その点についての御質問というふうに理解をいたしております。

これはもともと、包括の方の、いわゆるクレジットカード業でございますけれども、こういったものについて登録制が導入されておりますのは、消費者が商品の購入などの支払いを行うために包括的に利用できるクレジットカードにつきましては、クレジットカード業者の倒産などが発生いたしますと、加盟店、クレジットの場合は三者間取引になってございますので、加盟店に対する立てかえ払い金の支払いが停止するといったことなどの取引の弊害が生じることから、不健全な財務状況の事業者を排除するために導入をしたという経緯がございます。

一方、一件ごとに結びます、個別の商品の購入ごとにクレジット契約を締結いたします個別信用購入あつせんに関しましては、これまで、今申し上げたような加盟店の立てかえ払いとの関係で同様な事態が生じるおそれはないというふうに考えまして、登録制の対象とはしていませんのでございます。

ただ一方で、もう一つの要素として消費者保護の要素があるわけでございます。クレジット取引に關します最近の苦情相談の約七割から八割は、個別信用購入あつせん、一件ごとにクレジット契約を結ぶもの、これに集中をしているわけでございますので、今回の改正におきまして、より消費者保護の観点重視いたしまして、過剰と信防止等の義務などを課しますとともに、不適正なクレジット事業者を排除するために、個別クレジットを行う事業者につきましても登録制を導入することにした、そういう経緯と考え方でございます。

○田村(謙)委員 これについて、もつと早くそうできなかつたのかという思いもありますけれども、先ほどと同じ議論になつてしまいましたので、もうこれ以上は申し上げませんが、ちなみに、今まで登録されている、まさに包括信用を行つていられるクレジットカード会社、そういった既に登録されている業者に対して、今まで経産省さんはいかなる体制で監督をしていらつしやるのかということをお教えください。

○寺坂政府参考人 現在登録をされております割賦購入あつせん業者の包括関係でございますけれども、これは三百三十九社でございます。

こうした事業者に対します検査あるいは監督の体制といたしましては、現在は、経済産業本省におきまして二十三名、それから地方の経済産業局におきまして九十九名の体制で、他の法律の、特商法とかそういったこととの兼務もございましてけれども、割賦販売法に關する検査監督を行つてございまして。

それで、実際の検査の件数等でございますけれども、平成十九年度の実績で申し上げますと、立入検査を六十三件、それから報告徴収に關しましては三百三十九件の実施を行つておるところでございます。

○田村(謙)委員 今、現在登録されている業者三百三十九社に対してお話しのような監督検査を行つていらつしやるということでありましたけれども、ちなみに、今度、いわゆる個別クレジット業者も登録制になると、その登録業者というのはどれぐらいにふえる見込みでいらつしやるんですか。

○寺坂政府参考人 現時点で登録制になっていないものから正確な数字はお答えができませんけれども、一つの見込みといたしまして、五百社前後あるいは五百社を超える程度、その程度の事業者からの登録があるのではないかと、いうふうに見ております。

○田村(謙)委員 さてそこで、今度は金融庁に伺いをしたいんです。

いわゆるクレジットカードというのは、今、一般的に、割賦販売法の規制を受けるいわゆるショッピング枠と、あと一方で貸金業法の規制を受けるキャッシング枠というのがある、一つの業者が金融庁と経産省さん両方の監督を受けるということになっているんだらうというふうに思うんです。いわゆる貸金業者として登録しているクレジットカード会社とか信販会社というのは、その両方から監督を受けているんだらうというふう

に思いますけれども、そういう会社に対して金融庁さんがどのような体制で監督検査を行つていらつしやるのかということをお教えください。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

今委員から御指摘ございましたように、クレジットカード会社及び信販会社のうち貸金業者として登録を受けております業者の数は、十九年三月末現在で申し上げますと、クレジットカード会社が百四十四社、信販会社が百三十八社でございます。この貸金業者の私どもの検査監督でございますが、二つ以上の都道府県内において営業所等を設置しまして事業を営んでおります業者につきましては、金融庁と財務局において検査監督を行い、また、一つの都道府県内においてのみ営業所等を設置して事業を営んでおります業者につきましては、都道府県が検査監督を行つておる、そういう体制でございます。

この人員でございますけれども、金融庁、財務局におきましては、兼務も含めまして二百三十一名、都道府県においては三百四十八名、合計五百七十九名の体制をとりまして行つております。

こうした体制のもと、貸金業者に対します監督行政につきましては、昨年十二月十九日に施行されました改正貸金業法に基づきまして、従前の行為規制に基づく監督のみならず、内部管理体制も含めた業務運営全般の適切性を検証するというような総合的な監督行政への移行ということをしております。

金融庁におきましては、この改正法の趣旨を踏まえまして、貸金業者向けの総合的な監督方針といたつたものも策定をしまして、厳正かつ適正な監督に努めておるところでございます。その際、都道府県の監督当局とも緊密に連携をとつておるところでございます。

また、検査につきまして申し上げますと、平成十八検査事務年度におきましては、貸金業者百七十二先に対して検査を実施しております、そのうちクレジットカード会社への検査実績は三十件、信販会社への検査実績は二十六件でございます。

ます。

現事務年度は十九検査事務年度でございますが、まだ年度が終了しておりませんので三月末までの件数で申し上げますと、昨年の七月から本年三月末までの間に貸金業者百三十一先に対して検査を実施しております、このうちクレジットカード会社への検査実績は四十四件、信販会社への検査実績は十六件でございます。

○田村(謙)委員 要は、両方の監督を受ける業者に対して、今御説明をいたしたように、検査も含めて監督をしていらつしやるわけであります。

実際に貸金業者登録をしているクレジットカード会社や信販会社に対して検査に入つた場合に、私もそういう実務というのは詳しくは存じ上げないわけでありまして、結局、財務状況を含め相当調べるんだと思います。そこは、経産省さんが見る視点と違う、例えば見るものを完全に分けて見ていらつしやるのか。そこら辺は、実際に検査に入つた場合に、経産省さんの所管は完全な除外をして見るとか、そういったことが可能なのか。どういふふうに検査をしていらつしやるんですか。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

実際の検査の実務におきまして、もちろん根拠法がそれぞれございますので、その根拠法に基づきまして与えられました検査監督権限に基づき検査を行います以上、まず、貸金業法の法令上の行為規制違反や、あるいは財務状況などに問題がないかどうかという点を検査することにはなりませんけれども、その過程で、もちろん、他の業法あるいは一般的な会社法等の法令違反が発見された場合には、それぞれの所管当局なり関係先とも連絡をとりながら対処していくということになります。

かつ、検査の出口でございまして検査結果の通知、それから、ケース・バイ・ケースでございますけれども、それに引き続きする必要があります。行政上の対応につきましては、当然それぞれの根拠法令に基づいて行う必要がございますので、金融

庁において最終的に何らかの行政対応をとりまします場合には、やはり貸金業法に基づいて行うということになるかと思ひます。

○田村(議)委員 今、両方が監督している業者に対して、金融庁さんが検査に入るときには経産省さんサイドの人も一緒に入るとか、そういうようなことというのはしていらっしゃるのか。

○河野政府参考人 連携はとっておるかと思ひますけれども、合同で検査ということにつきましては承知しております。

○田村(議)委員 要は、私が思っておりますのは、貸金業にしても、割賦販売業者、クレジットカード会社にしても、先ほどまさに経産省さんが、包括信用制度に関しては、登録業者、財務状況の不健全な業者を排除するためというふうにおっしゃっておられましたけれども、そういった視点というのは、金融庁さんでも、監督している業者に関しては、貸金業に限らずいわゆる金融機関、当然チェックをしているというか、一番基本的なことなんだろうというふうに思ひます。

検査の内容においても相当共通する部分があるんじゃないかというふうに思っております。要は、一元化、所轄の省庁を一つにすべきんじゃないかというのが私の個人的な考えでございます。その視点に立つて今質問をさせていただいているわけでありませう。

ちよつと後で、ちよつと消費者庁の話もありませうので、その点も少し議論させていただきませうが、それこそ、実際、そもそも例えば所管を全部金融庁に移すというようなことは、そういう考えについてはいかがでしょうか。

特に私が申し上げたいのは、実際に検査監督をするに当たって、まさに法の執行に当たって、いわゆる金融の検査監督そのものという部分が相当大きいんじゃないか。もちろん違う部分もあるとは思ひますけれども、その点はいかがお考えですか。

○寺坂政府参考人 検査監督の観点についてお答え申し上げます。

先ほど来でございますように、クレジット取引、クレジット業にしましては、いわゆる三者間取引、商品の販売、役務の提供、そういったものの密接な関係を持つていらっしゃるわけでございませう。そういう商品とかサービス、それが円滑化に大きな影響を持つてということで、私ども、いわゆる商一般と呼んでございませうけれども、商一般を所管しております経済産業省が、商業の健全な発達あるいは一般消費者の利益保護、そういう観点から所管を今しているわけでございませう。

そういう観点から、先ほどのお話と重なりませうけれども、クレジット業者の経営不振とかそういったことで加盟店あるいは消費者の方の混乱を防止するための、そういう経営の健全性の監視等を行つてきているわけでございませう。

それから、これは今回の改正案で加わる部分でもありますけれども、改正案において導入されませう加盟店の勧誘行為の調査義務や、それからクレジットカード情報の保護のための措置、そういったものにつきましては、クレジット業固有の規制の遵守状況を見るということになるわけでございませうので、特定商取引法に基づきまして販売業者等に課せられた規制の遵守状況など、そういったものとあわせまして経済産業省が監視をしていくことが効率的であるというふうに認識をしておるところでございます。

○田村(議)委員 今御説明いただいたように、当然、銀行や貸金業者と違う部分というのがあるというのとは私も理解をしておりますけれども、では、実際、ほかの国はどうなのかというのをちよつとお伺ひしたいんです。

もちろん、違う点はあつても、例えば、実際に検査する、あるいはいろいろ監督をするに当たつて相当共通する部分が多いのであれば、それはもちろん銀行でも貸金業でも違う視点というのは当然あつて、そこはいろいろ使い分けて金融庁さんもやっていらっしゃるんだと思ひます。

ほかの国、諸外国では、基本的には、いわゆる消費者に与信をする、信用を供与するというの

かなり一元化をして監督をしているのではないかなという印象を私は持つていらっしゃるでせうけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○大藤政府参考人 お答えいたします。

先生から御指摘のありました銀行業、貸金業、割賦販売業等につきまして主要国の検査監督体制について見ますと、まず米国におきましては、銀行業については連邦及び州の銀行監督当局が検査監督を行つておりまして、貸金業及び割賦販売業については州の銀行監督当局が検査監督を行つて

いるものと承知しております。また、英国では、銀行業につきましては、銀行監督当局である金融サービス機構、いわゆるFSAが、貸金業及び割賦販売業につきましては公正取引庁が検査監督を行つておりものと承知しております。

さらに、ドイツ及びフランスにおきましては、銀行業、貸金業及び割賦販売業につきまして、いずれも同一の銀行監督当局、ドイツでは連邦金融監督機構、フランスでは銀行委員会が検査監督を行つておりものと承知しております。

○田村(議)委員 四国国だけ、基本的には、いつも大体諸外国を参考にする場合、英米独仏になりますので、その中でどれが多いかということになると、やはり、銀行業を含め、銀行、貸し金、割賦販売業、いわゆる消費者信用ということで、すべて一元的に監督をしているところの方が多いいのではないかな。

経産省さんサイドに立てば、イギリスの場合にはむしろ貸金業も経産省がやっているといることなんだと思ひますけれども、少なくともほかの国で貸金業と割賦販売業というのを分けて監督している例というのは、四力国で見るとは見受けられないような気がするんです。

それというのは、やはり、私が先ほどから申し上げているように、まさに行政の効率化あるいはより監督を徹底する、例えば検査監督業務において両面から相当共通する業務が多いのであれば、それは同じ機関が行う方がより効率的だし、より

多くの者をつかりと監視できるということになつていくんじゃないか。

結局今は、金融庁、財務局さんと経産省さんがばらばらにやつていらっしゃるというのは、そういった意味では行政の効率化には反するのではないかと、うふうに私は思つていらっしゃるでせうけれども、その点については経産省さんはいかがお考えですか。

○寺坂政府参考人 先ほどのお答えと繰り返しますけれども、クレジット取引にかかわります固有の問題といったものがございませう。そういう観点からの検査監督というものも必要なわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、法律とか、いわゆるそういう共通の部分があくぜ口ということではございませうけれども、その観点の違いから、実際に検査監督していく対象といひますかその内容、そういったものの違いがあるわけでございますので、私どもとしては、クレジット業にしましては経済産業省で担当することが適切というふうに考えておるところでございます。

○田村(議)委員 まさに先ほど申し上げたように、もともと登録業者で監督をしている者に対しては、それこそ不健全な財務状況をチェックするんだと。それだけじゃないと思ひますね、今おっしゃつたようなこともやつていらっしゃると思ひますけれども、財務状況なんというのは当然一番共通することでありませう、その会社がどういふ会社で、ちゃんと、まさにコンプライアンスとかいろいろ今共通する部分はゼロではないと思ひます。

それは、経産省さんとしては、共通する部分よりも逆に異なる部分の方が多いんだ、諸外国と一緒にやつていらっしゃるというのは逆におかしいんだというお考えだということですか。

○寺坂政府参考人 私ども、先ほど商一般という言葉でお答え申し上げましたけれども、その全体、商品あるいはサービス、その円滑な流通の発達、そういう観点のものを担当いたしますか所掌しているわけでございませう。

そういう意味合いにおきましては、やはり検査監督は、そういう担当をしております範囲におきまして、しっかりと財務状況あるいは加盟店の管理状況等々につきまして見ていくということが適切というふうに考えておるところでございます。

○田村(議)委員 共通する部分の方が少ないとはやはりおっしゃれないんだと思います。それは、別にほかの国もその方がいろいろ検査監督において、例えば貸金業者だけにしてもいいですけども、貸金業者と割販業者は相当共通する部分の方が多いという判断が最初にあつて、それで一緒にやっているんじゃないかなというふうに私は思いますし、まさに消費者信用という意味では同じなわけであります。

過去の経緯から、結局日本の場合には経産省さんと金融庁さんで分かれていますが、それは過去のものととの歴史がそうだからそれがベストなんだというふうには、決してそれだけで十分な理由にはなりませんし、今お話をいたしている、別に違う視点はないでしょうと私が言っているわけではありせんから、それはそれぞれの業態が若干でも違えば違う視点というのは当然出てきますけれども、それは金融庁さんで対応できないようなことなのかどうか。

あるいは、それこそ考え方を改めて、経産省さんがかなり協力を仰ぐとか、一緒に検査を、合同で検査に入るといふのかどうかと私はわかってませんが、そういった視点からも、金融庁にある意味で委託のような形でやるとか、いろいろやり方は、より中間的なやり方を含めてあるような気がします。

それこそ、今後登録業者がふえていく、大体五百前後、個別クレジット業者、確かに数を把握していないけれども、ふえていく中で、実際、その人員、まさに体制というのは、先ほど、本省が三十名程度ですか、地方で九十九名、百名ぐらいとおっしゃっていましたが、その体制はどのように強化なさるのか。

大体、今までの対象が倍以上になるわけですが、それ、実際にいろいろな被害を受けている者というのは、消費者被害の原因となつてるところというのは個別クレジット業者にも相当あるのか、ある意味では、今まで登録していた業者よりもより悪質な業者が多い可能性もあるんじゃないかなという気がするんです。

そういう問題意識というのは今回の法改正にもあると思うんですが、その体制については今後どのようにお考えなんでしょうか。

○寺坂政府参考人 今回の改正案を成立させていた後、その執行面、今、登録制、登録関連業務あるいは検査監督、そういったことに關しましてその体制を強化していかなければならないというところは御指摘のとおりでございます。それから人員あるいは予算面、そういった面での体制強化に向けて、関係方面への要求、お願い等々、内容の充実を図っていかなければならないと思つてございます。

なお、先ほど五百社前後という数字を申し上げましたけれども、現在登録されておりますクレジットカード業、包括業の三百三十九社とかなり重なる部分がございますので、三百三十九に、ネットにいたしますが、純粋に五百前後が加わるものではないということも補足をさせていただきたいと思ひます。

○田村(議)委員 当然体制は強化をしなきゃいけないだろうというふうには思いますが、一方で、金融庁さんの方も、当然貸金業に対して監督強化をするという流れの中で、実際金融庁さんの人員はどんどんふえている、それは大変いいことだと思ひますが、まだまだ私は足りないと思ひています。

結局、どんないろいろな部署に人をふやすというのとはなかなか難しいですね。それは体制強化したいとこれから要望なさるんでしょうけれども、今は定員がなかなかふやせないという状況にある中で、結局、同じ人員でやっていく中でどこまでできるのかという観点からも、私は、ほかの

金融機関と一緒にしてまとめて検査をするという、ほかの国と同じような体制にした方がよりそこは徹底できるんじゃないかな。

結局、人員をふやします、強化をしますといつても、絵にかいたもちで終わる危険性というのはかなりあると思うんですが、いかがでしょうか。

○寺坂政府参考人 体制の強化につきましては、確かに、要は職員の数をふやす、例えば経済産業省全体でふやすことがどうかとかというのは、行政の肥大化とかさまざまな別の観点の問題があるかと思ひます。

ただ、私ども、いろいろなことを、経済産業省として業務を担当しているわけでございまして、そういう中で相対的に業務の必要性が低下する、あくまでも相対論でございすけれども、そういったこと、あるいは、別の形で業務の効率化が図られるというふうな、そういうところのいろいろな人員配置のあり方、そういう工夫も十分できると思つておりました、そういうことも含めまして体制強化を図つてまいりたいと考えておるところでございます。

○田村(議)委員 結局、当然平行線に終わるんだろうと思ひますが、今回のこの議論の延長線、延長線というか、まさに今大変首相が力を入れていらっしゃる消費者庁という話があると思ひます。具体的にどこまで消費者庁が業務を広げるのかというのはいまに今検討中で、まだ明らかになつていない、あくまでも私も報道で知るところでありますけれども、それこそ、今回話題になつてくる割販法ですとかあるいは貸金業についても対象として検討の俎上についているという報道があります、それについてはどういふ状況なんでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘の消費者行政の一元化に關しましてでございますけれども、政府では現在、内閣総理大臣が主宰をいたします消費者行政推進会議におきまして、消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限を持つ新組織のあり方を検討

ただいております。

検討状況でございますけれども、御指摘のとおり途中段階でございますが、例えば、四月の二日に、この推進会議の座長でございます佐々木座長が論点整理をされております。その中で、新組織につきましては、安全、それから取引、表示など、消費者問題全般を対象とする。また、新組織は、窓口、執行、企画立案、総合調整、勧告の各機能を力バーする。そして、新組織は、消費者行政に關する基幹的な法律、重要性の高い法律、複数の省庁にかかわる法律等を幅広く所管するといった論点整理を行われております。

また、四月二十三日の同会議におきまして、総理からは、消費者庁の創設に向けてという指示がございました。この中でも、先ほど座長が論点整理をされたのと基本的に同じ方向の御指示が出てるところでございます。

具体的な法律につきましては、現在、この推進会議の御議論も踏まえながら政府部内で調整中でございます。特に今の時点で決まっておりますことはございませんけれども、検討中ということでございます。

今後、消費者行政推進会議は最終的な取りまとめを行う予定でございますけれども、この取りまとめを踏まえまして、政府といたしましては新組織の具体化を進めてまいり、そういう所存でございます。

○田村(議)委員 今まさに検討中ですので、割販法ですとか貸金業法が、貸金業法が対象になるのかどうかというのは当然答えられないんだろうというふうには思ひますけれども、例えば、貸金業者、別に何でもいんです、消費者庁が、所管になるという業界、ある業界が所管になりましたといった場合に、まさに今監督もしていくんだと。当然だと思ひますけれども、その場合、監督、あるいは、例えば具体的に金融関係ですと検査とかになります、それを実際に実行する部隊というのは、各地方でどういふところになるんでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。
ただいまの御質問でございますけれども、さまざまな法律を、仮に新しい組織、仮称といたしまして消費者庁と言われておりますけれども、それが所管する場合でございます。

これも決まっておりますけれども、先ほど申し上げました座長の論点整理という中で一つの考え方が示されておまして、今地方分権の議論も出ておるわけでございますけれども、この地方分権改革の流れの中で、地方公共団体にやっていただくべきものはやっていたら。

そして現在、各省庁の地方支分部局がやりになつておる事務にしましては、少なくとも当面は地方支分部局の組織に対して委任をするということも活用しながら事務を進めていくのではないかと、そういう論点が示されているところでございます。

○田村委員 例えば、割賦法が消費者庁の所管になつたとすると、今おっしゃつたのは地方公共団体が中心になるといふことなんだと思ひますけれども、経産省さんから見て、実際、割賦業者、クレジット会社への監督というのは、地方自治体でも十分にノウハウはあるといふふうにお考えでいらつしやいますか。

○寺坂政府参考人 お答えいたします。

地方公共団体におきましてさまざまな消費者行政を行つてきて、私どもも協力して行つてるところもあります。そういう中で、割賦販売法に關しましても、もちろん体制の強化とかさういふものを図る必要性のある部分があるかと思ひますけれども、そういったことの前提で、地方公共団体が執行をしていくことも可能ではないかといふふうにお考えでございます。

○田村委員 済みません、本当によく聞き取れなかつたんですけれども、ちよつとも一回、ほぼ聞き直し、実際聞き取れなかつたんですが、地方公共団体は既にノウハウを持つてゐるのか、そして、仮に地方自治体が、ほとんど全部自治体でやるんだ、経産省はもう関係ないといふこ

とになつてもそれは問題ないのか、同じことを含め、もうちよつとはつきりお話しください。

○東委員 明確に、大きな声でお願いします。

○寺坂政府参考人 失礼いたしました。

地方公共団体におきまして、まず、法律上、現在の制度上申し上げますと、割賦販売法のクレジット関係につきましては、いわゆる権限委任にはなつてございせん。ございせんけれども、今後の体制の強化とか、地方公共団体御自身が何らかの執行をしていくといふようなことは体制の充実とかさういふことで可能かと思ひます。

一方で、では、地方公共団体だけでいいのかといふことになりまして、これはやはり全体的な整理といひますか、調整と申しましようか、さういふ全体的な政策の方向性とか、さういふものの兼ね合いといふこともございまして、地方公共団体だけでいいといふことではないといふふうにお考えをいたします。

そのような趣旨でございます。

（委員長退席、やまぎわ委員長代理着席）

○田村委員 では、ついでにお聞きしますけれども、もし消費者庁に移管された場合、やはり地方公共団体が中心に各地での検査監督を行うといふことになるのかもしれませんが、さういふ場合、特に貸金業、余りに仮定が多い話ですが、その点についてはいかがですか。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

まず、もちろんこの先の制度の組み立てにもよりますのでコメントはなかなか困難ではございしますが、ただ、今私どもが実際に実施しておりますことにつきまして申し上げますと、都道府県当局との連携につきましてはやはり密接に行ふ必要があるといふ考え方に基きまして、各財務局におきましては、都道府県の監督当局と定期的に貸金業監督者会議といったものを開催いたしまして、その場で、都道府県ごとのいろいろな検査監督に当たつての手法や考え方に差が出ないように、私どもの方である程度考え方を示しながら、協調、

連携をとつておるところでございます。

○田村委員 消費者庁、どういふ形になるかわかりませんが、これ以上の突つ込んだ議論は当然できないので、これ以上、もちろん消費者の権利を重視して、それについて行政もより消費者サイドに立つてさまざまな行政を行つていくといふのは大変重要なことで、趣旨としては民主党も前から訴えていることでありますので、方向性としては同じではあるんです。

結局、例えば今、その一つの検討の俎上にのつてゐる割賦法にしてもあるいは貸金業にしても、もちろん消費者サイドに立つてという視点は大変重要ではあつても、一方で、金融、消費者信用としまして、両方とも一元化すべきだといふふうには先ほどから申し上げてゐるわけです。

さういふ視点からいふと日々監督検査を行つていくという業務は大変重要、それが基本なわけでありまして、やはりそこはずつと前からやつてゐる金融庁さんが引き続き担つていくといふことが、貸金業をよりしっかりと監督していくという観点に立つた場合に望ましいのではないかなといふふうには思つております。そして、それがひいては消費者保護になるんではないかと。

結局、いろいろ権限の奪ひ合いになつてしまふわけですよ。消費者庁の所管になると、例えば共済になると、まさに現場を含めていろいろ混乱が起きてくることが多いと思ひます。それが、それこそよく消費者庁に移つてしまふといふことになる、とにかく消費者被害のことだけしか考へない、ある意味でいろいろ監督の視点が偏るといふか、一部、部分的になつてしまふんじゃないかといふ懸念を私は持つてゐます。

その点、我々民主党の方で考えてゐるのは、消費者庁というよりも、とにかくいろいろな各省庁から個別の法律を引つ張つて所管を移す、ある意味で権限争ひのようなさういふ発想ではなくて、結局、あらゆる業者について消費者保護という視点を徹底していこうじゃないかと。

例えば、それは割賦法にしても、当然、別に消

費者庁に移さなかつたら消費者を重視しないといふわけじゃないですよ。今回は、消費者のさまざまな被害というのを背景として、消費者保護という視点を非常に重視して改正をなさる。それは経産省さんでも考えていらつしやることであるわけですので、ある意味、それを消費者庁に移したら、よりそれが徹底されるのかと。

そこは、そんなことはありせんといふことは経産省さんはお答えにならないでしようけれども、それは今までのノウハウがあつて、さらに各省庁が消費者保護という視点をより重視していく。そしてその消費者保護というのを行政全般に徹底させるためには、分野争ひ、縄張り争ひではなくて、基本的にはあらゆる行政について消費者権利を徹底させるという、我々民主党では消費者権利擁護官といふものを設置することを主張してゐるわけでありまして。

それは、範囲を限定せずに、とにかく消費者保護のためにこうすべきだといふ勧告をする強力な権限を設けて、各省庁にしっかりと指示を出していくといふ、全体に網をかける方式にした方がより徹底をされるといふことを我々は訴えてゐるわけでありまして。

どなたかは別に、そこは今検討中の内閣準備室に聞いても、あるいはそれこそ各省庁に聞いても、その件については、きのうもレクで金融庁さんに、消費者庁へ移すよりも金融庁さんで引き続き担つた方がいんじゃないかと個人的に思ふとおっしゃつてゐるんですかといふことを担当の方々に聞いたところ、今それは微妙な話なので何も言へませんと言われてしまつて、別に私も、今回の件については個人的にさう思つておりますので、より説得的な理由をちゃんと申し上げたいといふ意味でお聞きしたのであつて、決して金融庁の肩をいつも持つてゐるわけではございませんので、その点は大変残念だとは思ひます。

そこは、今後ぜひとも、各省庁といふか、大臣はもう退席なさいましたけれども、経産省さんの

方でもしっかりと考えていただく。経産省さんという政府・与党として、中途半端な、とにかく名前だけ、看板だけ消費者庁という名前をつくつて、それで消費者を重視しているんだと単にPRに使うような中途半端な組織というのは、結局、例えば先ほども地方の実行部隊のことを申し上げましたけれども、それはこれからだということでありまして、それは、今ある組織をいかにうまく生かしながら消費者保護を考えていくのかということだと思えますので、その点は、金融庁さんも経産省さんも、そういう消費者保護という観点を十分にしっかりと認識しているんだ、これからもしっかりやっていきますということで、消費者庁に安易に移管されないように頑張っていた、良かったです。

ただ、その前に、私はそもそもその二つは一元化するべきだ、少なくとも貸金業と割賦販売法ですね。さらには、国によつては金融機関全部ということで、金融全部というのは私はいんじやないかと思つていますが、そもそも金融庁さんと経産省さんで分かれておられるのはおかしい、そういう問題意識は重ねて申し上げたいと思えます。

さて、若干時間があるので最後に一つだけ。ちょっと個別の話になるんですけど、今度、割賦販売法の改正案の第三十条の二に、クレジット会社がまさに利用者に対してクレジットカードを交付する際に、年収、預貯金、信用購入あつせんに係る債務の状況等を調査しなければならぬ、いわゆる支払い可能見込み額というのを計算すべきだ。

そのこと自体は大変いいことだというふうに私も思っているんですけど、預貯金というのがちよつと気になっておりました、それこそ貸金業の方でも、実際に年収の三分の一とかそういった総額規制的なものを導入するという法改正をしたわけでありまして、そういつた意味で、信用情報機関を使うというのは当然だと思えますが、年収とか預貯金まで調

べるというのは、例えばイメージとして、クレジットカードを交付する際に通帳のコピーを提出するとか、そういったことまで要求をするということなんでしょうか。

〔やまざわ委員長代理退席、委員長着席〕

○寺坂政府参考人 まず、現時点でのクレジット業者の与信審査といいますが、そういったものの実態、私どもが把握している実態でございますけれども、通常、クレジット業者は、お話しございましたような年収とか預貯金あるいは職業、年齢、その他いわゆる信用に関する要素のうち調査可能なものを基礎といたしまして、消費者の支払い能力を総合的に判断して与信を行っているというふうに認識をしております。

確かに、改正法案の条文の中に預貯金という言葉は入っておりますけれども、これは、今申し上げましたようなさまざまな判断要素の一つとしての例示というふうにご覧いただいております。預貯金を消費者に申告させることを強制したり、その申告がないと逆に直ちにクレジット契約の締結ができなくなるといったようなことを求めているものではございません。

改正にそういったものを入れました趣旨は、いわゆる悪質業者はそもそもそういった調査もろんしない、したがって、その判断もしないで、支払い能力を根拠なく過大に見積もって高額な与信を行つて被害をもたらしている、そういう業者が存在するわけでございますので、年収や預貯金等といった調査事項を例示いたしまして、調査可能なものを基礎として支払い能力を判断することを求める、これを法律の条文文化をした、そういう趣旨でございます。

○田村(謙)委員 例示というのも、そもそも、詳細は今後詰めていくということなんでしょうけれども、例示としての預貯金、結局それは年収で、貸金業の場合にも年収というのを実際に大きな基準にしているわけで、考慮する要因として預貯金というのとはわからなくはないんですが、ただ、あえて条文に載せるという意図が私にはよくわから

ない。

実際、預貯金というものは必ず調べなきゃいけないというふうな、例示とは別に書いてないわけですよ。例示というのか、並べてあるものはそれにすぎないんだというふうにとらえられなくもないですけれども、法律の条文の文言なわけですので、その点が過剰な、それこそ、利用者から見ても利用を妨げるような、そういったことにならないようにぜひ御配慮いただきたい。

これに関連をして最後に一つだけ意見を申し上げます。信用情報機関にしても、我々民主党は、貸金業においても信用情報機関は全部一つに一本化するべきだということを申し上げておりましたけれども、まさに支払い可能見込み額というのを考えた場合には、それこそ、サラ金から幾ら借りているのかとか、そういった情報も大変重要なわけで、それは、やはり監督を一元化するのと同時に、貸金業と割賦業者をすね、その信用情報機関も一元化、一つにした方が、当然そういった情報というのとは一本になつて、より支払い可能見込み額というものも算定しやすいというふうに私は考えておりますので、そのことを最後に主張いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○東委員長 これにて田村謙治君の質疑は終了いたしました。

○東委員長 次に、本案審査のため、本日、参考人として、一橋大学大学院法学部教授松本恒雄君、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長池本誠司君、社団法人日本訪問販売協会会長加藤澄一君、社団法人全国消費生活相談員協会理事長下谷内富士子さん、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存

じます。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、参考人各位からお一人十分程度で御意見を述べいただいた後、その後、委員からの質疑に答えたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず松本参考人をお願いいたします。

○松本参考人 一橋大学の松本でございます。このような意見陳述の場を提供していただきまして、誠にありがとうございます。

特商法及び割賦法の改正案は、内容面において非常に詳細なところがございますが、細かいところにつきましては論ずることをしないで、大きな論点、骨太の点について六点左右申し上げたいと思ひます。

まず第一点ですが、今回の両法の改正は、それぞれの法律の改正といたしまして今までの中で最も大きな改正であるという点、そして、二つの法律の改正を有機的に連携することによって、クレジットを利用した高齢者への悪質商法被害の防止に努めようとしたという点で、非常に画期的な重要な内容だと思ひます。

二つの法律を連携してという点では、私個人的には、割賦販売法は現在のところ、いわゆる消費者向けのクレジットと事業者向けのクレジット双方を規制しておりますが、この二つはかなり質が異なるところから、両者を分離して、事業者向けクレジットにつきましましては、いわゆるリースと一緒に枠組みで法律とするのがいいのではないかと、消費者向けのクレジットにつきましましては、今回二つの法律と一緒に改正されたということから明らかに、非常に内容が絡み合つておることから、将来的には一つの法律にして、例えば消費者取引法といったような内容のものにするというのが効果的ではないかと思つております。

第二に、今回の法改正の重要点といたしましては、すき間のない一般規制へ転換したという点であります。

既に、金融商品の世界におきまして、証券取引法から金融商品取引法へと改正される際に、金融商品全般について同じルールを適用するという方向に踏み出しました。

今回の特商法、割取法ともに、指定商品、役務制を廃止して、同じ販売形態、同じ与信形態については横割りの一般規制を導入するという事になったという点で、そのようなすき間のない規制へさらに一歩踏み出したということだろうと思ひます。

また、クレジットにつきましても広く対象に含む定義に変えるということで、マンスリークリア式のクレジットカード払いを除くすべての第三者与信型のクレジットについて同じルールが適用されることになったという点も、大変評価したいというふうに考えております。

第三の重要点といたしましては、これは特商法の方でございますが、過量販売を理由とした解除権という新たな民事ルールが導入されたという点であります。

特商法、割取法ともに行政規制を中心とした法律であります。改正のたびに民事ルールがふえてまいりました。今回、さらに過量販売解除権が認められたということでもあります。

過量販売の問題は、何も特定商取引法の対象となるタイプの勧誘方法に固有の問題ではないはずでありますから、これは、現在国民生活審議会等で検討されております消費者契約法の将来における改正の際に、大いに参考になるルールだろうと考えております。

第四点であります。こちらは割取法の方の問題でございます。クレジット業者について登録制度を導入した。

従来ですと、総合割取購入あつせん、今回の法律では包括信用購入あつせんと言われているタイプについてのみ登録制が導入されていたわけであ

ります。従来の個品割取購入あつせん、今回の改正案では個別信用購入あつせんについてはだれでもできるということでありました。

その結果、どうなったかという点、貸金業規制法が貸金業法として改正をされて、貸金業者の行為ルールが非常に厳しくなってきたのに伴って、悪質貸金業者が、いわゆる消費者金融から実質的な意味でのクレジット、商品の購入や役務の購入の際の与信の方に事実上進出してきているにもかかわらず、彼らはフリーローンというふうに主張して、割取販売法の規制の対象外であるというふうに主張して、消費生活センター等における苦情の解決に協力してくれないということがございました。

今回の登録制の導入によりまして、このような消費者金融を主張する実質クレジット業者が存在する余地がなくなる。すなわち、登録しないでするようなことをすれば違反行為ということになりますし、登録すると法律を守らざるをえずから宣言するということになるからでありまして、脱法行為が不可能になるという点で重要であります。

五項目が、これも割取法であります。クレジット業者に、販売業者、役務提供業者といわば同様の共同責任が導入されたに近しい結果になっているという点であります。

クーリングオフが与信取引にも認められた、あるいはその他の、従来ですと特商法上の取り消し権しかなかったのが、クレジット契約そのものにも同じような民事ルールが定められたことによつて、結果として既払い金の返還が可能になったという点であります。

私は、東京都の消費者被害救済委員会の委員としての長年務めておりましたが、被害救済委員会における案件のかんりの部分が消費者とクレジット会社の間の紛争というタイプのものであります。今回のクレジット会社の責任強化に伴つて、このような案件が被害救済委員会に上つてこなくても、消費生活センター等において、あるい

はそれ以前の段階で解決できるということになるかと思ひます。

ヨーロッパでは、レスポンシブルレンディングとかレスポンシブルクレジットというような概念、責任のある与信というような言葉でもって社会的責任の一環として議論されているところでありまして、日本でも、この法律が改正されることによつてこのような方向に一歩踏み出すことになるだろうと思ひます。

さらに六項目といたしまして、貸金業法の改正と歩を一にして過剰与信についての規制が行われるようになったということでありまして、これも、貸金業と割取販売業というのが与信として共通の面があるというところから必要なことであつたと考えます。

最後に補論であります。官製不況とかあるいはコンプライアンス不況という言葉が時々聞われます。

法律規制を強化することによつて経済が不況になつていゝのではないかとということでありまして、規制の仕方が誤つていゝればそのようなことも可能性としてはあるわけですが、現在の無店舗販売あるいはクレジットに伴う問題に関しましてはむしろ逆であつて、消費者が信頼できないことから、例えば訪問販売の場合ですと、と

りあえず断りなさい、勧誘を受け始めたらもう逃れられないことになるかもしれないから、良心的な業者かもしれないけれども悪質な業者かもしれない、ふたをあけてみないとわからない、事前に予防するとすれば、すべて悪質な業者であるということを前提にして接触を断らなければならぬという現状があります。

これはまさに、市場不信不況と言われているものであります。マーケットの規律を強化して、消費者が安心して取引ができるようなマーケットをつくれれば、もっと無店舗販売の市場が伸びるし、それに伴うクレジットの市場も伸びるのではないかとこのように考えている次第であります。

どうもありがとうございます。(拍手)

○東委員長 ありがとうございます。

次に、池本参考人にお願ひいたします。

○池本参考人 池本でございます。

貴重な時間をいただきました。ありがとうございます。

改正法案に対する意見ということでレジュメを用意させていただきましたので、参考にしていただければと思ひます。

今回の法改正の直接のきっかけは、三年前、埼玉県の富士見市で起きたリフォーム詐欺商法を御存じかと思ひます。認知症の高齢者のところに多数の業者が次々と押しかけて、必要のないリフォーム工事を何千万も契約させた、払えなくなつて自宅が競売に付されたという全くひどい事件であります。そういった弱者をねらう次々販売というのは、リフォームだけではない、布団や呉服や宝飾品や健康食品やさまざまな分野で起きている。しかも、そういう悪質、強引な商法にクレジット契約があるからこそ、支払い能力を無視して販売できるという構図があるんだ、つまりクレジットが悪質商法を助長している構図がある、そういうことが大きな社会問題になりました。

こうした議論を踏まえて、経産省では、悪質商法そのものに対する規制、特商法と、これを助長する形になつていゝクレジット会社に対する規制、割取販売法、この二つを同時並行で改正の議論をしていただきました。そして、特商法でいゝますと、過量販売の解除権という新たな新しい規定、割取法では、クレジット会社の既払い金返還責任という非常に重要な規定を導入していただきました。

その意味で、全体的な評価として私たちは、今回の法改正、経産省の担当者の非常に熱心な御努力によつてすばらしいものがつくられようとしてゐる、ぜひこの国会で成立させていただきたいということをまず全体として申し上げたいと思ひます。

その意味では、皆さんにぜひ審議の際確認して

いただきたいのは、その立法趣旨と適用が実務の中で使えるようにというところを確認していただきたいところなのですが、幾つかの規定について意見を申し上げておきます。

まず、過量販売解除権。これは、先ほどのように次々と販売されたときに、消費者が一つ一つの契約の中身を思い出せない、そういう場合でも、客観的に不当、過当な場合には解除ができるという意味で、消費者の立証責任を軽減しているわけです。他方で、事業者側は、たくさん売ればすべて取り消される、解除されるというのではなくて、本当に必要なものがあつたんだという事情を確認できれば契約は有効だというたし書きがついておられますから、その意味では立証責任を転換している。販売業者は、本当に合理的に必要なものかどうかを注意しながら売ってくださいという、その意味ではバランスのとれた規定であるということだと思います。

次に、クレジット契約の取り消し権ですが、これは、販売契約が不当な勧誘によつて取り消されるときは、クレジット契約も一緒に取り消しができる。クレジット会社は、販売店に契約書を全部預けて一緒に勧誘をしておつて、契約締結をしておつて、自分たちの契約もいわば運動して取り消しの対象になるという意味で、クレジット会社の過失を要件としないで取り消しとなる。逆に言えば、クレジット会社は、販売店がきちんとした販売方法をしているかどうかを事前にチェックして防止することが求められる、こういう規定であります。

三番目、書面交付義務とクーリングオフという規定。これも、いわば書類を預けてつくつてもらっているわけだから、その書類が不備である場合は、クレジット会社も一緒にクーリングオフの不利益を受けるという意味では、書面の中身もクレジット会社があわせてチェックをしてくださいという意味であります。そして、今のような民事責任をクレジット会社

に課することによつて、要はみずからのリスク負担のもとで取引の適正化をきちんとチェックする。これが今回の法改正の構造だと言つていいと思うんですが、それだけではなくて、行政規制、行為規制として、適正与信義務と過剰与信防止義務という規定も入つております。

このうち適正与信義務、個々の契約を結ぶときの契約内容のチェックについては、これは訪問販売に個別式のクレジットを提供したときに絞られて、このときにはその都度チェックしないといふことですが、例えば店舗販売とかさらに広いところまでそういう厳しい義務を課することは難しいのではないかと議論がありました。審議会の中でも、そこまで義務を課することは困難ではないか、しかし少なくとも、お客さんからクレーム、苦情が出てくるときには、それが本当なのかどうか、販売店が問題を起してないかどうかが、そのぐらひはチェックしてください。その意味で、苦情発生時の調査ということ、クレジット会社の責任として定めていただきたいということが業務適正化義務というところに反映されていると理解しております。そのあたりをぜひ明確にしたい、いただきたい。

それから、過剰与信の防止義務も、従来から、顧客の支払い能力を超える与信をしないよう努めなければならぬという抽象的な規定はあつたんです。しかし、抽象的であるがために、余り実効性がなかった。あるいは、法的な責任も伴っていないかつた。そこで今回は、個別支払い可能額を超える与信をしないということで、個別支払い可能額という言葉について、こういう点とこういう点は調査しないといふことをかなり具体的に定めようという方向性であります。条文にもそのことは反映されていますが、今後、政省令の中でさらに具体化することが求められます。

この規定は、決して、ある一定の金額以上は一切与信してはならないという条文ではなくて、チェックをしない、チェックをして適正であればもちろん与信していいし、具体的にチェックす

ることで過剰与信を防止しないということですから、そのチェックするポイントについては具体的に定めていただくことが不可欠だろうと思えます。目安を具体的にしておかなければ、総合判断だからお任せくださいということでは従来と同じになります。その意味で、こういう点はちゃんとチェックすべきだといふことが、最終的には政省令で決まるところではありますが、そういう方向づけについてもぜひ審議の中でも確認していただきたい。

あと、法文上の問題ではありませんけれども、展示会商法というものについても対処を求めています。これは、審議会の報告書の中で提言されているところです。例えば、バス旅行とか食事会だとかといつて遠くへ連れ出して、帰れないような雰囲気のところまで強引に販売する。それは店舗なのか訪問販売なのかということが、解釈でなかなか分かれていた。あるいは、悪質業者ほどそこをうまく脱法しているというところで、それを、本当に問題があるところは法規制の対象に加えるような検討をしていただきたいというのが審議会での議論でした。これは、今回の法文でももちろんまだ反映されていません。政省令で審議していたかどうかですが、そういう方向づけについても、ぜひこの審議の中でも後押ししていただきたいというふうに思っております。

あと、加盟店情報交換制度あるいは訪問販売協会による自主的な規制というようなこともありますし、そのあたりも大変期待しているところでもあります。

最後に一つだけ申し上げます。今回の法改正、特にクレジット会社に非常に厳しいんじゃないかという意見をたまに聞くことがあります。しかし、決してそうではないといふところなんです。

日弁連のメンバーが、この法改正の議論の過程でイギリスの消費者信用法を調査いたしました。イギリスでは、店舗取引もクレジットカード取引も含めて、販売店が違法、不当であつたとき

にはクレジット会社も共同責任を負うということになつてゐるんです。非常に厳しい規制ですが、逆に、そういう規制があるからこそ、行政の窓口は消費者に対して、初めて取引をする、知らない業者と取引をするときはクレジットを使った方が安心ですよとアドバイスしているそうです。つまり、クレジット会社が加盟店をきちんとチェックしているはずだ、万一のときには補償してくれる、そう言っているんです。まさに、安心、安全を売るシステムです。そして、そのイギリスのクレジット会社は、EU諸国の中でも特に発展しているそうです。

安心、安全を提供して、消費者がそれを利用して、お互いがメリットがある、そういう法制度をぜひ実現していただきたい。もちろん、これは将来の課題も含みますが、ぜひよろしく願ひしたいと思ひます。

ありがとうございます。(拍手)

○東委員長 ありがとうございます。

次に、加藤参考人をお願いいたします。

○加藤参考人 私は、社団法人日本訪問販売協会の会長をしております加藤澄一でございます。訪問販売の形態で家庭用ミシンを販売しております蛇の目ミシン工業の代表取締役もしております。

本日は、特定商取引法及び割賦販売法の改正につきまして、業界の立場から意見を述べさせていただきます。

私からは、まず、今回提出されております改正法案に対する訪問販売業界としての評価と、今後の業界健全化へ向けた協会の決意のほどをお話しさせていただきますとともに、信販業界からも取引の健全化に向けた思いを託されておりますので、クレジットに関する部分も言及させていただきますと思つております。

当協会は、一九八〇年の創立以来、訪問販売取引を適正にし、消費者利益を保護して、訪問販売事業の健全な発展に資することを目的に、業界自主規制事業や消費者啓発事業、また会員に係る消費者相談の受け付け、解決業務など、訪問販売取

引が適正に行われ、消費者の信頼を得て健全に成長するよう、種々の施策を導入して実施してまいりました。

しかし、近年、高齢者などの社会的弱者をねらう詐欺的な集団などが、消費者へのアプローチの手段として訪問販売という手法を用いるようになり、訪問販売に対する消費者の信頼が大きく損なわれる状況に至っております。

こうした確信犯とも言える悪質事業者への指導は、特段の法的権限、拘束力を持たない我々業界団体では困難な部分も多く、また会員として取り込むことの難しさもあり、健全な事業者の営業活動にとって極めて大きな阻害要因となっております。

今、我々業界は、悪質事業者が惹起する消費者トラブルにより失ってしまった社会的信頼を回復するために全力を注いでおります。

法律改正の審議の席上でも、当協会からの声として、悪質事業者との差別化が図れる行政施策の実施について経済産業省へお願いをいたしました。そのための準備として、訪問販売協会も、会員管理の徹底や取り組みべき事業の拡充強化について審議会で約束をいたしました。一つ目は、新規入会審査の厳格化と問題会員の処分の厳格化でございます。二つ目としては、会員の消費者志向経営の強化。三つ目といたしましては、消費者相談室の業務改善。これは、会員の不適正な行為等を迅速かつ広範囲に情報収集できる体制を整備するというところでございます。そして最後に、消費者救済基金制度の創設でございます。

審議会では、訪問販売に対して大変厳しい御意見をいただきましたが、そうした御指摘を踏まえまして、産業構造審議会の特定商取引小委員会では、今お話ししたような事業強化策を発表させていただきました。今回の法律改正は、そうした業界の新たな取り組みにつきまして、法的な裏づけを確保していただけるものであると理解しております。

特に、消費者を救済する制度として創設する基

金については各方面から注目を集めておりまして、協会としても、アウトサイダーとの差別化という意味におきまして極めて重要な事業になるとの認識を持っております。そのためにも、訪問販売業界と信販業界との連携によるアウトサイダー対策が早く機能することを心から期待しているところでございます。

今後は、訪問販売の消費者信頼を取り戻すために、法改正の内容を踏まえて、以上のような具体的取り組みの一つ一つを着実に実施して、悪質な事業者をこの訪問販売の市場から排除するための体制を構築していかなければならないと思っております。そのためには、訪問販売協会に加盟している事業者が健全な事業者であるという社会的評価が必要でございます。

これまでの、悪質な事業者を指導するために会員に取り込むという考え方から、悪質な者は会員から除名するという方向へ協会のかじ取りも大きく転換することになりました。これは、健全な事業を行って多くの訪問販売事業者の切なる願いであると確信いたしております。一日も早く、多くの消費者から、訪問販売協会の会員であれば安心、安全だ、そのような評価をいただけるよう、加盟事業者への指導を徹底してまいりたいと思っております。

次に、訪問販売等の取引の規制強化とあわせて、いわゆるクレジット取引に関係する規制強化について、割賦販売法が改正されることも関係しておりますので、信販業界における自主的な取り組み内容について御紹介させていただきます。

社団法人全国信販協会では、個品クレジット取引に係る一部の悪質な販売業者を徹底的に排除するため、また悪質な販売行為に起因する消費者トラブルを防止するため、平成十七年より一連の対策を講じてまいりました。

具体的には、現在の与信審査のあり方が悪質な販売勧誘行為の助長につながっていないかを確認するために、特定商取引法に関係する取引を行う加盟店に対する総点検の実施、二番目にクレジット

ト申込書の記入徹底、三番目に商品別の与信取り扱いガイドラインの策定、四番目に高齢者に対する与信取り扱い姿勢の確認など、クレジット取引の自主的な取り組み措置を行ってきたものであります。

これらの自主規制を徹底してきた結果、訪問販売取引等に係る高齢者に対する取り扱いはい前年対比約七〇％の減少となり、また、リフォーム業者も含めた訪問販売業者等に対する加盟店総点検の結果、延べ千四百業者の加盟店契約を解除したことなど、着実にその成果はあらわれてきていると認識しております。

次に、信販業界における今後のクレジット取引健全化に向けての対応についてであります。

今回の特定商取引法、割賦販売法の改正において、法令による規制強化とあわせて、いわゆるクレジット業界における自主的な取り組みにより、さらなる悪質加盟店の徹底排除とともに、消費者保護に向けた一層の健全化に向けて、加盟店情報交換制度の充実を図るなど、自浄作用として機能させていくことに尽力していく所存でございます。

したがって、法規制の適用に当たっては、厳格な運用は当然であります。健全な販売事業者等の活力やお客様に対する利便性の後退につながるような御配慮いただきたいと存じます。

また、クレジット会社が優良かつ健全な販売業者との提携関係を促進できるよう、訪問販売業者を初め関係事業者に対する改正法の運用の徹底及び御協力についてお願いしたいと思います。

何とぞ、今後とも業界の健全な発展のために御指導賜りますよう、この場をおかりいたしましてお願い申し上げます。

ありがとうございます。（拍手）

○東委員長 ありがとうございます。

次に、下谷内参考人をお願いいたします。

○下谷内参考人 社団法人全国消費生活相談員協会の下谷内と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、このような委員会にお招きいただきまして、また意見を述べさせていただく機会を与えられましたことを深く感謝し、御礼申し上げます。

私どもの協会は、全国の国民生活センターや、または地方自治体で消費生活相談をしている者が会員の中心になって、全国で今、会員は千九百名近く、毎日の消費生活相談を受け付けております。また、私どもは、北海道から九州まで全国に七支部を設置いたしまして、その中で、それぞれの活動とあわせて、私どもの主な事業であります、本日の特商法と割賦法に関するものでございますが、週末電話相談というのを実施いたしております。

今現在は、東京と大阪、東京は土曜、日曜やっておりますが、関西の方におきましては日曜相談、それから、昨年の秋から北海道におきましては土曜日の午後相談を受けるといような体制をとりました。全国からお寄せいただきます消費者被害について、日ごろから救済活動、未然防止活動を行っている団体でございます。

本日意見を述べさせていただく機会を得ました。私どもの相談事例を中心にお話ししていきたいと思っております。

今回の特定商取引法と割賦法の改正に当たりまして、私どもも長年期待をいたしておりましたところ、今回の改正を高く評価いたしております。ただし、何点かやはり現場の相談員といたしまして問題が残るのではないかとこのところを考えております。そしてまた、毎日の被害救済に当たっておりますので、ぜひこの法案を一日も早く成立できるように御審議をお願いしたいと思います。

それでは、私どもの相談員が今一番関心を持っておりますのは、指定商品制の撤廃でございます。

今回、非常に画期的なものといったしまして、指定商品、サービスの撤廃が盛り込まれるということに對しまして、現場の相談員といたしましては

非常にうれしく思っております。利用もしやすいのではないだろうかと思っております。ただし、原則という言葉が使われているようでございまして、ネガティブリスト化がされるのではないかと、いうふうにも思っております。

しかし、私も相談を受けます中にも、以前ありましたような原野商法、それで、原野商法が規制されますと今度は測量になるとかいつて後追い規制をしてまいります。そういうことがないように、ぜひ原則撤廃を求めますが、ネガリスト化の中にきちんと、それぞれ今後御審議されると思いますが、お入れいただければと思っております。

例えば、医療行為の問題がございます。エステとか医療行為なのかわからないようなところで、エステであれば特定商取引法で解決できるところでございしますが、お医者様が行っているところとしますと二重まぶたとか隆鼻術とか豊胸とか包茎というものに非常に多く相談が入ってございします。そういうものもぜひ御検討いただきたいということでございます。

それから、通信サービスの問題におきましても、特定商取引法と割賦法におきましては商品の指定しかございせんので、通信サービス等には現在ございせん。ぜひそのあたりも御審議をいただければと思っております。

それから、先ほど池本先生からお話がありましたのですが、展示会商法とあわせまして、私も、今後、適正と信の調査義務も含めまして、店舗販売についてぜひ御審議いただければと思っております。

店舗販売で、実は私どもの週末電話相談にこのようなものが入っております。

雨が降っておりますので店頭で雨宿りをいたしましたら、中にあるいろいろな着物をぜひちよつとごらんになりませんかと言われて、雨も降っておりますので、誘われたまま入っていきましました。入った方が悪いと言われればそれまでなんですけれども、やはりそこに至る、誘引された仕

方というのは非常に巧妙で中に入つたのですが、その中で着物や帯を次々と着せられまして、断り切れずに契約をしてしまつた。

その後、着物の着付けができないと申し上げましたら、二十代の女性でございまして、着物着つけ教室に誘われまして、次々とまた着物を買わされた。合計三百八十萬の契約をしたということなんです。二十代の方でございまして、平均的年収を考えたとしても、国税庁の調査によりますと二百五十萬ぐらいが平均的年収でございまして、三百八十萬でしたらば支払える道理がないわけですね。こういうものもきちんとぜひ与信調査をされるときにはしていただければと思っております。

それから、割賦販売におきましても大きな改正をされましたので、私も、使いやすくなっているかと思っておりますが、一点申し上げたいことがあります。

マンスリークリアについては、今回は外されるように伺っております。私も御相談を受けた中にも、二十代の男性の方が路上でポストカードを渡されて、近くでやっているからといって展示会に勧められた。どんな絵が好きかと言われまして絵を幾つか選びましたら、とてもあなたはセンスがいい、これを買わないかということ言われまして、それを買わないかというのを言われまして、とてもおうちに置くような生活レベルにもないし、支払いもないからといって何回もお断りしたそうなんです。二百五十萬の絵が最終的には百万ぐらいになって、もう帰れる状態ではなかったということ、とりあえず契約をした。

そのときに、カードを持っていますかと言われたそうです。カードならありますと言いましたらば、カードだったらどんな支払い方法もありますねということで、この方はマンスリークリアの契約をしました。マンスリークリアというのは、本人にとっては早く逃れたい一心からのものであります。

今回御審議された中におきましても、マンスリークリアは現金払いと同じような支払い方法で

ある、したがいまして、ポーン払いとは二カ月以上ということ今御規制されましたが、ポーン払いだとかあるいは割賦払いのように、同じようなセールスによる誘引性がないのではないかと、いうことで、マンスリークリアというものは入らないというふうにも伺っております。

しかしながら、今申し上げましたように、この事例から見られますように、若い方、それから高齢の方では、カードを持っているという、そのカードがどういう使い方がされるのか。例えばマンスリークリアといいますが、五十五日間後であればポーンと余り変わらないじゃないか、そういういたしますと二カ月以内になつてしまします。ぜひきちんと説明するとともに、マンスリークリアを適用から外すということはぜひ御検討を、外さないように、ポーンと同様な取り扱いをしていただけるように、もう一度御審議をいただければと思っております。

私も御相談にも、以前は紙媒体であります割賦購入あつせん契約が多かつたんですが、最近ではカード払いのケースが非常に多くなつております。私も御相談を受けました週末電話相談では十七年度に一一・三％、十八年は一二・六％、十九年度は一四・七％と、毎年、翌月一括払い、ポーン払いのカードの件数がふえております。これはどういふことかということをお伺いします。

これはどういふことかということをお伺いします。調べてみましたが、国民生活センターのPIONTにおきましても、毎年増加しております。現場の相談員としてどのように実感しているのかということをお伺いします。また、全国の多くの会員に聞かれましたら、また、私どもの週末電話相談の中から原因を探つてまいりました。

そういたしますと、出会い系サイトなどの相談も多くなつたのですが、前回の割賦販売法の改正で、割賦販売協会さんだと訪問販売協会さんの御努力によりまして、加盟店管理がかなり厳しくされたというように感じております。それが個品割賦購入あつせんなくカード利用につながつたのではないかと思っております。

したがいまして、今後、カード利用というのは、どんな方でもつくられるようになっておりますので、できればカード利用のマンスリークリアにつきまして、ぜひ御審議いただければと思っております。

それからもう一点でございますが、総量規制の問題でございます。

先ほど二十代の着物の方のお話をいたしましたので、とも一年間で支払えるような金額ではないわけですね。今回の貸金業法の改正におきましては、総量規制をいたしまして年収の三分の一ということが明記されております。今後、割賦販売法等におきましても何らか、先ほどお話もありましたように、今のところ、目安というものはありますが、基準というものができてきておりません。そういうところもぜひ御審議いただければいいのではないかと思っております。

私も毎日、消費者の被害救済、そして未然防止、拡大防止に当たっております。一日でも早く被害の救済をされることを願つてやみません。また、適格団体として昨年十一月に認定されました団体もございします。そういうことも含めまして、私も今後、未然防止、拡大防止にも力を強めてまいりたいと思ひます。

今回の消費法の中でも、特商法、景品表示法が適格団体として差しとめ請求ができるように改正されました。とても私もとしてはうれしく思っております。ぜひこの機会におきまして、一日でも早くこの法案が通りまして、被害者が安心して、安全で、そしてなおかつ公平に救済を受けられる法案ができることを願つてやみません。

以上、ありがとうございます。(拍手)

○東委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○東委員長 これより参考人に対する質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。近藤三津枝さん。

○近藤(三)委員 皆様、本日はお忙しい中、参考人としてお越しくださいましてまことにありがとうございます。

今回の特定商取引法と割賦販売法の改正は、悪質業者に厳しい網をかぶせて消費者保護に大きく踏み込むものだとうふうに承知しております。本日は、それぞれ専門の先生方から、改正のポイントなどについてじっくりとお話を伺いさせていただきますので、持ち時間は二十分でございますので、かいつまんでお話を伺わせていただきますと思います。

先ほどからもお話が出ていますように、最近の消費者被害、高齢者や、断ることがなかなかできない、苦手な消費者をターゲットにした悪質な商法が増加しております。また、被害金額もかなりのものになっております。訪問販売業者が押しつけて言葉巧みに必要のないリフォーム工事を代金分割払いで次々と契約させる次々販売被害、また、実体のない在宅ワークを誘い文句に強引な電話勧誘、教材を代金分割払いで購入させる内職商法被害など、こんな商法もあるのかとびっくりするほど悪質な訪問販売が手をかえ品をかえてどんどんと繰り返されているというのが実態でございます。

先ほど、下谷内参考人からも驚くような事例をたくさんお聞かせいただきました。実は、冒頭にこの質問をさせていただこうと思ったのですが、大変よくわかりましたので、続きまして、松本参考人にお話を伺わせていただきたいと思います。

先ほど、レスポンシブルクレジットという觀念がヨーロッパにはあるとおっしゃいましたけれども、本改正案の内容、多岐にわたり、また事業者の営業活動に重大な影響を及ぼす事項が非常に多く盛り込まれております。過去の被害実態を踏まえ、悪質商法対策の強化はぜひとも必要だと私も考えております。しかし一方で、健全なビジネスにまで過剰な規制が及んだ場合に経済への影響を懸念する声も上がっているのも事実でございます。

審議会では取りまとめの苦労をされたと同つております松本参考人に、議論された際に両者のバランスについてどのように配慮されたのか、お伺いできますでしょうか。

○松本参考人 先ほどの最初の私の発言のところでも述べましたように、いわゆる行政不況、コンプライアンス不況という言葉が言われておりまして、確かに、誤った過剰規制、不適切な規制がマイナスになるということは、言葉の定義上、明らかでございます。

しかし、これも私言いましたように、規制がなされないことによる不況といえますが、マーケットが広がらないという部分、むしろしぼんでいく部分というのはきちんと見なければならぬのではないかと。そして、一定のルールを定めてそれをきちんと守ってもらう。そういうマーケットができれば消費者は安心して取引に臨めるはずだし、万が一トラブルがあっても、しかるべく救済を受けられる、あるいは裁判外で適切な処理がなされるような仕組みがセットされる。

これは、訪問販売協会とかそれから割賦販売関係の協会とか、このような団体にそのような役割を務めてもらうというのが今回の法改正の一つの趣旨ということでもありまして、ルールはルールとしてきちんと守ってもらうけれども、他方で、それが過剰にならないように、そのルールの内容についてはさまざまな意見をお出しいただきました。

一つかなり議論になったのが再勧誘の部分であります。現在、秋田県の条例問題なんかげさの新聞でも出ておりましたが、勧誘を受けたくないという消費者の意思と事業を行いたいという事業者の活動の自由をどのような形で、どの辺で調整するのが適当かというところ、これはかなり大きな論点でございます。

法案といたしましては、事前にその勧誘を受けるかどうかの意思を確認すべき、これは努力義務ということでありまして、必ずしもしなければならぬということではございません。

それからもう一点としましては、勧誘は受けたくないという意思をはっきりさせている場合については勧誘してはいけないということでありまして、この勧誘を受けたくないという意思の表明の仕方として、どのような形で出されるのがこの法律の趣旨にのっとったものになるのかというあたりが、法律の条文そのものからは明らかにないわけでありまして、この辺は、今後政省令をつくっていく段階で、さらに関係者の意見を聞きながら適切なラインを定めていく必要があるんだろうというふうに考えております。

○近藤(三)委員 ありがとうございます。松本参考人が先ほどおっしゃったように、今回の法改正が消費者の安心、安全の心を刺激して活発なビジネスにつながりますように私も期待いたしております。

続きまして、加藤参考人にお伺いさせていただきます。

社団法人日本訪問販売協会では、これまでにも適正な事業活動を推進するためにさまざまな自主的な取り組みを進めてこられたというふうに私も承知しております。

本改正案によりまして、訪問販売につきまして、再勧誘の禁止、それから過量販売の契約解除制度が導入されました。また、クレジット会社による加盟店調査も義務づけられましたが、訪問販売業者への具体的な影響の見通しはどのようなものなのか。それから業界としての対策、さらに、改正法施行に当たっての御要望などをお聞かせいただけますでしょうか。先ほど、千四百加盟業者を整理したというふうなお話もちょうどいいたしましたが、もう少し詳しくお話をいただけますでしょうか。

○加藤参考人 日本訪問販売協会では、今回の施策によりまして、従来は、会員を、若干イレギュラーでも正しい訪問販売業者に教育するということを主眼にやってきましたが、今回は、訪問販売協会の会員であれば安心と安全、そんなことを認

めていただけるような形で、会員会社の社員も含めまして会員の教育指導というか、そんなことに力を入れていきたいと思っております。

また、消費者救済基金というものを設けようというのを現在検討中でございます。これは、日本訪問販売協会の会員が現在三百社ぐらいあるんですが、その正会員に對しまして、基金を供出したしまして、イメージ的には一億円ぐらいの基金を集めまして、会員が倒産とかいろいろなことでもトラブルった場合の補償をしまして、お客さんに迷惑をかけないような形をとりたいたいと思っております。

それから、信販業界の関係で、先ほど何社という話はしたんですが、私はあちらの役員でもなくて、たまたま全体の形をこの委員会でお話ししていただきたというのを託された方なのでございまして、数字につきましては、先ほどお話しした数字以外はずっと持ち合わせていませんが、訪問販売のよさを、正しい会員指導をしまして、会員であれば喜ばれる、安心と安全がいただけるような形、協会の会員をそんな形で指導してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○近藤(三)委員 ありがとうございます。それでは、続きまして下谷内参考人にお伺いさせていただきます。

先ほどもお話に出ましたように、国民からの消費者相談の窓口は地方自治体の消費生活センターなどですが、ここの予算配分が年々減少しております。その結果、相談員の方々の待遇が非常に良くないというふうに向っておりますが、どのような見解をお持ちなのか。先ほどのお話ですと、土曜日、日曜日にも窓口を開設されて、非常に頑張ってくださいとおっしゃったというお話伺いましたが、実態はどのような状態になっているのか。また地方自治体の体制強化のためにどのような体制をとるべきかと考えておられるのか、お聞かせください。

○下谷内参考人 ありがとうございます。

予算の削減につきましては、各自治体では年々削減をされておりまして、職員の減数もありまして、また相談業務につきましても年々ふえておりますので、非常に難しい実態ではあります。

先ほど先生がおっしゃられましたことでございますが、週末電話相談をいたしておりますのは、自治体が行っているわけではなくて、私どもの協会が、自治体が行っていないところを補完できるのではないかとということで当初設立いたしましたものでございます。会員は、全国の自治体の消費生活センターの相談員もやっております。したがって、土曜、日曜の相談もその者たちがやっておりますが、相談の区分けにつきましては全く別なものでございます。

相談も、毎年私どもが多く入っておりますのは、それは地方行政におきまして相談電話がなかなかつかないとか、行政も私どもの土日相談を案内はしてくださっておりますが、電話がつかないからといって地方行政へ対する苦情もあります。そこで、私どもの相談が延々と入っていくということになっております。

それから、体制についてでございますが、今現在、国と、小さな政府から地方分権が非常に叫ばれておりまして、そのような形で消費者行政も動いております。

今回、新しい組織とかいろいろなことが言われておりますので、私どもといたしましては、その予算を地方の行政にすべて賄わせるというのは非常に問題だろうと思っております。

そしてまた、全国どこでも津々浦々被害に遭っていないことはないわけですね。ただ、御自分が被害に遭ったということがわからない方がいっぱいいらっしゃると思います。それは、消費者被害とか訪問販売だとか、いろいろな方法の販売について、自分たちが親切に商品を購入させられているという現実で、必要もないものを買わされているということがなかなか御理解いただけない地域の方もいらっしゃると思います。

そういう方たちが、自分たちがそういう被害に

遭ったということをわかるとともに、そしてまた、地方行政が全国津々浦々にそういう相談窓口があるということを知っていただくためには、地方行政だけの予算というものは非常に難しいだろうなと思っております。

今回の改正に際しまして私どもが強く要望いたしておりますのは、地方行政、全国の市町村に、人間が住んでいるところ、消費者が住んでいるところには必ず窓口を設置いたしまして、それを各自治体の予算で賄うのではなくて、国の方からの財源の支援、人的支援、研修等の支援をぜひお願いしたいと思っております。

○近藤(三)委員 ありがとうございます。

引き続き、下谷内参考人と池本参考人、お二人にそれぞれ伺いさせていたきたいと思っております。

本改正案では、過量販売の解除制度、それから過剰と信防止のためのクレジット会社の調査義務、既払い金の返還制度の導入など、これまで懸案とされてきました消費者保護のための措置が広く盛り込まれております。

今後、改正法を施行するに当たりまして、消費者被害の救済の実効性を確保するためには、過量販売や過剰と信防止のガイドラインなどについてどのようにあるべきとお考えなのか、また、そのほかにも改正法施行に当たりまして具体的に要望される点がありましたら、お聞かせください。

そして、もう一つ続けて伺いさせていただきます。

今回の改正案の適用対象外ではあるんですが、先ほども少しお話に出ました店舗内での販売でも過量販売などの深刻な消費者被害の事例があります。先ほど出ましたが展示会商法、呼び出し監禁商法と言われるもの、このようなものがあります。具体的な被害の実態と今後の検討課題として、こうした被害の救済のあり方についてもお話をいただけますでしょうか。

それは、まず池本参考人からお願いいたします。

○池本参考人 池本でございます。御質問ありがとうございます。

まず第一の質問、過量販売解除権あるいは過剰と信防止の点ですが、これは、先ほどの説明でも一言触れましたが、個々の勧誘行為の違法性を消費者側が逐一再現、証明できなくても、客観的に見て著しく過量であるという事実が存在するというところを明らかにすれば救済できるという意味では、被害救済の上では非常に力になる、実効性のある規定だということをお願いしております。

問題は、客観的に数量が多ければ、すべて例外なく解除できるということではなくて、それについて販売業者の側が、特にその商品には必要性があつて本人が主体的に購入したんだという事情があるときは適用を除外するという規定が入っております。これは、ある意味ではバランスをとつたものとして適正だと思っております。

むしろ、そういう例外規定があるからこそ、最初の著しく過量な販売、通常必要とする量を著しく超えるという言葉の意味を、余り例外的に、それこそ布団を三十組買ったとき初めて適用されるというのではなくて、普通は買わないような過量なもの、もちろん平均を一つ超えたからだめだという意味ではありませんが、通常は買わないような、それはまたともに合理的に判断すればそういうことは契約しないんじゃないかと言えるようなものについては、まずは原則的な要件が適用されるというふうな線引きをしていただきたい。

そのかわり、例外の部分、いや、この人はこういう理由で複数買う必要があるというところがあったんだということを販売業者の側が証明すれば、それは有効になる。

いわば、原則も例外も一定の幅を持たせた、そういう活用できる規定になるのではないかと思います。

同じように、過剰と信防止についても、個別支払い可能見込み額、その消費者にとつての支払い可能見込み額を超えるとはならないというのが法の規定であります。そのときに、例えば

年収の三分の一を超えたら一切与信しちやいかぬとか、そういうような意味でとられると、これは画一的な、むしろ膠着的なものになつてしまひますし、私たちがそれを望んでいるわけではございません。

しかし、例えば、本人に自宅があるからあるいは不動産があるから与信してもいいんだということでは困るわけで、ちゃんと収入があるかどうか。収入があるといつても、年金があるんだから、例えば年金が月額でいけば十数万くらいあるんだから五万円の支払いなら大丈夫でしょう、これでは困るわけです。生活が維持できないようでは困る。

その意味で、生活維持に必要な一定の金額はきちんと確保した上で支払えるかどうか。生活維持といつても、例えば生活保護の最低水準でぎりぎりセーフだからいいじゃないかではやはり困るわけで、クレジットというのは、豊かな選択肢の中で生活していく、そういう消費者の選択肢を広げるものですから、無理なく払っていく一定の水準を設定して、それをきちんと見きわめた上で与信をしてください、こういうルール。

その意味では、原則、例外、両方についても一定の幅を持たせて、結果として全体がバランスのとれたものになる。これは、政省令をつくるときにぜひ具体化していただきたいものということになります。

二点目の、店舗での呼び出し監禁型についても、これは、現時点でこういうことまでいいというところまで弁護士会としても確定できているわけではありません。ただ、店舗での取引全部を入れるということになると、これは、特定商取引法、訪問販売の概念とも矛盾してしまいますから、やはり店舗……

○東委員長 池本参考人に申し上げます。時間が参っておりますので、簡潔によくお願いいたします。

○池本参考人 わかりました。その意味では、店舗については、呼び出して帰

宅困難なような特殊な状況があるかどうか、そのあたりを少し限定していくことが必要であろうと思います。
失礼しました。

○東委員長 下谷内参考人、時間が参っておりますので、簡潔によりしくお願い申し上げます。

○下谷内参考人 なるべく簡単に申し上げます。過量販売ということでございますが、先ほど申し上げましたように、地方のいろいろな御相談がございます。その中に、御自分がだまされてない、いい訪問販売の方が来られたという年二回くらいお会いして、お布団とか健康食品を買われるという事例が多くございます。

したがって、皆さんにお話しいたしますと、それはお宅にとつて必要なものかどうかということがまず抜けております。私も今全国で出張講座をやっております。そういう事例をたくさん見聞いたしておりますので、やはり、先ほど池本参考人もおっしゃいましたように、その方がどうやって生活ができるかということ、そこについて、最初のセールの途中で十分御説明とあわせて検討していただくということが必要なのではないかと思っております。

○近藤(三)委員 ありがとうございます。

○東委員長 これにて近藤三津枝さんの質疑は終わります。

次に、古川元久君。

○古川(元)委員 民主党の古川元久でございます。

今日は、参考人の皆様方には、お忙しいところ、大変貴重な御意見を聞かせていただきまして、まことにありがとうございます。

最近、政府のやることというのは、大変国民の不信を買うことばかりでありまして、今回の法案のように、参考人の皆様方すべてから、これは大変いい法案だ、ぜひ早く通してもらいたい、経済産業省もよく頑張った、そういう役所に対するお褒めの言葉を聞くというのは最近珍しいなというふうに感じております。

そういう意味では、消費者の皆さんの、割賦販売とか訪問販売あるいはインターネット販売、そういうものに対する信頼をきちんと確立することも大事であります。政府に対する信頼を回復する意味でも、政府もいいことをやっているという面をきちんと示すということは大事なことでないかなと思います。そういう意味でも、この法律改正は大変大事なことだと思っております。

また、一日も早く成立させなければいけないことはもちろんでございますが、きょう参考人の皆様方からお話がありましたように、やはりこの法案審議の中でしっかりと確認をしていかなきゃいけない部分も多々あるかと思えます。法律だけでは書き切れない部分があります。政省令の部分に任されて、一体そこはどうか。

法律というのは細部に魂が宿ると言われることでもあります。せつかく形はしっかり書かれていても、実際に運用のところになると、その法律で書かれているとは全く違うような形の趣旨で運用されてしまったりとか、そうなるのは元も子もありませんから、その部分をしっかりと確認の上で、そういう部分が十分確認がとれたところで、法律を速やかに成立させる努力を私どももしていきたいというふうに思っております。

その上で、きょうはせつかく参考人の皆様方がお見えでございますので、幾つかの点を御質問させていただきます。

先ほど来から、松本参考人の方から、よく官製不況とか言われて、この法改正についても、最近三Kといつて、建築基準法の改正と金融商品取引法の問題とあと貸金業法の改正、これが三K不況を生んでいると。中には、この法改正が四Kになるんじゃないか、そういう危惧を出される方もいらっしゃるわけでありまして、

業界の方の加藤参考人からお伺いしても、きょうのお話を聞きますと、そういう危惧というのは杞憂かなというふうに感じますけれども、今言われている三Kは、規制を強化するということが自体が悪いというよりも、その規制強化といいますが、

か、本来は消費者のためにという形で強化されたはずが、実はお役所の人たちの、官僚のいろいろな不必要な、いろいろな行政手続を煩雑化させたり、また場合によっては、何か問題があっても、役所はこういうふうにやりましたから責任は私たちにありませぬ、あとは業者です、あるいは、ここまでするんですから責任は行政にはありませんよという、消費者保護の名のもとに、いわば官僚が責任逃れをするための、そういうような規制になつてはこれは本来のあるべき姿ではない。今問題になつて挙げられているような話の中には、どうもそういう面があるのではないかと。例えば、建築基準法の改正などはそうした面がかなりいろいろな面で見えておりました。本当に消費者の立場に立っているのか、そういうことを考えていかなければいけない。

そういう意味では、その部分はきちんと私どもも、まずは、もちろんこれは、考え方も基本的な方向性も消費者の保護ということで大変に大事で、私ももちろんです。いかなきゃいけないことだと思ひますが、その点のそうした危惧というものはないか、あるいは、こうしたことはやめてほしいとか、そういうような視点でもし業界のお立場からあれば、加藤参考人、ぜひお聞かせいただきたいと思ひますが、よろしくお願いいたします。

○加藤参考人 「日本訪問販売協会のご案内」という資料がございまして、訪問販売協会は何をやっているかというのがあるんですが、この例えば五ページに組織があります。日本訪問販売協会の中で、この一番下に、事務局の中に消費者相談室というのがございまして、ここでいろいろなルートから、お客様の苦情が直接入ってくるのか、地方自治体から通じて入ってくるのか、いろいろあります。そういうことで自浄作用はやっていきます。

それから、訪問販売協会の会員の中で、右の方の主な機関で倫理審査委員会というものがございまして。ここでどうしようかということ、先ほどちよつとお話ししましたが、今までは、日本訪問

販売協会の会員が大勢入来しまして、質が悪いのを向上させようというものが従来ございました。今度からは、この法律改正に従ひまして、逆に、会員会社はいい会社だけにしようということをやっておりますよということ、そんなこともありまして。

それから、その二ページ目に、訪問販売員教育登録証とか、個々の会社だけじゃなくて、個人に對しまして、販売員に對しまして教育をしようということ、この教育証、資格証を持った販売員が訪れるといひかな、極悪なというか、悪質な業者を排除するのが必要かなと。

全体、我々のまともな訪問販売業者も淘汰されちゃうというか、まず断つてみようから入ります。いろいろなことになつちやいますので、私は、厳格になりまして、協会もつと会員を徹底して教育したり何かしらいきますと、訪問販売協会に加盟している法人は安心してできるという形に持つていければいいかなというふうに思っております。

訪問販売は本当に、もちろん大きくて日本訪問販売協会に入つていませぬが、自動車の訪問販売もございまして、デパートの外商も一種の訪問販売業界の形だと思つていきますし、なくせないものだと思つていきます。便利に感じている人もいっぱいありますので、いろいろなことでやはり会員の質と販売員の質を高めなきゃいかぬかな、全くそれが教育が徹底されて、今はパーフエクトではないところ、今後再度教育しなきゃいかぬかな、こう思つております。

困つたことというのは、教育をいかに徹底して、会員の企業の実際動くセールスさんのルール化というか、正しい販売をさせなきゃいかぬかなということに今後邁進しよう、こう思つております。

以上です。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

次に、こうした消費者の方々が直接関係する、しかも、消費者の方々にとっては、自分たちの権

利あるいは財産を守っていく上で大事な法律改正が行われる。しかし、これは、消費者の方がみんな、こういうことが変わったんですよということ、がきちんと周知徹底されないと、せっかく法律としてはあっても、それをうまく自分たちが活用できないと、宝の持ち腐れになってしまうんですね。

ほとんどの方々は、ここで議論されているような話で、国会で議論されている法律改正があつたかというところはなかなかありません。まして、いろいろな悪徳商法の犠牲者になっていらっしゃるような高齢者の方とか、あるいはインターネットなんかで安易にクリックをしたみたいな若い人とか、そういう方々だと、最近では若い方は新聞は読まない、テレビは見ない、まして役所なんかは行かない、そういう方々にこの法律改正をどう周知徹底していくか、これは、これから法律ができた後非常に大事なことでと思うんです。

こういう冊子をつくられたりして、今加藤参考人からお話がアつたように、協会の方でもそういう窓口はあけていますというんですけれども、では、どれくらいの方がそういうことを知っているのかと。

確かに、何百万とかそういう被害とかなると、何とかしようということではいろいろな人に聞いて、いや、ここに行つたらこういう窓口があるよ、あるいはそのよなになりますけれども。例えば小口の、本当に数千円とか一万円あたりのとかそれくらいだと、まあ、だまされた自分が悪かつたみたいな、そういうふうで泣き寝入りをしちゃう、そういう被害者の方は実は物すごく多いんじゃないのかなと思うんですね。ですから、今、表面にあらわれている被害以上に、もっと大きな被害がある。

ですから、そういった意味では、そういう方々も含めて、きちんとちゃんと皆さんの権利はこういう形で守られているんですよ。例えば訪問販売員の人 cameたら、協会の会員証持っていますかと、知っていれば聞けますよね。そして、今言わ

れたような、そこで聞けてちゃんと出せば、そこはまあ、とりあえずちゃんとそのところは登録はされているんだとわかります。しかし、多分ほとんどの人はそんな、来ましたので、あなた、協会の会員証持っていますかなんて聞く消費者はまずいないですよ。では、こういうことで、持っている人は安心ですよとどう伝えていくのか。

この周知徹底について、これは弁護士会の中でも考えなきゃいけないような話だと思いますが、池本参考人と加藤参考人、そして下谷内参考人から、どう一人一人の消費者の方々に周知徹底していくのか、皆様方の取り組みもお伺いしたいと思ひますし、あと、それを、では、行政とかに、こういうことでしてほしいと御要望があれば、ぜひここでお伝えをいただければと思います。

○池本参考人 池本でございます。非常に的確な御指摘だと思います。

国民生活センターが毎年実施している国民生活動向調査によると、消費生活の中で不満、苦情を抱えた人の中で、消費生活センターに相談する人という人はわずか五％程度にとどまるそうなんです。ほとんどが水面下なんです。

その意味では、きょう議論しているこういう法改正の一つ一つの細かな中身を全部伝えて、それで、この場合はこうできるというところまで全部伝え切るといのは大変かもしれないが、少なくとも不満、苦情を抱えたときには、こういう窓口があります、そこへまず相談に行くことが、自分が救われるだけではない、同じようなことが繰り返されないためにも必要なんだ、社会人として、自分だけじゃない、社会のためにも行動すべきなんだということを、まず学校教育や社会教育の中で伝えていく。

それと、その窓口は、ではどこにあるのという、消費生活センターの電話番号や所在を徹底して広げていくというふうに、ポイントを絞つてはいかがかと思ひます。

○加藤参考人 日本訪問販売協会といたしまし

て、機関誌をクォーターごとに出しております。こういう機関誌を地方公共団体とか消費者生活相談ルートとか、いろいろ出しております、それからこちらへ回していただけるような形をぜひ期待をしております。

以上です。

○下谷内参考人 ありがとうございます。

行政の周知とか、私どものような取り組み方ということですが、やはり消費者教育というものが一番の問題ではないかと思っております。

したがって、それぞれのところにおきまして、産業界におきまして、そのような消費者教育を徹底していただくこととあわせて、自分がどこに相談したらいいの、何でもいから、まず相談できる窓口があるということを周知する必要がありますのではないかと思います。

それは私どもの協会もそうでございますが、行政の中で積極的に周知をしていただくこととあわせて、今回の法改正のことにつきましても、担当所管でありますところの経済産業省も、積極的な周知の御努力をしていただければよろしいのではないかなと思っております。

○古川委員 ありがとうございます。

せっかく法律をつくつて、そうした、消費者の皆さんにいろいろな、だまされたときに行動できるチャンスといえますか権利が与えられるわけがありますから、やはりそれが伝わるように、ぜひ我々も努力していきたいと思ひます。

皆さんもそれぞれの場で、特に弁護士会でですね、弁護士の先生に聞きに行くつて、すぐ、相談すると幾ら取られるのかなというのが頭にあって、なかなか敷居が高いんですね。やはりそういった意味では、弁護士の方とか幅広く、そういった意味での窓口を広くちゃんと受けていただくように、ぜひお願いをしたいと思ひます。時間も限られておりますが、今回の改正、私はかなり、訪問販売とかについては、そういう悪徳業者を排除して、そして先ほど池本参考人や加藤

参考人からも話がアつたように、良質な業者がそうした販売をして、そうした訪問販売あるいはクレジットで安心した取引ができるような、そういう環境をつくつていく大きな一助になると思ひますが、もう一つ、今問題になっている、そして今後ますます問題になっていくであろうのは、やはりインターネットによる取引だと思うんです。

今回のもインターネットの取引についての若干の規制というものは入つてまいりましたが、ちよつと私が見るところでは、これだけではインターネットの取引というのについてはまだ十分ではないかなと。訪問販売のように人が来る場合と違って、インターネットの場合、そもそも相手方は見えないし、相手方は一体どこに存在するかも、それを追いかけていくのもなかなか技術的にそう簡単ではないという状況の中で、そういう取引でだまされるような人たちがいるのが今後ますますふえてくるリスクというのは高いんじゃないかと思っております。

そういう意味では、今後の課題としてでも結構なんですけれども、インターネットの取引に対する、そういう支援のあり方といえますか、そういうものについてどのようにお考えなのか、松本参考人と池本参考人、そして下谷内参考人から御意見を伺いたいと思ひます。

○松本参考人 インターネットにかかわる問題というのは、取引だけに限らず、その他、有害情報だとか名誉毀損だとか多様な問題が出ております。

ただ、インターネットの世界をどのように法律で規制していくのかにつきましては、表現の自由だとか通信の秘密といった憲法上の問題等も絡んで、そう一概に、えいやとやれることではない。ただ、リアルの世界で違法なことはインターネットの世界でも違法なんだ、これは明らかであります。リアルの世界ではない、インターネット特有の問題をどのように対処すべきか、これが現在いろいろなところで議論されている問題でございます。

取引の世界に關しましては、例えばインターネット上のショッピングモールというのが、リアルワールドの世界におけるショッピングモールとか百貨店とどこが似ていてどこが違うんだというあたり、いろいろ議論がありますし、また、オークションサイトでもトラブルが起こっておりますが、リアルワールドの世界における、例えばクリスティーズのやつておりますような、ああいう世界の名画のオークションなんかと一個百円くらいで何かやりとりしているようなオークションと相当違うわけでありまして、どのように法規制を入れていくのか、このあたりまだ決着していないことでございます。

ただ、それぞれの関係事業者が、自分の市場を発展させるため、信頼を勝ち取るためにさまざまな努力をされている。大手のモール業者、大手のオークションサイト業者さん、それぞれ自主的な努力をされているし、また、そのようなインターネットの世界における取引を安心してやれるように、消費者向けのサービスを提供するような、一種のベンチャービジネスのようなものも現在育ってきておるところであります。一定の信頼マークを付与することによって消費者に安心して取引してもらおうという仕組みが幾つか動き出してありますので、そのような自主的な取り組みがどれぐらいうまくいくかというのを現在見ているところでございます。

○池本参考人 池本でございます。

ネット取引の販売業者についての規制のあり方、方向性については、今松本参考人から御発言がありましたので、それに絡むクレジットのところについて少し私の意見を述べたいと思います。

今回の割賦販売法改正では、いわゆる契約書型クレジット、個別式のクレジットが主たる規制対象ですが、ネット取引の場合は、カードの番号を入力してそれを使うということが多いので、個別式クレジットでは必ずしも対処できていないんですね。

ただ、カード方式についても、今回の改正の中でも、例えば顧客の苦情に適切に対処せよという

ような一般的な規定はありますので、その部分をきちんと活用して、政省令の中で、ネット取引で問題が起きてくるようなところは、きちんとした対処というときに、顧客個人への対処だけではなくて、その販売業者をきちっと確認するというところも含めた、少し広げることによって、今回の法改正の中でも少し手がかりが出てくるのではないかと考えております。

○東委員 下谷内参考人、時間が参っておりますので、簡潔にお願い申し上げます。

○下谷内参考人 今お二人の参考人がおっしゃられましたので、

私もでは、この十四ページに、ネットショッピングについて記載いたしております。最近ネットオークションを利用した相談が非常に入っておりますので、私ももうこういう形で啓発にかかわらせていただいております。

ただ、ここに書いてありますように、通信販売にクーリングオフの制度はありません。これは昨年つくったものでございますが、今回の改正で、通信販売につきましてもかなり規制が強化されるというふうになっておりますので、ネットショッピング等におきましてもそのような規制をしていただけるようにお願いしたいと思っております。

○古川(元)委員 ありがとうございます。終わります。

○東委員 以上で古川元久君の質問は終わりました。

次に、高木美智代さん。

○高木(美)委員 こんにちは。公明党の高木美智代でございます。

今日は、大変にお忙しい中、四人の参考人の皆様にお越しいただきまして、また、貴重な御意見を賜り、心より感謝申し上げます。また、日ごろから、皆様の消費者保護に對します御活躍につきまして、深く敬意を表するものでございます。

私も公明党も、昨年の五月、この法改正に関するプロジェクトチームを立ち上げまして、昨年

の十一月、さまざまな方たちから、弁護士の方であるとか、また被害者の方たちから多くの御意見をちょうだいいたしましたし、それを取りまとめで、甘利大臣に申し入れをさせていただいたところでございます。また、その際にも、皆様、御協力いただいた方もいらつしやいました、この場をおかりしまして感謝申し上げます。

時間も迫っておりますので、簡潔に質問をさせていただきます。

今回のこの法改正につきましては、先ほど来多くのお話がありましたとおり、皆様が大方大変高い評価をしてくださっているということにひとつ安堵をしております。今、高齢化そしてまた核家族化、そういう大きな社会の変化の中で、こうした消費者をいかに保護していくか、大変大事な法改正であると私も思い、臨ませていただきました。

そこで、まず一つ、これは下谷内参考人にお伺いしたいのですが、社会的弱者を守るための、多くはそれを守るための法であると思っておりますが、高齢者のことはデータにもよく出てまいります。

私は、今、党におきまして障害者福祉についても携わっているもので確認をさせていただきたいのですが、六十歳代の相談が圧倒的に多い、しかし、その下のところの年齢層を見ますと、そこに隠れておりますのはむしろ障害者ではないかというふうには実は考えている一人でございます。それを、現場の相談に携わっていらつしやうてどのような感触をお持ちか、教えていただければと思います。

○下谷内参考人 下谷内でございます。

実は今の一番の問題でございます。ただ、私どもでもそこまで詳しい精査はいたしておりません、申しわけございませんが。

今回、私も出前講座をやっております、昨年から障害者の方の出前講座もやらせていただいております。いろいろな機関にこあひさつに伺いますと、外に出てこない障害者の方の相談がかな

りあるということ、それぞれのところにおいても窓口を設けてやっているが、それはとても行き渡らないということで、私どもに出前講座の要望がございます。

申しわけございません、その程度で。数字的にはちょっとわかりかねます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

そこで、まず一つ、これは四人の方にお伺いしたいのですが、今回、規制の抜け穴の解消ということで、先ほど来ございましたが、不都合な商品、役務を法令で明文化しまして適用除外とするというネガティブリスト化を採用するとしております。

この適用除外の考え方なんですけれども、今までも委員会でも多くの審議がございました。一つは、ほかの法によって消費者保護が図られている、そしてまた、特商法の行政規制になじまない、これを政省令で定めるということで、先ほど来池本参考人からも、政省令が大事だというお話がございました。消費者相談という、そこを考えると、指定商品への該当の有無であるとか、また、いわば一たん政省令で決めた後、まず一つは、これをどのような形で考えていくのか。

例えば、除外品リストが複雑化していきますと、結局は今までと同じ、ポジティブリストと同様の結末となってしまう、ここは大変大きく危惧されるところと思っております。まさに池本参考人は弁護士さんでいらつしやいます。まさに池本参考人は弁護士さんの役務の提供等その範囲の中に入っております。そういうときに、例えば消費者相談を受ける、また、そうした状況によりまして、もう少し、その後必要なものは適切に見直していけるというような柔軟な対応が必要ではないかというふうには私は考えております。

当然、今回の法改正につきましては、まず適切な指定がされること、そしてまた早期の明確化がされること、この二つが求められていると思っておりますが、今後、不都合が生じたときにも柔軟に対応できるようにしていくべきではないかと思

います。この適用除外のあり方につきまして、松本参考人から順次お話を伺わせていただきます。と思います。

○松本参考人 金融庁が金融商品取引法を制定するときに、金融商品ということで金融庁管下の法律すべて一元化はしなかった、投資関係だけに限定をして、そこから外れた銀行とか保険については、同じような内容のルールをその法律に入れるというやり方で、同じタイプの商品は同じルールということをしたようであります。

したがって、特商法についても、他の業法があつてというタイプのものについて、特商法が与えているのと同じような保護がきちんと与えられているものについては適用除外をする、あるいは、この際だから一緒に、一緒には無理かもしれないですけれども、特商法に合わせて改正をしてみたら上で適用除外することとは考えられるかとも思いますが、その当該業法を所管する官庁を丸々信用して全部投げるというのは避けるべきだろうと思います。

特商法というのは、もともとさまざまな権限を経済産業省とか主務官庁その他に実際に与えていたわけですが、法執行が従来きちんと行われていなかったということがございます。最近では経済省も都道府県もかなり熱心になるようになってきたわけですが、権限が与えられていても行使していない法律、主務官庁もございまして、そのあたりも精査する必要があるのではないかと感じております。

○池本参考人 池本でございます。

日弁連は二十年以上前から指定商品制廃止を訴えてきていたんですが、今回適用除外で弁護士法が名乗りを上げていたということについて、実は消費者団体から、日弁連は外れるんですかという質問を受けたことがあります。

弁護士業務の場合、例えば、警察に行つて接見して、その場で受任するというふうな、事務所外で、しかもそれを経産省や警察の罰則で担保するというのはどうしてもそぐわない部分などもあり

ます。

そこで、言い出しつべである弁護士会としては、特商法の規制の水準をきちんと見ながら遜色がないようにしていこうということで、従来から書面交付義務、勧誘行為規制、広告規制は一応あつたんですが、その中身を今全面的に見直しをしました。それから、中途解約権がもとと民法にはあつたんですが、これも契約書の中に書き込んで、不満があれば解除できるということも明確にしていこうというふうにしております。弁護士会の規則ではありますが、これは業務停止を含む行政処分の対象に係らしてあります。

その意味で、指定商品制を廃止することで消費者保護の漏れがないようにすることが不可欠だと思つたので、弁護士会としてもそういうふうにして、五月七日に理事会で承認をして、今度臨時総会を招集することになっておりますが、今後、各分野で、適用除外をするときには、やはり特商法の規制水準と比べて消費者保護に漏れがないかどうか、そこをしっかりと見きわめていく必要があると思つた。

以上です。

○加藤参考人 会員企業の取り扱いの商品はすべて指定商品に入つておまして、逆に、その除いたものを扱う悪徳業者の排除になるかなというふうにしております。

○下谷内参考人 現場の相談員といたしましては、できるだけ全部撤廃をしていただきたいという思いは強くは持つております。ただ、法案の一日も早い成立を考えますと、多少柔軟な対応も必要かなと思つております。

できるだけ全部撤廃をしていただけるよう

に……。

○高木美委員 ありがとうございます。今、お話を伺つておまして、今後の政省令が決定をする、その後の運用につきましても、やはり情報の集約化、適時それをウオッチしていくということが大事ではないかと思つた。

この情報の集約化につきまして、例えば加藤参

考人は現場で訪問販売協会の会長であられる、また、下谷内参考人については多くの相談業務に当たつていらつしやる。例えば今、訪問販売協会におかれましては、相談事業等もスタートをしていらつしやるというお話が先ほどございました。

そこで出てくる事実というものがどこにどのよう集約されていくのか、また、そのシステムが整つていくのかどうか、そのことにつきまして、御要望としてまた御意見がございましたら、加藤参考人また下谷内参考人からお伺いをしたいと思います。

○加藤参考人 お客様の苦情につきましては、県だとか地方絡みとか政府関係とか、いろいろなところで情報交換をしておまして、当協会だけのデータじゃなくて会員絡みのものが出てきますと、また教育をしなきゃいかぬところところへフィードバックしておまして、情報収集につきましては訪問販売協会としてはうまくいっているかな、こういうふうには思つております。

○下谷内参考人 情報の集約化でございしますが、まず、私もどなたもやっております相談員協会の部分と、それから全国の国民生活センターを中心としたしましてPIONEERでの収集と、二点あるかと思つております。

私も、先ほど来申し上げておりますように、冊子にもございまして、週末電話相談、それから、毎年五月に消費者月間協賛事業といたしまして一〇番事業をやっております。そういうものを集約いたしまして、今何が求められているかというこの問題提起をしてまいつております。

国民生活センターに集まつております相談は百万件を超えておりますが、割合的には私も三千から四千の少ない件数でございまして、傾向的にはほとんど変わつておりませんが、傾向的にはほとんど変わつておりませんが、その中で当協会としては積極的に情報を開示したり、提供したしたり、またあるいは適格消費者団体として活躍をしてみたいと思つております。

システム化については、当会においてはまだな

かなか不十分でございますが、国民生活センターを中心といたしましたPIONEERについてはかなりシステム化されまして、各官庁においてもリサーチできるようになつたと伺つております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。続きまして、割賦販売法の方の過剰と信の防止につきまして伺わせていただきたいと思います。やはりここにおきまして、政省令で今後どのようになっていくか、先ほど来お話がございましたが、買いたい人が買えないという事態は避けるべきかと私も思いますし、またなおかつ、過剰な与信をするべきではないとも思いますし、当然、個別の事情を踏まえまして行われるべきと思つております。

その明確なチェックポイントをどのように設定していくか、ここで使い勝手もよくなりますし、先ほどコンプライアンス不況という話もありましたが、そこにまた陥つてしまつたという危機感も、ここは一つの大きなポイントであると思つております。

特に障害者の場合につきましては、所得が余り高くない、しかし、買いたい器具は高い、こういう状況もあります。購入したいときに買えないというのでは、これまた違うとも思います。

私は、そこでやはりもう少し弾力的な運用ができるようなシステムづくりが必要ではないか、そういうチェックポイントであるべきではないか、このチェックポイントの設定の仕方につきましてお伺いをしたいことが一つ。

あわせて、ちよつと時間も迫つてきておりますので、その際に、やはり高齢者の方、障害者の方、そしてまた消費者教育ということに余り詳しくない方、そういう方につきましては、勧誘の意思の確認というふうな言われましても、意思の表示ということ自体が大変危ぶまれるケースが多あるかと思つた。意思をはつきりとあらわせない消費者の方たちをどのように保護していくかということが大事かと思つております。

ということから、もう一つお伺いしたいのは、

成年後見制度、これは今私たちも一生懸命進めようと思つてゐるのですが、報酬の問題、そしてまた、なり手の問題、なかなか社会システムまでもう一步高まつていかないというものがあつて、しかし、そういうものをかみ合せて考えていけませんと、せっかくいい法律はつくつた、でも、いざ使つたときにたらそういうところにトラブルが頻発してしまつてということになつたら何にもならないという、この危惧ももう一つ持つております。

この二点につきまして、二つで大変恐縮でございますが、弾力的な運用をどのようにすればよろしいか、もう一つは、そのような成年後見制度をさらにまた使つていかなければいけない、しかしながら、なかなかシステムになり切つていない、こういう点につきまして、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。松本参考人から順次お願いいたします。

○松本参考人 今回の割賦販売法の改正は悪質商法対策という面がかなり大きいわけですが、悪質商法ではないとしてもなお過剰与信の問題というのは残るといふことは事実でございますし、与信のブレーキがかかり過ぎると、本当に必要な人に信用が回らないということにもなりかねないといふのも事実でございます。

ただ、払えなくなるのはつきりしている人に与信をするということが健全なビジネスなのかどうかという点を事業者が最終的に判断すべきだろうと思ひます。払えなければもう払つていただかなくて結構です、貸し倒れとして落としますというところでリスクをみずから業者がとつて貸すというの、よい事業者のやり方として十分あり得ると思ひますが、容赦なく取り立てさせていたいただきますということではよくない人にも貸すというものが果たしてよいことなのかどうかというところがあると思ひます。

したがひまして、本当に必要としてゐる人だけでも返済能力の点で問題視されるような人については、別途、公的機関が保証をつけるとかいい

た方策でもつて、必要なところに必要な与信が回つてくるような仕組みを考えるべきではないかなと思つております。中小企業向けでありまして中小企業の信用保証協会というのがございますから、そのようなものでは、例えば障害者の方で本当に必要な方については公的資金でもつて少し手当てをするというのが本筋じゃないかと思ひます。

○池本参考人 第一点目は先ほどの松本参考人の意見とほぼ同旨ですが、一点だけつけ加へるとしますと、過剰与信防止についても、消費者保護に支障がないものについては適用除外するという例外規定が用意してあります。政省令を検討するときに、こういう場合は除外していいのではないかなという具体案をそこへ入れ込むということではバランスがとれると思ひます。その具体案については、今ちよつと議論する時間がないので御容赦ください。

それから二点目の、高齢者等あるいは障害者、成年後見制度とのリンクはどうかということですが、実は、弁護士会や司法書士会では、成年後見等の推薦があればこちらで提供できますという名簿をつくつてゐるんですね。しかし、必ずしも十分活用されてゐない。

むしろ、この点は、消費者行政と高齢者福祉の行政がパイプをきちんとして、その高齢者の行政と私たち弁護士会や司法書士会がきちんとパイプをつくつて、そうやって、必要な方には継続的なフォローをしていくという制度づくりが必要であらうと思ひます。

実は、弁護士会では、高齢者と障害者の二つの委員会合同で、今その議論を始めてゐるところです。

○加藤参考人 訪問販売協会の会員の会社には、高齢者あるいは知的障害者等のお客様から直接申し入れがあつた場合にも、正常の判断ができる人というか、息子さんとか家族の同意を得なきゃいけないということを指導してあります。

○下谷内参考人 障害者等についてということでは、

回答させていただきたいと思ひます。

私どもの中にも、障害者とか高齢者の方の御相談が非常に多くあります。それで、信販会社とか販売会社の方は、普通に話を理解していただいたということをおつしやいますが、私どもが電話でも、あるいはまたお見えになられましてお話を伺いますと、さほど時間をかけなくても、この方に販売をしても支払い能力はなないんじやないかと、この方は実際にそういう明確な意思判断ができるのかということを感じるものが多くございます。

そういうところも今後はチェックポイントが必要なのではないかなと思つております。はいと言つたから買うということではなくて、この方がどのような方が、話をすれば大体わかるかと思つております。

それから、成年後見制度の関連でございますが、私どもも、今全国で、相談員を卒業しました者などがNPOなどをつくりまして、成年後見制について積極的にPRしたり、また皆がかわつております。そういう形で、消費者問題と一緒にかわりながら動いていけるのではないかなと思つております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

○東委員長 これにて高木美智代さんの質疑は終わりました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

きょうは、四人の参考人の皆さんには、大変お忙しいところありがとうございます。

この法律というのは、被害も随分たくさん生まれてきて、そして、消費生活相談員の皆さん方が相談に乗られたり、また弁護団の皆さんも随分頑張つていただいたり、そういう中で前進させなきゃならない、そういう世論といひますか、生まれてきたこと、それから経済産業省の担当の方たちも随分頑張つていただいて、いい法律になつてきたと思うわけですが、ただ、その中で幾つか

のことをやはりお聞きしておきたいと思ひます。

最初に、池本参考人にお伺ひしたいと思ひます。すけれども、例えばダンシングのモニター商法などは多数の被害者を出しましたけれども、公序良俗に反するというところで契約無効と。それは信販会社にも接続して、信販会社に支払ふ必要なしというところになっていきました。呉服の次々販売にしても、本当に、これでもかこれでもかというほど被害の拡大があります。

やはり、こういうときに、本来、次々販売については、被害者の側も、最初、どの時点から次々販売が始まつたかわからない間になつてゐるわけですから、問題になつたときには次々販売の最初から救済するという、それが被害者救済という点では大事じゃないかと思ひます。ただ、一年の制限ということがかつてきましてから、これは悪くすると、一年を過ぎたもの、一年以上のものは契約は正常なんだんというふうなことで開き直つたり、勝手な反対解釈でやられてしまつと、これは大変だと思ひます。

そういうことを言わせないためにどうするかというところについてのお考えを伺つておきたいと思ひます。

○池本参考人 池本でございます。大変難しい論点だらうと思ひます。

まず、次々販売について、個々の契約の勧誘方法について、再現することなく解除ができるという点では高く評価しております。

その場合に、一番最初の一件目からすべてそれを解除できるかどうかというふうになりますと、実は、これは裏表ありまして、次々販売の中には、複数の業者で分担して次々販売しているような場合もあるわけですが、

そういう場合には、先行する業者が契約して、多数、もう既に要らなくなつてゐる状態を知りながらその後やつた場合、最後の業者は一件、二件であつても、トータルで見れば著しく過量なものだということで解除できる余地を設ける。その意

味では、先行するところで過量であることを知りながら契約したものは解除できるという意味で、全体で過量である場合に限らないという意味での救済では、今回は非常に柔軟なんです。

そのかわり、一つの業者が最初からやって、一番最初も全部解除できるかというと、今の過量販売の、著しく過量になったときからということからするとちよつと矛盾するので、最初からということとは、これはなかなか入りづらいのかな。むしろそれは、一年一体のものとして評価するとなれば、この解除権とは別に、私たちが、公序良俗違反とか、ほかの法律構成で取り組んでいく必要があるのかと思います。

二点目の、一年間の解除権という点は、実務的にいうと、一年というのはあつという間なので、本当はもつと延ばしてほしいという気持ちはあります。ただこれは、個々の契約の意思表示の瑕疵を問題にしない新たにできた解除権ですから、この期間が一年ではだめだ、この規定は反対だと言うかというところ、むしろ早く入れてほしいということの方を優先したいと思っています。

その上で、先ほど申し上げた、民事的にいっても、今回の特商法でこういう規定が入った、要するに違法評価があるんだということを手がかりにして、従来の民法上の解釈、運用を私たちが裁判の中で活用して、本当に救済すべきものは、一年を超えているものについても、他の規定によつて救済するように努力したいと思っています。

○吉井委員 続いて、池本参考人にお伺いしていただきたいんですけども、加盟店についてのクレームが信販会社に来て、早くやれば長期被害とか被害の拡大を防げるわけです。

加盟店調査が不十分な場合、それから、銀行でもお金を貸すときはリスクをとって貸すわけですから、ちゃんと審査するわけですね、ところが過剰と信の審査も不十分であつた。こういう、加盟店調査も不十分ならば、過剰と信の審査も不十分だったという場合には、加盟店が本当に多数の

被害者を生ぜしめてしまうわけですから、そういうときに、加盟店責任とともに信販会社の責任ということで、今度リンクしてとらえるという点は大事な点だと思ふんです。

ただ、個人から見ると、次々販売はやはり、そういう点では最初から問題であつたというふうになりますし、それから加盟店を見ますと、信販会社がいかげんな扱いをやつていまして、ああ、これはいけるぞということ、さらに被害者が拡大することにつながっていきます。

そういう点では、加盟店と信販会社の両者に責任があるということ、きちつとした上で、やはり被害者救済という点で、もつと長い期間、長い債務について責任を持たせろということが、実は、信販会社の取り組みそのものをきちつとさせていく、強化させていく上でも大事な点ではないかと思ふんですが、今回の規定とは必ずしも結びつかなくても、考え方として、どういうふうにお考えかということをお伺いしたいと思います。

○池本参考人 池本でございます。非常に的確な御質問をいただきました。

まず、クレジット会社の責任というときに、販売契約が不当な勧誘で取り消せるときには、これは直にクレジット契約も一緒に取り消せる、ここはもうほとんど効力は連動と評価してもいい形になっております。ただしそれは、不当勧誘行為が個々に証明できた場合という形になっております。

それから、過量販売解除権も、直接クレジットも解除できますが、先ほど申し上げた要件の枠内です。それ以外の違法、不当なものについてクレジット会社の責任がどうかというふうになると、これは、効力が一挙に連動して解除取り消しというわけにはなかなかないんです。

もう一つは、適正と信義義務。加盟店の調査をし、適正な与信をせよ、不適正なものには与信をしないという条文と、それから業務適正化義務とあって、顧客から苦情が来たようなとき、あるいは、顧客の契約目的に反するような契約はしない

ようにという条文が用意されております。

その条文は、特商法あるいは割賦法の位置づけとしては、行政処分の対象ということになっておりますが、従来、裁判例の中で、加盟店調査を怠つたときには損害賠償責任が生じ得るという判決が幾つか出ております。その裁判例の考え方と、今回、業務適正化義務と適正と信義義務の条文はまさに消費者保護のために入れた規定である、この立法趣旨のところをしっかりと確認しておいていただければ、現在の裁判実務の中でもそれが非常に有効に活用できるのではないかと私たちは期待しております。

○吉井委員 松本参考人にもお伺いしたいと思うんですが、次々販売等による被害、本当に、個人にとつてもそうですけども、社会的被害としても広がっているものですか。

これについて、最初からなのかどこからなのかはともかくとして、一年の制限ということとありあえず始まるにしても、それはかなり広く救済され、そのこと自体が、信販会社等の与信についてもちんとした仕事をしていくというインセンティブを与えるといえますが、そういうものになつていくことにつながるのではないかとこの点についての松本参考人のお考えも伺っておきたいと思っています。

○松本参考人 次々販売、一つの業者の特定の販売員がやる場合、同じ業者の別の販売員がやってくる場合、それから別の業者の場合と、いろいろございます。

特に、別の業者がやってくる場合は、これはもうまた別の、顧客名簿の漏えいという個人情報保護法上の問題も含まれていることでもありますし、同じ社の人間で同じ人間がやる場合、あるいは別の人間がやる場合につきましても、その当該訪問販売事業者の社員管理といえますから、先ほど申し上げたこととありますから、先ほどから出ておりますような、クレジット会社からの与信を打ち切られるとか、あるいは、訪問販売協会の会員であれば、そういう事業者は、会員として

て処分を受けるという制裁を受けることによつて、長期的には淘汰されていくことになるんだらうと思います。

ただ、では、当該事件において被害に遭つてしまった人の、個別事件における救済はどうなるんだということが最後に残るわけですが、これは、池本参考人がおっしゃつたように、特商法でカバーできる部分というのは限られている。となると、あとは、消費者契約法という、より一般的な法律の方に受け皿をつくるか、あるいは民法の中に受け皿をつくるかということしかないわけであります。

消費者契約法の方の改正については、現在審議会の方で議論しておりますから、ここにもう少し一般的な受け皿をつくる。例えば、一九九〇年代にオランダで民法を全面改正したときに、状況の濫用によつて契約を締結させた場合はそれは取り消せるんだという規定が入つて、非常に画期的だと言われております。高齢者が判断力が落ちていくことを利用されて契約させられたような場合、これが典型的な状況の濫用というものでありまして、そういうふうな一般的な規定を消費者契約法に設ける。

あるいは民法の方ですと、損害賠償を請求するためには、不法行為という非常に一般的で柔軟な条項がございますから、この中に、先ほど池本参考人がおっしゃつたような、行政法的な意味の義務違反もやはり不法行為になるんだというふうな解釈をつないでいく形で、金銭的な賠償を払わざるを得ないというふうにするといったような形が考えられますが、ここはもう民事救済の方になつてまいりますので、弁護士さんあるいは消費生活センターの相談員の方がどれくらいそういう線で頑張つて解決に乗り出されるかということになるかと思ひます。

○吉井委員 次に、池本参考人に伺つておきたいんですが、立派な営業店舗、ビルの中とかあるいはショッピングセンターの中のテナントとして入つ

て、そこでそういう行為が行われて被害が生まれ
ております。

そういう点では、店舗取引による被害の現状と
いうものと、改正法執行の上で、形は店舗取引で
あったとしてもこの法が生かされる道をどう開く
かという、そのことについてのお考えを伺いたい
と思います。

○池本参考人 池本でございます。

今回の改正の議論の位置づけとしては、展示会
商法に対する対策ということ、法の全体の中で
は、店舗取引部分の中で特商法的な考え方をどう
及ぼすかという論点になるかと思ひます。

展示会商法と呼ばれる中には二通りパターンが
あります。

仮設の、公的な会場なりホテルを借りて一日だ
けやるというのであれば、これは訪問販売の概念
に取り込むことが最初からできるんですが、例え
ば一週間とか数日間開けば、継続的な販売設備だ
ということ、これは特商法に現在はいってない
んです。やはりそれが、ある程度の期間といつ
ても、責任の所在がはっきりしないものについて
は特商法に取り込むべきということが、議論の
第一のポイントです。

それから、第二のポイントは、御質問いただき
ましたように、一応、常設の店舗を場所として
使っている、これを取り込めないかということな
んですが、これは実は、現在の規定の中でも、ア
ポイントメントセールス、キャッチセールスとい
う二つの概念、販売目的を隠して呼び込む、ある
いは路上などと呼びとめてそのまま連れていく、
こういう、その場所への呼び込み方によつては、
それが店舗の中であつても特商法の規制対象にす
るといふ、特定顧客という概念が用意されてお
ります。

後者の部分については、展示会商法の場合は、
一応、商品を販売することとは伝わっている
ので、キャッチ、アポイントには直接は当たらない
のですが、私が先ほど少し発言したのは、展示
会商法で誘い込み、しかも囲い込み販売をする、

しかもそれがなかなか帰れないような状況を利用
しているというふうな、その誘い込み方や勧誘し
ている場所の特徴によつては、外形的に店舗で
あつてもむしろ特商法の範疇に入れるべきだ、こ
ういふ議論が必要であらうかと思ひます。このあ
たりは、政省令、ガイドラインの議論の中でぜひ
生かしていきたいというふうに思ひます。

○吉井委員 次に、下谷内参考人にお伺ひいた
したいと思います。

今、二〇〇五年の販売方法別の相談件数と販売
信用取引という、これは国民生活センターの資料
を見ておりまして、店舗販売の総相談件数が三
万五千件を超える中で、九千六百三十九件が販売
信用による相談だということが示されております
し、それから、訪問販売の十万三千件を超える中
で、やはり販売信用の相談が四万六千件を超えて
いる、四万六千四百六十五件ですか。ですから、
それらのかかなり多くのものを、相談員の皆さんに
頑張つて対応していただいている。

その中の幾つかのものは、弁護士の方々と協
力して、弁護士を組んで取り組んだりとか、いろ
いろなことが生まれてきたと思うんです。それだ
けに、この信販相談、訪問販売であれ店舗販売の
相談であれ、販売信用についてどういふような特
徴的な事例が見られるかということについて御紹
介いただければというふうに思ひます。

それから、時間が迫つてまいりましたからあわ
せてお伺ひしておきたいのは、先ほども悪徳商法
の広がりをお聞かせいただきましたが、二つ目に
伺つておきたいのは、スピリチュアル商法ですね。
例えば、どことは言いませんが、テレビ番組
で、霊がついてるとかさまよつてるとかなんと
とかいって繰り返してやっていますと、おどしとい
いますか、マインドコントロールにかかりやすい
状況をつくりまして、そこへ、新聞でも紹介され
ております高島易断とか神世界とか、そういった
霊感商法が入つてくるとなると、それが、
高額のものを要求して、まさかそこまでいきなり
信販と結びついているということは必ずしもない

んでしようけれども、新たな悪徳商法の広がりに
よつて被害が拡大していつているというのが現実
じゃないかと思ひます。

そういう現状を踏まえて、それを実際に現場で
解決していただいている皆さんの現場の力といひ
ますか、現場力をどのように強めていくのか、そ
ういった点について最後に伺ひをしたいと思います。

○下谷内参考人 まず最初の販売信用につきまし
ての事例ということでございますが、先ほど
ちよつとお話し申し上げましたのですが、二十代
の方が呉服をたくさん買ったというものもありま
した。販売信用というのは、ショッピングクレ
ジットやカードを使つたものを規定いたしてあり
ます。

今回私も申し上げましたのは、一〇番だとか
週末電話相談の中でやっておりますので、それ
も非常に多くなつております。最近では、カードを
持つておりますかというものが非常に多くお声もか
かつておりますので、今後ますますふえるのでは
ないかなというふうに思つております。

それから、霊感商法の件についてでございます
が、いつとき、以前は霊感商法も現金でというの
もございましたのですが、昭和五十五年以降の、
非常に大きな問題となりました霊感商法のときに
も、そのときから既にクレジットを組ませている
ものが非常に多くなりました。ただ、信仰の自
由とかいろいろなことを言われまして、なかなか
表に出づらいつたということがあつて、周りの方だと
か御家族の方、どうも変な人が入つていてという
ことでしかありませんでした。

今後ますます、カードを持つていくかというこ
とが非常に言われておりますので、多くなるので
はないかなと懸念いたしております。

○吉井委員 どうもありがとうございます。
○東委員長 これにて参考人に対する質疑は終わ
りました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいた
だきまして、まことにありがとうございます。
委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。
(拍手)

午後一時から委員会を再開することとし、この
際、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時一分開議

○東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
午前引き続き、内閣提出、特定商取引に関す
る法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案を
議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。園田康博君。

○園田(康)委員 民主党の園田康博でございます。
本日は、特定商取引法の改正、そして割賦販売
法の改正ということで質疑に立たせていただきま
す。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、ふだん私は厚生労働委員会に所属をさせ
ていただいているところでありますけれども、今
般、この割賦販売法等の改正案につきまして質問
の機会をいただきました。委員長初め与党、野党
の皆様方、理事の皆様方には感謝申し上げます。
いふふうに思つております。

そしてまた、私がこの質問に立たせていただく
意義といひますか意味は、恐らく、昨年の十月か
らになりますけれども、私ども民主党の中でも人
権・消費者調査会というものを立ち上げさせてい
ただきまして、さまざまな消費者行政にかかわる
議論をしていかなければならないというところも
ございまして、私自身もその調査会の事務局長と
いう立場で立たせていただいているところでござ
いますので、どうぞ大臣におかれましては、消費
者行政に関する議論を少しさせていただいた上
で、この法律案の審議の中身に入らせていただい
たいというふうに思つております。

総理が、消費者行政の一元化、いわゆる消費者庁なる構想をぶち上げてから、今消費者行政推進会議の中で議論をされているということで私自身も承知をさせていただいているところでございます。

そして、その消費者庁の役割につきましては、消費者行政全般を担うまず司令塔である、あるいは関係法令、権限、人員を移管し、そして強い勧告権を持つ組織となるべきである、あるいは地方を含めた相談窓口の一元化などという方針を挙げられているように聞き及んでいるわけでありま

す。そこに際しまして、私自身も、消費者行政の一元化というのは、内閣の中あるいは行政権の中におきましては、いわば当然の流れで行われるものになっていくのかなと。すなわち、私自身も消費者問題に携わらせていただいているから、消費者行政に関する問題というものは、ありとあらゆる問題が山積をいたしております。その中で、昨年からここにかけまして、今厚生労働委員会、先ほど厚生労働委員会に所属をしているというふう

に申し上げましたけれども、中国製のギョーザの問題も起き、さまざまな観点からこれに取り組んでいかなければならない、問題解決に向けて取り組んでいかなければならないという部分がございました。

そういった面では、いわゆる今の内閣の中のさまざまな、そういう各省庁に分かれている、俗に言うところの縦割り行政という指摘があるわけ

かせをいただきたいと思っております。

○甘利国務大臣 国民の安全、安心を確保するということは、内閣全体の重要な政策課題であるということを確認いたしております。

経済産業省といたしましては、さきの臨時国会で消費生活用製品安全法それから電気用品安全法、この二法の改正を行いました。そして、今国会に現在、特定商取引法そして割賦販売法の改正案を御審議いただいているところであります。国民の安全、安心を確保するという観点から、施策の立案、実施などに最大限努めてきたところであります。

お尋ねの、消費者行政の一元化についてですが、現在政府部内で、どういう形が一番消費者利便に資するか、安全行政に資するかということで議論をしているところであります。経済産業省としての考え方というのは、もともと事業者というのは消費者と対立概念でとらえるというのではなくて、産業政策と消費者保護とを密接に連携させるといことで実効性を上げることができると考えてきたわけでありまして、現在もそう思っているわけでありまして。

つまり、今御審議いただいております法改正は、まじめにやっている者のふりをして、法の網をかくくぐって一もうけしようとかくむ人たち、捕まったらさっさと撤退をして、また別な形で何か考えるというやからであります。会社を畳まないで永続的に事業をしようとするところは、消費者の信頼をもらえないと継続的な営業はできないわけでありまして、それが日本の企業の本点、消費者の信頼をどうやってかち得るかということによつて会社の存続が決まるというわけでありまして、基本的に、消費者をいかにだまら

かして一時的に利益を上げるかという考え方とは全く別なところであります。でありますから、基本的には、事業者と消費者と

であります。

消費者行政を強化するためには、従来から言われていまいように、縦割りの弊害をいかに排除するか、幅広い分野について、必要な情報が収集されて迅速に対応ができるということも極めて重要なことであります。そういうものもろの観点から、私どもとしても政府部内で議論を行っているところであります。

○園田(康)委員 ありがとうございます。

そこで、今大臣からも縦割り行政の弊害というお言葉がございまして、消費者行政を一元化していく際には、午前中の議論にもちよつとあつたわけでございますけれども、恐らく経済産業省の中

のさまざまな部分というのもの、その対象に入ってくる可能性が極めて高いというのもあるわけでございます。しかしながら、では一方で、本当にそういう形を政府部内でつくり上げることができるのか。リス

ク評価あるいはリスク管理という部分で、さまざまな各省庁にまたがっている権限あるいは法体系の中で、それを所管する各省庁を横断的に行うことができないのかといった、私自身はちよつと難しいのではないかなという気がいたしております。したがって、そういった面からいいますと、確

かにそれをやらないよりは、極めて、一元化をしていく方向性というものは行っていく必要がある。しかしながら、その一方で、ただ単にそれだけで完全なすき間のない消費者行政を政府部内でつくり上げることができるかという、残念ながら少し難しいのではないかと。一つの法律ができ、そしてもう一つの法律ができれば、その間には必ずどこかすき間ができてしまうというのは、い

リスク管理を行う、あるいは評価を行うということ。それから、そこからさらに外からの、外と

いつても、国民あるいは消費者との間に入つて、行政あるいは事業者との間をあっせん、あるいは是正勧告権限というものも持たせるような形の組織というものも一方では考えられるのではないかと。この二つが兼ね備わっていけば、しっかりとした消費者の権利擁護という部分は、私どもの国民生活の中、我が国における消費者行政というものは、きちつとつくり上げていけるのではないかと

いうふうにも思っております。きょうの法案の本身とこの点につきましては、きょうの法案の本身とは少し外に出るところもございまして、そういった意味では、またいずれ大臣とも、そういう話をどこかでさせていただければありがたいというふうにも思っております。さて、今般の特定商取引法と割賦販売法の改正案についてであります。

今回の法律案は、午前中の参考人の質疑等々の中にもございましたけれども、珍しくと言つたら大変失礼かもしれませんが、今の内閣あるいは政府から出されてきている法案の中では大変評価の高い法律であつた、失礼だったら大変お許しをいただきたいと思ひますが、私自身もそういう印象を受けさせていただいております。

今回、この法律の作成段階において、恐らく経済産業省の方々の御努力というののも大変なものがあつたのではないかと。今私自身も受けとめさせていただいているところでございまして、よくここまでつくつていた。しかしながら、若干、まだまだもう一步というところがありますので、その点は、これからの質疑、あるいは法律が策定されてからのガイドライン、政省令といったものの中で、しっかりとその方向性を見出していかねばならないのではないかと。い

ふうに思っております。リフォーム詐欺、次々販売等々、悪質商法が大変大きな社会問題として出されてきている。例を出したら切りがないぐらいのものでございます

し、また、これは私自身の体験から申し上げてもいいのかもしれないけれども、もう二十年ぐらいい前になるでしょうか、私もまだいたけな純粋無垢の学生時代がありまして、そのときに、いわばある店舗の中で大変な絵画を売りつけられそうな状況にまでなつた。

あのときも、私自身は何か断るにも断れないという状況もあつて、ずっと次から次へと絵画を見せられて、そしてなおかつ担当者がかわつて次から次へと説明に来る。そして、気づいたら、私以外の客はだれもいなくなつてしまつた。そういう状況の中で、断るに断れないという形になつて、ここは早く逃げ出したいと思いつつもなかなか逃げ出せなかつた。でも、最後の方には意を決して、お金がないと言つてすぐ駆け出して出た思い出がありまして、本当にあのときにひっからなくてよかつたなというふうに思つておる次第でございます。

そういった意味では、今般の特定商取引法、割賦販売法、そのときにきちつとこの法律があれば、私自身ももっと毅然たる態度で断りをする事ができたのかなというふうに思つておる次第でございます。

今般のこの法律の中で、まず最初に確認をさせていただきたいと思ひます。

展示会商法に対する規制という部分でございますけれども、いわゆる展示会商法に關しましては、既に一部が対象に含まれていてという解釈であるというふうに向つていたというわけでありまして、今般、この展示会商法を取り締まるための店舗、いわゆる法律上は営業所等というふうになつておりますけれども、この解釈というものをどのように行つていくのか、その考えをお聞かせいただきたいと思います。

○山本(書)大臣政務官 お答えさせていただきます。

いふか、昨今の消費者被害におきましては、展示会の開催期間を長く持つことによりまして規制を逃れる事業者というものが大変多く見られているところでありまして。

ですので、通常の、例えば百貨店などの物産展など問題のない一般的な取引に十分配慮をしながらも、関係規定の内容を見直して、展示会商法に対する特商法の適用範囲を拡大する方向で検討をさせていただいております。

具体的には、御指摘の店舗、いわゆる法律上は訪問販売の定義規定におけます営業所等の解釈につきまして、実態をよく見せていたいた上、商品等の販売期間を適切な範囲で、現在の解釈よりも延長するなどの措置を検討していきたいと思つております。

○園田(康)委員 当然、少しでも、店舗を構えてそして売るといふような形が見受けられれば、もちろんそこで適用をどんどんしていっていただきたいというふうに思つておりますし、先ほど大臣のお言葉にもありましたけれども、次から次へと手を変え品を変えという形の悪質商法が出てくる

ところがございますので、なるべく最初に規制をかけるというところであるならば、過度の規制というものは確かに私もまずい状況があると思つておりますけれども、しかしながら、網をくぐらせないためには、包括的な規制の中に行つていくという形を考へていきたいと思います。

また、この営業所等の考え方に対して、どうぞ拡大する方向で取り組んでいただきたいというふうに思つております。

さらに今回、特商法の関係で、現行法でいきますと十七条でしょうか、訪問販売における再勧誘の禁止という規定が盛り込まれております。訪問販売の勧誘につきましては、ここで書かれてい

るところでございますが、相手方の勧誘を受ける意思があることを確認するように、今回努力義務規定という形になつた次第でございますけれども、ま

○寺坂政府参考人 この規定に關しましては、消費者の勧誘を受ける意思があるということを確認する、そういう努力義務規定でございますので、例えば、今話を聞いていただけたかといったような問ひかけを事業者の側がされた場合に、消費者の方から、はいとか、あるいは話を聞くことは構いませんとか、そういった意思があること

の意思表示を明示的に受けることを想定しているものでございます。

○園田(康)委員 明示的にというのは、恐らく相手に対してというところであろうというふうに思つておりますけれども、その際に今度、契約を締結しない意思表示をした者に対する再勧誘の禁止という形で、一定のガイドラインというものが今後考

えられるというふうな読み込んでいくわけでありまして、それは一体どのような形を想定されておられるのか。また、同規定においてはどのような運用がなされていくのかということでございます。

例えば、禁止規定を置くという形になったときに、特定商品に対する拒否であるといった場合に、一つの項目がまず出てきた、その類似商品の名前がちよつと変わったと何か何々パーツと

とか、そういった類似商品のようなものまで勧誘の適用対象とするかということもありません。

また、同一世帯の場合、例えば、最初は一つの家庭に訪ねていった。その場合にお子さんが出られた、あるいは息子さんが出られたというときに、その方はいわば結構ですよというふうに一

つた。そうしたら、また勧誘しに再度その家庭に訪問した場合に、それがこの規定として当てはまるかどうかというのが、今後のガイドライン、禁止項目の中に入ってくるのかなというふうな想定はされるわけですが、どういったことを考えてい

らうか、お伺いしたいと思います。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

再勧誘の禁止規定に關しまして、ガイドラインにおきまして、契約を拒否する意思の表示のあり方、あるいは勧誘を禁止される社会通念上妥当な期間など、法律の運用の考え方を明らかにする

ということが大切かと思つてございます。これは、通達や解釈集などの形で検討をしてまいりたいというふうには考えてございます。

ただ一方で、悪質業者との関係でございますが、こまめでは大丈夫ということ、それからちよつとすればねえらうとか、そういう問題も現実的にはまたあるわけでございますので、どうい

う形でも、消費者、事業者、あるいは事業者の実態もございまして、よくそういったものをお伺いしながら検討してまいりたいと考えてございます。

今、幾つか具体的に御指摘がございました類似商品のケースでございます。

この規定に關しましては、契約を締結しない旨の意思を表示した契約単位でその効果が及ぶとい

うふうな考へてございます。したがって、消費者が契約を拒否した商品とあるいはサービス、そういったものと同一の内容であると判断さ

れるものにつきましては、これはやはり、まさに再勧誘になつていくわけでございますから、再度の勧誘は禁止されることとなります。類似とい

うのはどの範囲でいうかとか、そういうのはなかなか難しい点でございますけれども、基本的な考え方はそういうことでございます。

約の主体はやはり特定の個人であるというふうに考えるのが適当かと思つてございます。ですから、同居家族は同じじゃないかという議論は一方であるかと思ひますけれども、しかし、やはり別の人格、別の個人というようなことでございまして、同居の御家族といひましても、そこは、異なる契約主体と考えるのが適当なのではないかといいことでございます。

ただ、現実的に、同じ家に何度も行くといったようなことに關しましては、例えば拒否を示した、そういう意思表示をした同じ個人が対応する可能性が高いわけでございますから、これはやはり事業者の方が十分に注意して、ある種の社会常識といひますか一般常識で判断する話でございませうけれども、事業者の方がそこはしっかりと注意をするということがまず大前提ではないかと思つております。

それから三つ目の、具体的な点で御指摘ございました禁止の期間、一度断られたらいつまで行つちやいないのかという議論、これもあるかと思ひます。

一度拒否を表示されたものと同じ内容の契約でありましても、これはやはり商品とかサービスの性質、そういったものの等絡みが出てくるかと思ひます。やはり社会通念上、これは商品によっておのずと期間が違ふと思ひますけれども、相当な期間が経過した場合は勧誘が行える。別の言い方をしますと、一度断られたら未来永劫行つちやいけないのかという、なかなかそういうことにはならないんだらうと思ひます。

その期間といたしましては、商品、サービスの内容にもよりますけれども、例えば季節性のあるものにつきますと、その季節性がどういふ変わり目かというのがあります、日本は四季があるというところで考えますと、変わり目でありまして三カ月というのが一つの目安、これは商品とかサービスの内容によります。そういうことがあるかと思ひますし、通常の商品の場合は六カ月か一年。そういったものは、やはり一つの常識なのではないかと思つています。

いかと思つています。

いずれにいたしましても、最初に申し上げましたように、こういった期間の考え方も含めまして、消費者、事業者あるいは学識経験者の方々の御意見を伺ひながら、ガイドラインとしてまとめていきたいというふうな考えております。

○園田(康)委員 社会通念上ということでありまして、それぞれの商品あるいは季節等々でいろいろな類似が考えられるであらうというふうな思つております。できるだけ多くの事例を集めていただきながら、大体このぐらいの目安だよというふうな形は明示をしていただけるように御努力をお願い申し上げたいというふうな思つております。

そしてその際に、再勧誘の禁止規定にもし違反した場合は行政処分が行われるという形になっていくわけでありませうけれども、どのような処分とともに、例えば通常の業務停止命令といった場合は、再勧誘を何回やつたとか、あるいは、そのグループの中で何人以上やつたとか、被害の状況がどのぐらいになったとか、そういった違反行為の程度の部分がさらに議論になってくるのではないかとこのように思つておるわけでありますけれども、その点の目安もあれば、お伺いをしておきたいと思ひます。

○寺坂政府参考人 再勧誘禁止規定に違反した場合は、罰則ということではなくて、御指摘ございましたような指示とか業務停止命令とか、まずはそういう行政処分の対象となるわけでございませう。

その場合の運用でございしますが、これも例示で申し上げますけれども、消費者と事業者との間の意思疎通の単純な行き違いとかそういった場合を想定しているわけではもちろんございませんで、そうした再勧誘の禁止にもかかわらず何度も勧誘に訪れるといった行為が反復的、組織的に行われていたのかどうか、そういったようなものなども勘案しながら、購入者等の利益が害されるおそれのあると認められる場合に行政処分の対象になる

というふうな考えているところでございます。

○園田(康)委員 ありがとうございます。そして今回、この特商法の改正の中でちよつと一点気になつてゐることがあるんですけども、威迫して困惑させる勧誘を禁止されておられませう。これは不実告知や事実の不告知の場合とは異なりまして、この威迫困惑には被害救済のための取り消し権が付与されていなくてございませうけれども、これはどういった理由から、今回この取り消し権が付与されていないという形になつたのか、お伺いしたいと思います。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。不実告知や重要事項の不告知で誤認をいたしました、正確な情報を認識しないままに契約をいたしました消費者は、その誤認に気がつくまで、不意な契約を締結してしまつたということが認識できないと思つてございませう。したがらしまして、契約締結後短期間は無条件に解約ができるいわゆるクーリングオフ規定とは別に契約の取り消し権を付与した。クーリングオフ期間というのは限定されてございませう。そういう意味で、契約の取り消し権を付与いたしております。

これに對しまして、御指摘がございました威迫困惑、そういったことによりまして不意な契約を締結させられた消費者の方の場合は、販売業者がその場から退去していきなれば、威迫を受けつてゐる状況がその時点で解消はされるわけでございませう。そういったこともありませうので、クーリングオフを行うということが可能と思われませう。そういうことで、契約の取り消し権は付与をしないといふことでございませう。

ただ、クーリングオフの行使が可能な期間、訪問販売の場合八日間でございますけれども、ずつと困惑状態が続くような深刻な威迫行為を受けたような場合、これは民法の強迫に關する規定がございませう。そういったものが使えるのではないかとと思ひます。

それから、退去してほしい、ここからもう帰つてくれといったようなことを言つてもなかなか事業者が退去しないといったようなことで、消費者の方が困惑して契約を締結した場合には、別途消費者契約法がございまして、消費者契約法に基づいて取り消しをすることが可能ではないかというふうな考えてございませう。

○園田(康)委員 ありがとうございます。ということで、今回の特商法ではありませうけれども、民法上の規定あるいは消費者契約法の規定によつて取り消しをすることも可能であるし、また、これは損害賠償の請求の対象に当然なり得るというふうな考えてもよろしいでしょうか。

○寺坂政府参考人 そのように考えてございませう。

○園田(康)委員 ありがとうございます。そしてさらに、過量販売の禁止規定の部分でございませう。

今回、訪問販売によつて、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品、役務を購入する契約を締結した場合ということで、購入者等はこれを解除することができるといふ規定でございませう。

この通常必要とされる分量と、それから著しく超える、その具体的な判断基準というものは何か、もう既にお持ちでしょうか。お伺いしたいと思います。

○寺坂政府参考人 通常必要とされる分量を著しく超えるといふことでございませうので、ちよつと買い過ぎたとか多少購入をし過ぎた、そういう程度ではなくて、日常生活において、一般の方であればまれにしか購入しないような分量の場合が該当する、これは考え方でございませう。

個別の事例におきましては、これはまさに商品やサービスの性質とか機能、あるいは購入される側、消費者サイドの家族構成とか人数、そういったものによつて違いが出てくるわけでございまして、個々に判断するということになると思ひます。すけれども、考え方としては、そういったことの事情を勘案しながら判断されていくものというふうな考えてございませう。

○園田(康)委員 もう少し詰めていただければと、この点は要望をさせていただきたいと思ひます。

また、行使期間は契約締結の日から一年以内でしようか。販売業者あるいは与信業者は解除に伴う違約金等の請求ができないということ、これは一年以内ということでありませうけれども、午前中の参考人の方からも、この部分はもう少し長目にやってくればという要望も出されていたわけでございまして、その点もあわせて、今後の議論というものを進めていただきたいというふうに思っております。

ちよつと時間がなくなつてまいりましたので先を急がせていただきます。割賦販売法の改正の方に移らせていただきます。

まず最初に、割賦販売法の定義に関して、これまでは二月以上かつ三回以上というふうに分けて代金を受領する契約を対象としてまいりましたけれども、今般の改正案においては二月以上という形で、それ以降に支払う場合のすべてを規制対象とされておられる。

その際に、ただ、マンスリークリア方式、翌月一括払いでありますけれども、この部分が除外をされたところがございます。この点についてはどのように考えていらつしやいますでしょうか。お伺いをいたします。

○橋高政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねのございましたマンスリークリア、お示しのように、いわゆる翌月に一括払いということで、実際にカードを使われてから比較的近い時期におきまして一括してお払いになるというものでございます。

これにつきましては、使った側の意識としても、それが、長い期間にわたつて分割で、一回ずつの支払いが安くなるというようなものでは当然ございませぬものですから、早晩、近い将来にまとめて払わないといけないという意味におきましては、その場で現金で財布からお支払いになるのと感覚的には近い部分があるかと存じます。

また、実際の利用におきましても、クレジットカードは大変多数の方々がいろいろな場面で小まめに気軽にお使いになるわけでございませうけれども、結果といたしまして、クレジットカード利用の大半がこのマンスリークリアという形になつておるのが現状でございます。

したがいまして、まず問題点という観点から見ますと、今回の法改正の大きな要因といひましようか背景でございまして、悪質な業者が分割払いということをいわば強い誘引として、一回ずつの支払いが抑えられますという口上書で取り込んでしまふというような観点からの問題は、論理的には起きにくい面がございます。

また、今申しましたように、さまざま場面面で比較的少額のケースで気軽にお使いになつておられるという、便利だからという面の特徴もございまして、したがいまして、いろいろな問題に巻き込まれた、多額の損害が発生したというような意味でのトラブルは、余り我々の耳にもまとまつて達しておるわけではございませぬ。もちろん、全くこういふところについても問題がないかどうかということは、引き続き見ていく必要があるわけでございます。

いづれにしても、現在の状況からしますと、通常の消費者が割と頻繁にお使いになる少額の日常的な取引につきまして、今回のような包括的な厳しい規制をかけていくことに伴ひまして、むしろ利便性の問題とかあるいは円滑な経済取引に与える影響とか、そういうことについてよく考えていかなければならないのではないかと、この配慮が今回の判断の背景にございまして、

○園田(康)委員 そのお考えは大変よくわかるわけでございます。

ただ、一点だけ、やはり午前中の消費生活センター相談員の方々の代表者の御意見にもございまして、売りに来たときに、そのときは何とかその場を逃れたいという思いでついつい、ついついというか、クレジットでマンスリークリア方式を使つて、そこを契約でいったというような事例

も、少しずつではあるけれども相談としてはある、事例としては確実にあるわけでございますので、その点では、今後、この部分も少し議論としては検討をしていかなければならないのではないかと、このように思つておるところでございます。ただし、先ほど審議官がおつしやいましたように、利便性等々も兼ね合わせて考えていかなければいけないわけでございますので、その点は難しい議論にはなつていくだろうというふうに思つておるわけですが、なるべくその部分も対象となる、あるいは運用的な面で対象になつていくような部分も少し考えてはいかうかというふうに思つておるところでございます。

そしてさらに、既払い金の返還請求の話にちよつと移らせていただきたいというふうに思つておるわけでございます。

今回、既払い金の返還規定を設けたというものは、私も、大変画期的なことであるし、また今般の改正案の目玉の一つにはなつてきたというふうに思つておりますけれども、これを導入した法の趣旨というものをまづお聞かせいただきたいと思います。

○新藤副大臣 訪問販売等の悪質商法に関する苦情相談の四割に個別クレジットが利用されておる、こういう実態があるわけでございます。

この背景といたしまして、クレジット契約が成立すれば、販売業者が代金回収のリスクを負うこととなく代金が受け取れる、訪問販売等において販売業者が無責任かつ悪質な勧誘行為を行う誘引性が強く働くこと、こういうことが販売業者の悪質な勧誘行為を助長しているという側面があるのではないかと理解をしておるわけなんです。

個別のクレジット業者は、一連のクレジット取引から利益を得ておりますので、また、個別の商品ごとと与信を行う際に、加盟店の勧誘行為の調査を行うことにより消費者トラブルを防止する立場にあります。

このため、悪質商法を助長する与信を防止するために、消費者の立証負担の軽減の観点も十分に

踏まえて、加盟店調査に当たつての個別クレジット業者の過失を問ふことなく、これは言ひかえれば、消費者の立証責任を問ふことなくクレジット契約の取り消しを認めることとしよう、この既払い金返還責任を導入しよう、このように思つたわけでございます。

○園田(康)委員 いわば立証責任の転換ということ、これは、本当に画期的なことであつたというふうに私も評価をさせていただきたいと思つております。

そして、その既払い金の返還請求の対象としたしまして、今回は、訪問販売等で個品割賦購入あつせんが利用された際不適正勧誘が行われた場合に限定をされておられるということでございますけれども、最初に私も申し上げたんですけれども、これは店舗販売まで拡大することというのは考えられないでしょうか。その点の検討はどのような形で考えておられますでしょうか。お伺ひいたします。

○寺坂政府参考人 個別の信用購入あつせんに係ります消費者の相談件数のうち、その約七割から八割が訪問販売などに集中している、そういう実態がございます。

これはなぜかというふうに考えますに、やはり訪問販売等の取引の性格があるわけでございますので、不意にやつてこられて、そういう不意打ち性や取引の複雑性が高い訪問販売などの取引におきましては、消費者の自由な意思表示が困難になりがち、そういったことがあるのではないかと、このように考えてございます。

一方、店舗販売と言われておるものにつきましては、まずは消費者が自発的に取引をしようという思いで開始をするわけでございますので、消費者トラブルというものも、訪問販売などのように集中をしないというところから考えますと、健全な取引に対する過剰な介入というふうな観点もあるわけでございますので、今回は既払い金返還請求の対象としてはございません。ただ、個別クレジット業者を今回登録制という

ことにいたしますので、店舗販売の場合でござい
ましても、消費者からの苦情の適切な処理を義務
づけるということにさせていただきますから、これに
よって、個別クレジット業者にきちんと消費者ト
ラブルへの対応を行わせる、そういう仕組みに
なっているというふうに考えてございます。

○園田(康)委員 ありがとうございます。

ただ、やはり店舗販売におきましても、これは
ちよつと古いデータでありますけれども、二〇〇
五年度でも四万件近くは苦情という形で、相談件
数、被害があるわけでございます。これを多めに
見るか少ないと見るかということではありますけ
れども、ただ、こういったところでもまだまだ被
害の実態というものはあるという状況からすべ
ば、もう一歩進める努力も今後お願いを申し上げ
ておきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、ちよつと質問だけさ
せていただきます。

違法収益の剥奪についてでありますけれども、
不正取引等で不当に利得した収益に関して、特定
商取引法においては、違反行為による違法収益の
剥奪の法制度を今後構築していく必要があるの
ではないかと私は考えているわけでありますけれ
ども、その点についてはいかがお考えでしょう
か。

○寺坂政府参考人 いわゆる違法収益の剥奪制
度につきましては、特定商取引法の分野にとどま
らず、一般的な消費者の救済制度としてというこ
とを考えていいのではないかと、そういう御提案が
あるということは承知はしてございます。

ただ、こういう一般的な制度でございまして、
被害者の個々の損害賠償請求権等との関係、あ
るいは剥奪した収益の分配手法、日本の法制度全
体の関係、そういったものも含めた慎重な検討が
必要である問題というふうに理解してございま
して、消費者法制度の問題として十分な議論を
していく必要があるものと認識してございます。

○園田(康)委員 ありがとうございます。
引き続き、この件につきましては、皆さんと一
緒に考えて推進をしてまいりたいと思っております。

すので、よろしくお願い申し上げて、質問を終
らせていただきます。

○東委員 長 これにて園田康博君の質問は終了
いたしました。

次に、近藤洋介君。

○近藤洋介委員 民主党の近藤洋介でございま
す。

本日は、特定商取引法、割賦販売法の改正案の
質疑であります。質疑の時間をいただき、委員
長、理事の皆様は感謝を申し上げます。

大変な大改正でありまして、私も、経産委員
会、議席を預かって一貫してこの委員会に所属を
させていた。だいておるんですが、この法律、法案
資料、三点セットを立てて立つ法律というのは珍
しいんですね、経済産業省の法律の中では、意外
に薄い法律が多いんです。これは大改正の法律で
あります。先ほど来、内容についても同僚議員か
ら質問がありました。文書も大変な思想の転換を
された、分量だけではなくて中身についても大
変分厚い改正をされておる、こう思います。

私も、この改正の方向性については基本的には
賛同するものであります。その認識に立ちなが
らも、さまざまな点について伺いたいと思いま
す。

まず大臣、先ほども同僚の古川元久議員から指
摘がございましたが、いわゆる三K不況ですか、
建築基準法、貸金業法、金融商品取引法を代表
例にした、いわゆる官製不況が広がっているとい
う指摘が各方面からされております。特に建築基
法についてはこの委員会でもいろいろな点から
伺いをしております。こうした官製不況とい
う指摘について、要するに、新しい法改正に
伴って不況が起きてしまったというこの指摘を大
臣はお認めになるかどうか。

そして、私は、官製不況と呼ばれるような事態
に陥ったその背景は、先ほどの古川議員とも重
なりましても、基本的には、経済取引の実態を
踏まえずに法律を運用してしまつた、いわゆる役
所の感度の鈍さがあると思うんですね。法律その

ものというよりは役所の感度の鈍さがあつたんだ
らうと考えますが、大臣は、この見方についてど
うお考えか。

二点、伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 建築基準法の改正とか貸金業法
の改正、それから金融商品取引法の改正、それぞ
れ規制を変更するわけであります。その必要性
というのは、広く国民からの声を受けてなされた
ものだといふふうに思っております。

ただ、こうしたいわば規制強化が経済に与える
影響というのはしっかりとシミュレーションして
いかなければならないですし、被害者を救おうと
するためのものが新しい被害者をもつと出したと
いうことであれば意味のないことになってしま
うわけであります。

もちろん、建築基準法も耐震偽装問題の再発防
止、貸金業法でいえば多重債務者対策、それから
金融商品取引法でいえば投資者保護という必要性
で行われたわけでありますから、法律改正自身は
正しい趣旨によつて行われたんだと思います。

ただ、御指摘のように、一人の被害者も出さな
いぞという思い入れのもとに運用に取り組んだ場
合に、その姿勢自身はいいんですけれども、まさ
にあつものに懲りてなますを吹く状態が蔓延して
しまつと、法律が本来期待していることを超えて
善良な市民に被害を与えてしまつたということにな
ろうかと思ひます。運用の点については、その
辺のところをしっかりと把握しながら、法の目
的、趣旨、それから善良な消費者に対する副作
用を与えないようにしっかりと検証しながら、法の
目的を果たしていくことが大事だと思いま
す。

建築基準法でも、一時、私の地元でも、ピアレ
ビュールが必要な案件が一件も許可がおりないとい
う事態がありました。間違いをなくすには、一つ
も許可しなければ間違いの出ようがないというよ
うなことに行き着いてしまつと大変なことになる
わけであります。

題のない案件がスムーズに許可がおりるようなそ
ういう工夫をしつかりしてほしいという要請はし
たわけでありますけれども、御指摘の点はしつかり
と踏まえて、規制強化法の際には、その目的が
きちんと発揮され、それから、それによつて副作
用が起きないように、善良な市民が被害を受ける
ことがないようにしっかりと目配り、気配りをし
ていかなければならないというふうに思っており
ます。

○近藤洋介委員 その点については、大臣のおつ
しやるとおりだと思ふんですね。私なりの表現で
いえば、その運用のまずさというのは、やはり感
度の鈍さ、経済取引、実際の建築基準法について
もそういうことだつたんだらうと思ひますし、建
築基準法の問題は、改正の拙速なる施行による影
響というのはまだ完全に、私の地元などでは払拭
し切れていないなと思ひますし、そういう
事例も聞きます。

これだけの大改正の法律であります。本特商法
なり割賦法の改正案は大改正であるわけですが、四
Kと言われないように、経済産業省は生きた経済
の現場の役所でありまして、その運用に当たつ
てはぜひ気をつけていただきたい、こう思うわけ
であります。

具体的にお伺いしたいんです。
その運用なんですけれども、三条の二、いわゆる
再勧誘禁止規定であります。これはもう質問が
出た部分もあろうかと思ひますが、私も、大事な
点なので確認をしたいんです。

要は、私も、地元で戸別訪問とか支持者の
お宅を訪問して歩く、週末はその日に当てること
が多いんですが、大概のお宅にはセールスお断り
というステッカーが張つてあるんですね。これは
大概のお宅ですよ、ほとんどそのステッカーが
張つてあります。この場合は、もはやセールスお
断りという意思が表明されているから、その家
には訪問できない、こういうことになるのかどう
か、お答えいただきたいと思ひます。

○寺坂政府参考人 今回、改正案で御提案しております規定は、拒否の意思を示した消費者に対して再度の勧誘が相当の期間禁止されるということでございますから、そういう禁止効果を発生させる意思というものは、その契約を締結する意思がないことを明確に示すものでなければならぬと考えてございます。

ですから、今御指摘がございましたステッカー、いわゆるステッカー規制とかそういったことを言われているわけでございますけれども、消費者が事業者に対してお断りということを直接伝えることが原則と考えてございますので、訪問販売お断りといったような一般的なステッカーにつきましては、その意思をどなたが示しているかというその意思の表示主体、それから、いつまでとか、あるいはどの時点でそれを出されたかという表示の時期、そういったものが不明確でございます。かつ、どの事業者に対して拒否、お断りと言っているのかといったようなところも特定されない、そういう点があるわけでございますので、いわゆるステッカーにつきましては、今回の規定におけます拒否の意思の表示方法には当たらないというふうに考えているところでございます。

○近藤(洋)委員 なるほど。そうすると、張り紙などの場合は、直筆で、何月何日、私これこれは何とか会社のあなたさんの訪問は受け付けませんからやめてください、こういうことがびしと書いてある張り紙だったら、それも相対ではないからどうかわかりませんが、その辺の運用はともかく、いずれにしろ、セールスお断りは対象にならない、こういうことですね。済みません、ちよつと細かいことなんですけれども、明確な張り紙は拒否の意思になるんですか。

○寺坂政府参考人 契約を締結する意思がないということを示すものでなければならぬというのとは原則でございますので、今は忙しいといううような、その時点でその勧誘を受けることを欲しない、そういう意思表示は締結しない旨の意思

表示には当たらないし、買う気はないとかいった、その契約の意思がないことをそういう形で明示的に示さなければならぬ。

それで、今張り紙ということでございましてけれども、まず意思を示す方法は、やはり相対して直接伝えるということが原則だと考えてございまして、ですから、インターホンとか玄関口で、消費者の方が販売事業者の方などに相対して直接伝えるということが該当すると考えてございまして。

今先生が具体例でお示しございました、張り紙に書いてというの、どういうふうな書き方をしているのかとかいろいろなケースがあるかと思ひますので、それがマルかバツとか、そういうのを今この段階でお答えするのは御容赦願ひたいと思ひますけれども、基本は、相対して直接伝えるということが原則ではないかというふうに考えてございます。

○近藤(洋)委員 ちよつと細かいことを聞きました、済みません。

ただ、事ほどさように、難しいんですね、この意思表示がどういう意思表示なのかというのを定義するのは、

要するに、例えば自動車販売、私も地元でディーラーの方に聞きますと、契約しませんが、私は車を買いませんよと明確に意思表示する人の方が少ないというわけです。それはそうですね。車の話をしながら、いや、最近ちよつと、うちのかみさんがパートをやめてねとか、買わないとは言っていない。ちよつと家の収入が少なくなつたみたいなた話とか、子供の車の何か変わつてねとか。

要するに、買いたいんだけれども、車は欲しいんだけれども、ちよつと阻害要因があるんだよねといううような言い方で断りの意思を伝える。ほんの微妙なニュアンスですよ。そのニュアンスの変化を見て、セールスマンは何うわけですよ。最近ニュアンスの変化、ちよつと緩んだとか。最近かみさんも何か機嫌いいんだよなんてことを聞くと、機嫌いいんだが何かゴーサインだとか、そ

ういうこともあろうかと思うんですよ。

実際の取引というのはそうですね。特に自動車のディーラーなどというのはそういうことであつて、はっきり拒絶する方がむしろまれだと思ひますね。相対では言うけれども、では、その主体が果たして、財布を持つてゐるのは奥さんなのか、じいちゃんなのか、ばあちゃんなのか、本人なのかわからぬとか、この辺はどういった言い回しになるのか。大変細かい話ですけど、大事な話だと思ひます。こういったものについて役所としては研究をされているんですか。

○寺坂政府参考人 言い回しといいますか、あるいは文章の書き方とか、これはまさに個別に判断をしていかなきゃいけないところがあるかと思ひます。

先ほどの文章の例で申し上げますと、例えば口をきくことが不自由な方とか難しい方とか、そういう方もいらつしやるわけでございまして、そういう意味合いから申し上げますと、先ほど来申し上げているようなかなり特定された形で文章で表示された場合には、拒否の意思を表示したというふうに該当すると言えらるケースも少なからずあるのではないかとこのように考えてございまして。

○近藤(洋)委員 あわせて伺ひます。

意思確認に関する努力義務が事業者に課せられておりますね。そうすると、確認の努力義務というのはどこまで求められるのか、どのレベルまで求められるのか、御答弁をいただけますか。努力義務を怠つたというのはどういうことなのか、お答えいただけますでしょうか。

○寺坂政府参考人 勧誘を受ける意思があるということを確認する、そういう努力義務でございまして、今お話を聞いていただけますか、少し時間をかしてくださいといったような形の問いかけに対して、明示的に、はいとか、構ひません、お聞きしましょうとか、そういった形で承諾の意思表示を受けるといことが確認ということになる、そういう形を想定しているものでございま

す。

○近藤(洋)委員 いずれにしろ、私は、これはそれぞれの品目と商品で違ふ部分というのもあるかと思ひますね。

先ほど審議官も御答弁されましたけれども、ガイドラインをつくりまして、こういう話でありましたが、この法律だけだと一体どういふものなのか、まじめな事業者であればあるほど不安になる部分もあるかと思ひますね。

私は、緩く運用しろと言つてもいいわけではないのであります。しかし、まじめな事業者が、しかもそれぞれの営業努力の中で、要するに経済の取引というのは基本的には原則自由というこの大原則の中で、それは不届き者は徹底的に対処するといふことは当然だと思ひますけれども、しかし、先ほどのあつものに懲りてではないですけども、まじめな事業者がきちんと安心して事業ができるような道しるべというのは必要だと思ひます。

具体的なガイドラインの策定というのは、どのような形で、いつまでに何業種を対象に、何か業種というよりは業態別に策定するやに事前に伺ひましたが、どういう形式のガイドラインを、いつまでにどういった形で示されるのか、お答えをいただけますでしょうか。

○新藤副大臣 先生がおっしゃるとおり、要するに、善良な事業者、それから、まさにこういうセールストーク、そういう中で、お客さんとの関係において営業努力を行う、この関係を否定するものではないということですね。ただ、悪質な意図を持った取引については消費者の保護を図らなければならぬ、御案内のとおりでございます。

再勧誘を制限する規定の導入は、まさにそういう善良な事業者の方に混乱を招かないようにガイドラインというものを策定していきたい、そしてこの規制内容の明確化を図りたいということでございます。

この内容は、今お話のございましたような、契約を締結しない旨の意思を表示したに該当するの

はどのような場合なのか、それから、一度断られた後に再び勧誘できるようにするのはどのぐらいの期間を考えればいいのか、こういったようなことについて明確にしないとは思ってあります。

そして、そのガイドラインの原案には、やはり消費者、事業者、それから学識経験者等々から御意見をいただきまして、今回の法律を成立させていたという前提で、改正法の施行、これがまた施行期日がございますから、その期間までに十分な周知を図るように、まずガイドラインを作成すること。それから、原案をパブリックコメントにかけたい、こういうようなものがありますから、早い時期にガイドラインを作成して、周知を図りながら実現を図っていく、こういうことでございます。

そしてまた、その内容は、一つ一つの業種になると幾つもガイドラインをつくることになりま

す。ですから、基本は包括的なガイドラインにいたします。そして、その中で個別の商品や業界のそういう実態をとらえて例示していきたい、こういうことで考えております。

○近藤(洋)委員 この特商法の改正というのは、方向としては本当にこういう方向でいいと私も思うんです。ただ、考えようによっては、ちよつと意地悪な言い方をすると、経済産業省の権限は大変幅広く広がるんですね、この法律の運用次第では。あらゆる面談の商取引が、訪問販売の取引についてすべてこの法律で仕切るわけですから。あとは民法だというわけですね。

ちよつと例がいかは別にして、私は民主党という政党に所属していますけれども、民主党という政党が例えば訪問しながらグッズを売ったとしますね。そのグッズを売った商取引については、この特商法の規制にひつかかるわけですね。例えば政党であるとか宗教団体とか、そういった公のものがある取引をする場合もあるわけですね。それも、この法律にかかるとですね。運用次第でいろいろなものに、あらゆるものが経済産業

省所管ですということ、実は運用次第ではさまざまなことができるものなんですね。

ですから、私は、悪徳な業者を徹底的に排除するということは必要だと思うんですけれども、施行期日までは日があるわけですから、改めて確認でございますけれども、これはちよつと通告がないので、なにかからでもいいんですけれども、一つは、やはり民間の声をきちんと聞いて、自主規制というものをちゃんと反映するような運用にまずはすべきだろうという視点と、そして、きちんとガイドラインというものをつくった上で、何でもかんでも対象にするという運用は当然当局においては控えられたいと思いますけれども、その辺のバランスというのは、法の運用者のバランスというのは非常に大事な法律だと思いますが、御答弁いただけますでしょうか。

○新藤副大臣 それは、おっしゃるとおりのことだと思います。

ですから、あくまで消費者の保護を図ること、それから健全な事業者の経済活動を制限しない、これは両立させなければいけないわけで、このガイドラインの策定は、専門の方、また消費者の方、いろいろな方々からの御意見を幅広くいただいて、そして、早い時期に原案をつくりながら、いろいろな方々からのコメントをいただいた上で、より納得できるようなものにしていかねければならないし、ガイドラインをずっときちっとチェックしていかなくてはならないだろう、これはおっしゃるとおりでございますし、私もそれに取り組んでまいりたい、このように思います。

○近藤(洋)委員 ぜひそういうことでよろしくお願いしたいと思います。

委員長の御話しを得て資料を配付させていただきました。資料の一枚目をご覧いただければと思います。先ほど来も議論に出ている消費者庁でありますけれども、政府において現在検討されている消費者庁への移管が検討されている主な法律と現行の所管官庁、読売新聞のまとめによる一覧表でござ

います。

これは、いろいろな新聞社がそれぞれの取材をもとに書いておりますが、この中で、調整中の法律の中に経済産業省のさまざまな法律もありま

す。そして、この大改正をした二本の法律も、特商法と割賦法も調整中の法律、こういうことになっております。

報道によると、今週中にも閣僚間の折衝が行われると聞いておりますが、大臣、これはそういう方向で調整中ということでありませうけれども、その大臣折衝、大臣としてはどのようなスタンスでこの二法の移管について臨まれるのか、お答えいただけますか。

○甘利国務大臣 特商法、割賦法につきましては、国民の安全、安心を確保することが内閣全体の重要な政策課題であるという認識のもとに、経済産業省ならではの抜本的な改正となるよう総力を投入して改正案を策定して、今御審議をいただいているところであります。

消費者行政の実効性を上げるということは、いかに現場の行政としっかりと連携をとりながら、実態把握をし、業界指導をし、あるいは業界規制をし、実を上げていくということが問われるわけでありませう。

そうした中で、なそうとすることが余計な副作用を生んでしまっていて、善良な国民の消費経済にかかわる阻害要因にならない、その間合いが難しいところでありませうし、行政運営について、法律が期待しないような過度な規制となつて通常の経済活動まで阻害してしまつてはいけません。

先ほど来申し上げていますが、消費者と消費者というものは、あるいは商品、サービスを提

ます。

その辺のことがきちんと反映されるような仕組みになるということが大事でありまして、私は、この時点で結論がこうですということを申し上げるつもりはありませんけれども、そういう消費者の安心、安全行政、それから利便性の推進、これがきちんと両立をして進んでいくためにどういう体制が必要か、消費者行政をより強化するとして、どういう体制が必要かという視点でしっかりと考えるように事務方には言っているわけでありませう。

まだ事務折衝の段階でありまして、どの部分を大臣折衝するかというところまで来ておりませう。しっかりと事務方の折衝の状況を把握しながら、私としての対応を図っていききたいというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 御答弁ぶりからすると、これはこれからだということでありませうけれども、大臣の御答弁を精緻に、ちゃんと耳を澄ませて聞けば、それは全部一つにすることが必ずしも連携、きちんと現場が反映される仕組みではないのではないかと、いふに私は受けとめさせていただきます。公正取引委員会、景品表示法について、この報道によると、移管が確実視されている、こういうふうに分類をされておりますが、もう既にそういった事務折衝の段階で、この景品表示法については新しい消費者庁なるものに移管される、こういうことで今進んでいるのでしょうか。

○鶴田政府参考人 四月二十三日の消費者行政推進会議での消費者庁の創設に向けた総理の御発言等を踏まえて、消費者関連法の移管等について政府内において調整が行われているところでございませうので、本件に関する公正取引委員会の見解につきましては、回答を差し控えていただきたいと思います。

○近藤(洋)委員 これまた鶴田部長がそう言わなきやいけない気持ちも私も理解いたします。なぜならば、公正取引委員会は、消費者庁ができる議

論の過程で公正取引委員会こそ消費者関連法を集約すべしだ、こういう提言を政府内部でしてきたんですね。公正取引委員会は全く違うことを言ってきたんです。それと違う、全く真逆で、いや、我々がよく言っていたのがとられちゃった、こういう今非常に厳しい立場に追われておつて、それはどちらがいいか私はこの場では申し上げません。

いずれにしても、法律をくつつけたりはがしたりという今回の政府のことが本場に消費者のためになるのかなど。私は、むしろ公取にまとめた方がある意味では効率的かなという気すら、この点においては公取の応援団になりたいなという思いすら持つていたんですけれども、今政府が行われていることは、その違うことをやられている。大変、参考人の心中お察し申し上げたい、こう思います。

法律の継ぎはぎというのは、もうこれは同僚議員が質問されたので指摘だけにしたと思いますけれども、巨大官庁をつくって消費者行政ができるなどという単純なものではない、こう思っております。

その意味で、資料の三枚目を見ていただきたいんですけども、むしろやるべきことは現場を強化することなんだろう。頭でかちの中央官庁を組織するよりは、現場、消費者の足を、消費者の方々がどういったことに困られているのかというところを、消費者行政に携わる事務官、きょうも参考人で来ていただきましたけれども、こういった方々の人員をどうやってふやすのか、こういうことだろうと思うんですね。

この表は各県別の表でありますけれども、この九年間で総人員が四割ほど減っております。そして、都道府県別の人員を見ても、ある意味で地方の格差と言つてもいいんだと思うんですね。もちろん大消費地東京に多いのはわかりますが、やはり県別の職員数、随分差があります。そういった意味で、全国すべての都道府県において人が減っている、この現場の状況で、頭だけ大きくして一

体何をするんだろうか、こういう気がするわけですが、これは内閣官房でしようか内閣府でしようか、どちらか。このような、消費者庁を創設するより前に足元の人員を復活させることの方がよっぽど大事だと思ひますが、いかがですか。

〇松山政府参考人 近藤先生の御質問にお答えいたします。

巨大な組織を中央につくることが優先されるべきではないという御指摘かと思ひますけれども、四月二十三日の消費者行政推進会議におきまして、福田総理が示された消費者庁の創設に向けてという方針と申しますか、御発言のまとめがございまして、地方の消費者行政の強化を図ること、この二点につきましては総理も非常に強調をされているところでございます。

少し具体的に申し上げますと、先ほど来御議論のあります法律に關しましては、消費者に身近な問題を扱う法律は、消費者庁に移管することとしというふうにおつちやつていらっしゃるわけですが、あわせて、消費者庁の設置に当たつては、この消費者庁というのは仮称でございますけれども、消費者庁の設置に当たつては、行政の肥大化との批判を招かぬよう、各府省から機構、定員を振りかえることを原則とするとされ、また、機動的で賢い組織としていくべきであるということをおつちやつております。

それから、地方の消費者行政の強化に關しましては、消費者庁の創設とあわせて、地方の消費者行政の強化に向けて、地方の窓口の一元化、関連行政機関の情報集約などを進めるために、法的な措置を含めて抜本的な対策を講ずることとする。また、あわせて、地方分権を基本として、地方の消費者行政の立て直し、強化のために、当面、国が講ずべき支援策のあり方について検討する、そういう御発言をされているところでございます。

今後、消費者行政推進会議でございまして取りまも、こういう総理の御発言も踏まえまして取りま

とめを行う予定でございます。それを受けまして、政府としては、新しい組織の形態等につきまして検討を進めていく、そういう予定でございます。

〇近藤洋委員 室長、では、さらにお伺いしたいんですが、機動的で賢い組織とおつちやいました。よくわからないんですが、一つの例で、この特商法と割賦法が消費者庁に移管したとしまししょう。そうしたら、当然、経済産業省の商務流通グループの原課の人たちは消費者庁に移るんじゃないんですか。例えば公取当局の景品表示法が移つたら、あわせてその原課の人たちは消費者庁に移るんじゃないんですか。何人かで、原課の人たちは移さないでそのまま、機動的、賢い制度とやらをつくられるんですか。どうなるんですか。

〇松山政府参考人 ただいまの御質問でございまして、具体的な法律の、どういう形でどういふふうに移管するか、仮称でございますが、移管をするかというところまでなかなか詰まっております。先ほど大臣から御答弁ありましたように、これから大臣レベルでも御議論いただくわけでございます。

それはそういう状況でございますけれども、一般論として申し上げますと、中央レベル、政府レベルの組織につきましては、先ほど御説明をすればよかったんですが、法律の移管が行われる際には、その部分を直接ないし間接に御担当されている組織、定員等については基本的に移管をしていただく、移しかえるという考え方になっているわけでございますけれども、そのプロセスで、新規にいろいろな組織ですとか定員というのをふやしていくのではなく、今ある霞が関の組織や定員の中で工夫をしていくという趣旨で総理もおつちやつていらっしゃるというふうに思ひます。

それからもう一つ、地方組織の問題もあろうかと思ひます。当然、各省庁、それぞれの法律を執行されるときに、地方組織それから地方公共団体ももちろん協力関係にあるわけでございます。そ

ういう意味で、地方の組織に關しましては、地方分権改革というのが一つまた進んでおりますので、そうした動きも踏まえながら、かつ、各省庁が現在地方支分部局でおやりになっている仕事は、消費者庁に移管されるような状況におきましては、各省庁の地方組織に對しまして業務を委任するというようなことを検討していく必要がある、そのような議論がされているところでございます。

〇近藤洋委員 それはそうですね。法律が移管すれば人もついてくる、こういうことだと思ひます。ですから、これだけの法律、二十本とすれば、それだけを所管する、そのことを称して私なりに巨大な官庁と申し上げたんです。

橋本行革は私は一定の評価をしたいという人間なんです、さはさりながら、この場でも何度か申し上げましたけれども、いろいろ組織をいじつたときのあつてきであるとか調整だとか、その内部調整にかかる霞が関の徒勞感みたいなものを見てきているものだから、明確な効果もわからないのに、何でもかんな継ぎはぎをするのかというの、私は全く理解に苦しむ次第であります。

地方は強化するという御答弁でありました。ぜひこの悲惨な状況を正していただきたい。まずそれをやってから中央のことを考えるのが筋だろうと思ひます。

もう一つあわせて伺いたんですが、地方と都市部の格差、地方と中央の消費者の格差がいえば、団体訴権が法律において今回認められているわけでありまして、認定された適格消費者団体というのは、基本的には大都市に集中しております。東京、大阪、京都、広島等でありまして、大きなところに、団体訴権が認められている適格消費者団体、わずかに一けた台でありますけれども、そこだけである。

地方の消費者はそういった意味からも置き去りにされるという懸念を持しますが、この適格要件をある程度地方においては緩和するなりなんなりということも必要かと思ひますが、いかがでしよ

○堀田政府参考人 先生御案内のように、適格消費者団体というのは、差しとめ請求権という非常に強い権利を付与される存在でございます。この権利は消費者被害の未然防止、拡大防止のために適切に行使されるべきものであるというふうに考えております。

したがいまして、認定要件ですけれども、そのような差しとめ請求権を付与されるにふさわしい団体は一体どういうものかといった観点から定められるべきでございます。消費者契約法では、目的、活動実績、体制、業務規程、それから理事の事業者からの独立性、あるいは経理的な基礎といった認定要件を定めております。

先生御指摘のように、現在のところ五団体というところでございますけれども、我々が聞いておるところによりますと、北海道とか青森とか、西でいいますと大分県とか、そういったところで適格消費者団体に関心を持っている団体がございまして。したがいまして、施行されてから、去年の六月からまだ半年強ということで、今後、もう少し運用状況を見ながら判断していきたいと思っております。

○近藤洋委員　ぜひ地方の団体にもそういった道が開くように、もちろん、それは不適格な団体を認めても仕方がないわけですが、ぜひ行政としてもそういう目で見ていただきたい、こう思うわけがあります。

最後の質問ですが、資料の二をごらんいただければと思うんですが、消費者の保護というのは極めて重要です。だけれども、同時に忘れてはいけないのは、私も消費者ですけれども、やはり消費者の自立を促すような、そういった制度なり工夫というのも大事だと思うんですね。

この表は、電通総研が世界各国の機関と共同で実施した世界価値観調査二〇〇五ということで、けれども、日本人のお上依存度はトップクラス、こういうことであります。国民皆が安心して暮らせるような国はもつと責任を持てばと考える人の

割合は、ロシアに次いで世界二位、七・一％。英国三・〇％台、スウェーデン三・三％と比べても非常に高い。このポイントは一・〇〇％年と比べて急増しているんですね。日本は六・五％だったのがぐんと伸びて七・一％になった、急速に日本人がお上依存になっているという調査なんですね。

考えみると、例えば暴れん坊將軍とか水戸黄門、遠山の金さん、大岡越前、時代劇のヒーローはみんな官であります。現代の官僚の方々はなかなか、いろいろイバラの道かもしれませんが、昔の時代劇の世界では、お役人が印籠を出して、はあ、と、こういうことを見て国民はみんな、なるなる、ほどと言つて留飲を下げてゐる。悪い商売は何とか屋、民間を懲らしめる越前裁きが共感を受けるということから見ても、お上依存度は国民意識としてこのところ非常に高くなつてゐる。不況だからという理由もあるでしょう。

だけでも、大臣、やはり、こういう法律はこういう法律で大事だと思えますけれども、あわせて判断能力や情報収集能力に欠けてしまう立場の弱い方々に対しては、さまざまな形で、後見人制度をつくるとか、いろいろ切り分けて保護するということはあっていると思います。情報の非対称性を補ってあげるというような制度は必要だと思ふんですけれども、あわせて消費者の自立を促すような制度というのも今後より重要かと思ひます。

ちよつと抽象的な質問で恐縮ですけれども、最後にこの点を聞いて終わりたいと思います。

○甘利国務大臣　消費者は何も知らずとも、裸でいて、すべての被害から行政が守つてくれるとしたら、巨大な行政組織をつくらなければいけないのですし、日本人が海外に行つたときにもろに標的にされるといふことになります。ですから、行政は行政としての消費者被害防止の策はきちつと講ずる、同時に、消費者も賢い消費者にならなければならぬ、自立した消費者にならなければならぬといふことももう一方で考えなければならぬといふことだといふふうに思つております。

消費者の自衛能力を高めるといふことも大事なことでありまして、この消費者と事業者との情報格差を埋めるためのいろいろな情報提供措置といふことは行つておるわけでありますし、消費生活センターの相談員であるとか司法の専門家の助けを得ながら、消費者が自身でみずからの被害を回復することができるような環境整備、これも重要なことであるといふふうに考えておるわけであり
ます。

今回の改正では、これまでのクーリングオフ制度に加えて、いわゆる過量販売契約の解除制度を新設するとともに、虚偽の説明で結ばれた契約等に伴う個別クレジットに關しましては、既に消費者がクレジット業者に支払ってしまったといふゆるの既払い金を取り戻すことのできる制度も新設したわけであります。民事ルールの導入ということで、行政が力バーして被害を減らすということ、それから消費者が自分自身でいろいろな手だてをとれるということとあわせて、消費者の自立と賢い消費者の育成に向けて環境整備をしていこうということです。

○近藤（洋）委員 時間ですので、終わります。

○東委員長　以上で近藤洋介君の質疑は終わりました。

次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 大臣、改正法案に入る前に、一、三ちよつとお尋ねをしておきたい点がござい
ます。

一点目は、中国の四川大地震からちようどきよつて九日目になります。この間、国際緊急援助隊、昨日は医療チームが派遣をされ、いろいろな活躍をなさっているようでありますし、きょうの報道でも、国際緊急援助隊、生存者の発見をするということには至らなかつたようであります。その非常に整然とした中で、行動が中国国内でも大きなブラスの評価を受けているという報道がございました。

その中で、中国には我が国企業がたくさん、大企業、中小企業、現地で生産をし、また雇用とい

う点でも中国の方々に仕事をしていただいて、いろいろな活動をなさっています。大臣、これは通告をしていないんですが、今把握している中で結構であります。邦人のいろいろな被害やこれからの復旧、さらにはいろいろな影響がこれから我が国自体にも出てくると思いますが、その点について、簡潔で結構ですから、御答弁をお願いします。

○甘利国務大臣 邦人に関する被害につきましては、個人と企業について、企業に関しては私ども、邦人に關しては外務省が情報収集に努めているところでありますが、重大な被害はないというふうに承知をいたしております。

企業関係に關しましては、一部生産をとめたところもありますけれども、直ちに通常復旧をしているところがほとんどのようであります。

それから、中国はレアメタルの生産地、日本はレアアースの九割を中国からの輸入に依存しているわけでありますので、その辺の深刻な被害があるかどうかとも調査しているわけでありますけれども、被災地の四川省は、レアアースやアンチモンであるとかタングステン等についての生産の拠点ということでもないようでありますし、そうした鉱物資源の供給に支障を及ぼすというような影響も基本的にはないというふうに承知をいたしております。

いずれにしても、関係する情報の収集に引き続き鋭意努めていきたいと思っております。

〔委員長退席、梶山委員長代理着席〕

○後藤新委員 確かに、直接的には今大臣がお答えをいただいた部分だと思うんですが、ロンドンの金属取引所では、地震が発生してから、国際相場がその対象品目について上がっているという報道もございます。あわせて、四川では、中国の中でも豚を非常に生産している地域だというふうにお聞きをしております。特に地震で七十九万頭の豚が死亡をして、これから、ただでさえその前の四月も、今中国、穀物価格も当然国際相場に連動して上がっているようでありますけれども、

四月だけでも六〇%以上上がっていたものが多分さらに価格が上がっていく。そういう中国国内の要因が、いずれ我が国にも時間差を置いて多分影響してくるというふうには思うんですね。

後でちよつとこれもお尋ねをしたいんですが、経産省が所管をしている金や石油とか、エネルギー関係ですね、そういう相場物も、いわゆるフアンドの影響がいろいろ高いと言われているもの、ある意味では、レアメタルは全部上場しているか相場に乗っているものでもありませんけれども、そういうものは、やはり大臣が今まで資源外交という形でいろいろ御苦労をされてきた。当然、ストックやリサイクルという部分も合わせながらも国内産業に影響がないような形でこれからもつと元氣よくなつてもらいたいということで大変やつてきたんです。

それがやはり、あれだけ大きな資源大国であり、先ほど大臣が触れていたように、レアメタルの特にマンガン、亜鉛ということでは非常に生産量も大きいということ、あわせて、いづれ復旧するときに、今度集中的にやはり需要というものが出てくるといういろいろなことがこれから関連をしていくので、この地震の問題、我が国だけの問題ではありませんけれども、いづれ時間差を置いていろいろな影響が出てくる。それをまた未然に防ぐというのが、大臣の責任を持ったお立場であるということをごひ強く要望しておきたいと思ひます。

もう一点なんですが、大臣、先般の十三日ですが、道路特定財源等に関する関係閣僚会議というメンバーにおなりになっている。なぜなのかなというふうな内閣府にいろいろお聞きをしたら、これは、三月の末の暫定税率が切れるかどうかというときに、ガソリン、軽油価格の問題について、このときは非公式というか、閣議了解はされていなかったようでありましたけれども、この関係閣僚の中に大臣が入っていたという流れで入っていたというふうなことの御説明を受けました。

グの中で、すべての関係大臣がこの道路の問題について御発言なさったということで、大臣の閣議後の記者会見の議事概要を拝見させていただいたんですが、大臣からは一言もお触れになっていなかったもので、どんな内容をこの関係閣僚会議で話しになられたのか、ちよつと御説明をお願いしたいと思ひます。

○甘利国務大臣 会見でこちらから発表するほどの発言もしておりませんでしたので、あえて触れませんでした。

私からはどういう発言をしたかといふと、閣議決定の道路特定財源等に関する基本方針に基づいて、内閣の一員としてしっかりと取り組んでまいりますという程度のことしか発言をしておりませんで、そのときの発言が表に出て、別に特段びつくりするような内容ではなかったわけでございます。

今後とも、与野党協議の動向も踏まえながら、基本方針がきちつと書いてありますから、この六項目の閣議決定された基本方針の具体化に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと思ひております。

○後藤(斎)委員 三月の末に、四月一日から暫定税率が廃止になるかどうかという議論をこの委員会でもさせていたときに、大臣からは、ガソリンスタンドの皆さんにも影響のない形でやるという趣旨の御発言をなさったというふうな記憶をしております。これは、四月の、五月一日から復活するかどうかというときにも趣旨のお話でありました。

この一カ月半以上の道路特定財源、暫定税率にかかわる問題をガソリン、軽油で議論した際、私たちがいわゆる戻し税みたいな提言をして、それは一顧だにされなかったんですが、検討はしていた。だいて結論は出なかったんですが、やはりまだガソリンスタンドの皆さんは結構困つていらつしやるわけですね。ゴールデンウィークの一番需要期に、その前にはたくさん売れたようでありましたけれども、それ以降ガソリンスタンドは非常に

閑散としている。セルフにしようと思つても、設備投資、なかなか銀行もお金を貸してくれない。そういう中での議論というのは、多分この関係閣僚会議でも、大臣の方からいろいろこれから御発言をしていかなければいけないし、また受益と負担ということで、特定財源であつたからこそ、暫定税率を維持していいという今までの基本方針というのが政府全体であつたはずなんです。それが来年度からそうではなくなるといふ閣議決定を、先ほど大臣が御発言したように、五月十三日にしたのは事実です。これは拝見はさせていただいております。大臣も積極的にこれから関係をしていく部分があるというふうな思ひんですが、その部分について、大臣の今の御気持ちについて少し御披露していただけないでしょうか。

○甘利国務大臣 五月十三日の道路特定財源等に関する基本方針の閣議決定を受けて、五月十六日に第一回道路特定財源等に関する関係閣僚会議というものが開催されたわけでありまして、極めて短い時間でありました。

ここでは、この六項目の基本方針に関して、それぞれの関係閣僚からの発言があつたわけでありまして。要するに、道路特定財源を抜本的に改正していくということに関して、具体的にどうするということ項目が六項目書いてあるわけでありまして。この方針に従つて、私どもは、スムーズにこの閣議決定要旨が具体化していくように取り組んでいきますという決意をそれぞれが表明したわけでありまして。

ガソリンスタンドの問題は、この六項目の直接の、これは予算をこれからどう使っていくかというところが主であります。先般の事案に関しての混乱については、直接発言をすべき場ではなかったわけでありまして、発言はしておりませんが、別の関係閣僚の場で、混乱を最小限にするための措置についての私どもの考え方については述べさせていただきました。

戻し税議論も、民主党を初め我が党の中でもそういう主張もありましたし、そういう御要請も受けたことがございます。あらゆる要請案件について検討はしてまいりました。その結果、先般とつたような措置に落ちついたわけでありまして。これは、経済産業省だけではなくて、財務省との協議等も通じましてああいう結論に至つたわけでありまして。

基金で対応をする、スタンド対策はそれが主でありましたけれども、それで実態を見て、現状の枠で対処できない場合には、何らか積み増すような方法も含めて検討するということを追加で発表したわけでありまして。

その後、混乱が、あるいは被害が、影響がどうであつたかということは今調査しております。従来の枠組みで足りるものがあるいは足りないものか、もし足りないものであるならば、先般追加策として申し上げたように対処していきたいというふうな思ひております。

○後藤(斎)委員 大臣、最後におつしやつていただいたように、この五月十三日の閣議決定でも五番目の項目で、確かに、国の政策決定の大きな変化の中で地方税収が一カ月減収したというのは事実であります。逆に言えば、ガソリンスタンドの方々も同じような形で、国の政策決定の変更で大きな影響を受けたこともあるので、今大臣がおつしやつたように、きちつとした精査をしていただきながら、頑張つていらっしゃるガソリンスタンドの経営者の方々に悪影響がないように、ぜひ御配慮をお願いしたいと思ひます。

たまたまこの委員会でも、いわゆるフアンド資金、投機的資金が穀物価格やガソリン国際相場を上げているということ、きのうもいろいろ経産省の方々とお話をしたら、白書も最終的に整理をしておつて、九十ドルベースだと、大体六十ドルが実勢で、記憶が間違いないければ三十ドルがいわゆる投機的な部分だといふふうなお話もお聞きをして、大体三割かな。きょう、百二十九ドルくらいになっていますから、三分の一、四十ドルくらいがそういう影響があるのかどうか、ちよつと分析は十分ではありませんが。

やはり国際エネルギー、特に石油ということに限定しても結構なんです、いわゆるファンドの資金が相場上昇に影響を与えているのは、大臣もこの委員会でもイエスということでお話をされています。ただし、国際協調をしてファンドの投機的な資金が全くなければいいということとはなかなか今の世の中できませんから、それをどうきちんとした形で適正な部分にしていこうかというところが必要だと思ふんですね。

せんだって、アメリカでは議会で、商品先物取引の規制強化、相場操縦の部分で罰金の上限を十倍、現行十萬ドルということが百萬ドルまで引き上げて、相場操縦の部分について規制を強化する、それによってヘッジファンドの抑制をしようという意思のようであります。

私どもの日本でも、商品取引所法という部分で、これは農水省との共管の部分も物によって当然ありますけれども、その中でも相場操縦の部分については、現行では商品取引所法の百六十六條、相場操縦をすると五年以下の懲役または五百萬円以下の罰金ということが規定をされているようであります。

やはり我が国でも、投機的な資金の行き過ぎた部分を、規制という表現が正しいかどうか、抑制というのか適正というのか、適正なのかもしれないけれども、米国議会と同じようなことも政府としても考えていく必要があるのかなと。

もう百三十ドル目前ということ、これを冷やすには、本当に消費国、これはOPECも含めた生産国にも、やはり従来以上にきちんとした意思を伝え、いずれ、大臣がいつもお答えになっているように、省エネということで、できるだけ石油を使わない、脱石油社会に産業構造もしていかなきゃいけないということはわかるんですが、短期的、今できる措置として、商品取引所法の相場操縦の部分の罰則強化ということも、きちんとしてやれば政府の中でも検討していただきたいと思うんですが、その点について大臣の御見解をお伺いしたいと思ふます。

○甘利国務大臣 ファンドに対する規制を語りますときに、不正に対しては厳罰に処すということ、これは何はばかることなくできるわけでありますから、アメリカも相場操縦という不正については厳罰に処すということであります。

我が国も、商品取引所法において、相場操縦等の不正な取引を禁止して、これに罰則を科すということはおっしゃるわけであります。ただ、非常に難しいのは、不正な行為でない、単にファンドの投機行動について一部情報開示をせよというような話はあるわけでありますが、これを世界共通のルールで、ある程度制御をするということがなかなか難しいという現実問題はあつたわけでありま

す。商品取引所法についてさらに、どういう不正に對して罰則を強化するか、あるいは商品取引所自身のある方についてどうあるべきか。国際競争力のある、そして信頼性が高い市場の構築を目指していくということでありますが、これは商品取引所分科会等の場で多面的に検討を進めているところでありま。その際に、市場の情報開示、先ほど申し上げましたけれども、不正な取引の監視等についても、議論の一つとして検討が行われていくものと考えております。

今、市場に向かう投機資金というのは三百兆と見られていますが、五年以内にこれが一千兆円になる。要は、資金は豊富にありま。向かう先が本当に限定されている。投資の場が充実をしていかないということ、特定の取引市場に向かうということでありまして、それが経済活動に適正に反映をされていくという形であるならばいいんですが、単に投機が投機を呼ぶというふうになりま。石油の先物市場が現物価格をリードするという現状のようなものが別の市場でも発生してしまふ。

特に、CO₂の排出権を取引するというような市場ができた場合に、世界を流れる膨大な資金をどううまく流れにしていけるのかということが大事だと思ふます。一つ間違ひますと、それこそ六年で六倍に上がった原油価格のように、数年で何倍にもなつて、予見性がないようなCO₂の取引相場になつてしまふ。これは、企業としては、経費として計上する見通しが全く立たなくなるおそれがある。企業経営の見通しが立たなくなるというおそれもありますから、そういう点で、市場とファンドとの関係がよりよい関係になるために、世界じゅうにどういう知恵があるかということ、これはいろいろな知恵を思ひ出さなければならぬ課題だと思ふます。

○後藤委員 では、法律の中身に入りたいと思ひます。

今回、先ほど近藤委員からお話がありましたように、大改正ということで法律の中身も非常に盛りだくさんでありますけれども、大きく変化を施したものは、ある意味では、今までの部分が限定列挙方式から、今回の法改正で原則適用方式、何でも網をかぶせるよという形だというふうに承知をしております。

ただし、そのときに、飲食店、マツサージのキャッチセールス、生鮮食料品、葬儀などを一部除くということが規定をされていますが、この抜くものの、ある意味ではガイドラインというか基準を、どういうふうにかから整理をきちんとしていくかということが大変必要だと思ふます。

思つています。特に生鮮食料品というのは、どれが生鮮食料品なのかというのは定義によつても、賞味期限があれば生鮮なのかどうかということも含めて、これから農水省と連携しながら詰めていくという話を伺っています。その辺のガイドラインというか基準についてどのようにお考えなのか、経産省の方にお尋ねをしたいと思います。

○寺坂政府参考人 指定商品制、指定役務制から原則適用方式に転換するということに伴ひまして、クーリングオフの規定など、これにつきましてはただいま幾つか例示がございましたが、取引における消費者の利便性を損なつたり、現在健全な事業を営んでいる事業者に大きな事務的な、結

果的に経済的な御負担をかけた、そういうおそれがあるために、部分的な適用除外措置を講ずる必要があると思ふところがございます。

その場合のガイドラインの決め方、何を適用除外にしていけるのかといったようなことにつきましては、先ほど訪問販売の関係でもございましたけれども、事業者の方の取引の実態、それから関係省庁の御意見、一方で消費者のサイドの御意見、さらには学識経験者等々、ある種第三者的な立場でござらなつておられる方々、いろいろな方々の御意見を伺いながら、混乱の生じない、悪質業者をどう排除していくのかという観点からのガイドラインの検討をしつかりと進めてまいりたいと考えてございます。

○後藤委員 確かに、これから時間をかけて詰めていく部分なのかもしれませんが、もう一点ちよつとお尋ねをしたいと思います。

私、実は時々通販で物を買ふんですが、これは三千円なのか五千円なのかという基準、安いものについてもクーリングオフの適用除外になりますね。実は、三千円くらいのものだと、例えば一週間だけだと千八百円ですと、ついつい申し込んで、なかなか効果もなしですぐやめちゃうんですけれども、また終わるころになると大体送りつけてくるというふうな来るんです。

基本的には、今回の法改正でも通販の返品については、返還費用、要するに返品にかかるコストは原則として消費者負担ということですから、どちらの方が高いかということ、そのバランスが、例えば返品費用、コストの方が高ければ、そのまま置いておいて、飲みたくないけれども飲んじゃおうとか、食べたくないけれども食べちゃおうとかいうのが出てくるのではないかと。

今、ちよつと審議官にお聞きをしたように、要するに今度部分適用除外という形にしたのとあわせて、金額によつてクーリングオフの適用かどうかというのは変わりますよね。その返品のコストを、例えば通販の場合は消費者サイド、要するに自己負担で返さなきゃいけないというコストと

のバランスというものもやはり考えて、議論をしていただかなきゃいけないと思うんですが、その点についてはどんなお考えを持っていますでしょうか。

○寺坂政府参考人 クーリングオフの適用除外と申しますか、部分的な適用除外の一つの類型として、金額基準として三千万以下というものがあられるのは御指摘のとおりでございます。

これは、消費者被害と申しましょうか、被害の程度それから取引の実態、そういったものも考えて三千万という一つの基準を設けているわけでございます。

返品費用とのバランス、あるいは事業者がそういったことを悪用するといいますが、そういった事例というのは恐らく具体的にあるものとは思いますが、金額の方はまさに金額で適用除外ということ、午前中から幾つか例示で挙げているようなものにつきましては、これはこれでまさに取引の対象の物というふうなことで、部分的な適用除外というふうな整理をしているものと考えてございます。

○後藤(高)委員 審議官、今ちょっと私がお話をしたように、この三千万の部分に上手に、それ以下とか、例えば一週間は申し込むとその半額ですよ、過ぎると三千万ですよとか、その基準を数字的に設ければ設けるほど、それを上手に、悪い言葉で言えば悪用、いい言葉で言えば非常に賢く、やはり買ってもらうように、購入するインセンティブを働かせるような形に思うんですが、

例えば、これは非常に問題になって今回の法改正でかなり厳しくなる、要するにクレジットの個別審査なのか、包括審査で、事前に銀行口座に幾らお金があつて、ちゃんと定期収入があるかみたいなもので審査を受けた上で月々、上限が当然ありますけれども、クレジットカードを使うのかという部分と、大型の、例えば車をかうとか家のローンを契約するとか、いわゆる個別審査の部分でやられているものの方がこの何年かで非常に、

特に高齢者を中心に悪い影響があつたわけですから、その部分では、これは質問通告を全然していないので申しわけないんですが、いわゆる個別審査のクレジット方式をすべて包括方式のクレジットカードのように、きちっとした会社からでないクレジットは使えないよという、要するに個別クレジット方式というものをなくしてしまふということではできないんですか。

○寺坂政府参考人 個別クレジット方式の取引形態というのは、カードを使う取引、包括クレジットと呼んでおりますけれども、そういったものの比較で申し上げますと、金額の高いものについてクレジット利用がされるというケースが多いと理解をしております。自動車ローンとかそういったものが典型だと思っております。

包括のクレジットカードの場合は、支払い能力との関係、与信審査、そういったものを経て利用の限度額というものを設けるのが通常でございます。

したがって、その意味合いからいいますと、金額の高いものについてのクレジット取引、これは健全な取引という面では、消費者にとつても事業者にとつても非常に利便性の高いものでございまして、そういった意味で、個別クレジット取引そのものをなくしてしまうというのは、やはり利便性を損なうという問題があるのではないかとこのように考えております。

そういう意味で、総合クレジット、包括クレジットと個別クレジットは、やはりおのずと性格の違うものではないかというふうに考えてございます。

それからなお、先ほどクーリングオフの規定でちよつと誤解を与えるお答えをしたかも知れませんが、先生が通信販売の関係での例示をなされました。

通信販売そのものについてはそもそもクーリングオフの規定がございませんで、部分的な適用除外というのは、そういった意味では訪問販売と

かそういったものに当たるものでございます。通信販売の場合は、先生も御指摘になりました、送料の負担をどうするか、そういう返品品のルールの明確化を今回図ることにしたものでございます。失礼いたしました。

○後藤(高)委員 この委員会でも私は何度か、宝飾というか宝石関係のお話をさせていただきました。

実は、今局長が言ったことと全然逆の話なんです。宝飾は、今、特に山梨なんかは、ダイヤであるとか金であるとか色石であるとか、原料を海外から輸入して、それを加工して、東京の卸であるとか、卸屋さんが東京の小売店とか名古屋、大阪、そういったところに売っているわけですね。

それだけではなかなか十二分な利益が得られない場合も多いので、なおかつお客さんをもう少し広げようということで、経産省さんからも山梨の宝飾関係は協会として展示会の助成を受けてという部分で、クレジットの貸金業法も改正をされて非常に厳しくなっていて、報道によると、二割なのか三割なのかは別としても、この数年間でクレジットの与信審査を厳しくした。全体が、いや、クレジットはだめだよというふうな感じになつてくる。

その中にたまたま宝飾とか呉服みたいなものがあつたらしいんですけども、今マーケットの規模が、以前からお話ししているように非常に急速に小さくなつていまして、そういう中でどういふふうにしたらいいかというので私はいろいろなお話を聞いていく中で、健全な業者であればいいよと大臣や審議官たちがおっしゃつても、実際のクレジット会社、信販会社が、いやいや、宝飾というのはいくらも将来性がなし、例えば過剰与信みたいなものの手口で一番ひっかかりやすい部分だみたいなイメージを持つと、やはりその審査ではねられる。例えば、それが三十万のものなのか五十万のものなのか、非常に高額で百万するの

か五十万のものなのか、非常に高額で百万するのとかというのは別としても、何十万単位だとほとんどはねられるケースがこの一年間非常にふえてい

るんですね。

先ほど大臣もおっしゃっていたように、規制を強化する部分はいいんです。ただ、それは、悪質な業者は取り締まる、そうでない業者には努力に応じた販売が、契約がきちつとできるところまでいくかどうかというのは、今回の法改正がある意味では行き過ぎて、机上の空論では、いや、大丈夫だよ、審議官も課長も大臣もいよいよと言つても、実際クレジット会社で最終的に判を押すかどうかというときに、そうではないという意識が強いと、やはり消費者行政の方が大切だよ、やはり経産省からならまいたくないよということになれば、萎縮してしまう。

そのバランスをどうするかというのが、実は山梨の地場産業の宝飾という中でも非常に大きな課題なんです。その点について、大臣、今回の法改正と中小企業、そういう地場産業の育成というバランスをどのように考えていけばよろしいでしょうか。

(梶山委員長代理退席、委員長着席)

○甘利国務大臣 過剰与信にならないようにということとは、対象商品によつての差別ではなくて、支払い能力をちゃんと査定して、それに基づいて与信を与えているかどうかだと思つております。

宝飾だから与えない、布団だから与えるということではなくて、その人がその支払いをし得るだけの状況にあるかということとをきちんと精査する必要があります、それがちゃんとされるような指導をしていくための法整備だというふうに考えております。

地域における中小企業の振興については、我が省の第一義的な使命でありますし、今度三百十六カ所手が挙げたわけでありまして、地域力連携拠点を中心に、その地域周辺に散在する行政や民間の経営資源をフル稼働して、中小企業が持ち込むアイデアを具体的な形にしていける。そのための支援体制はもう既にとつておりますし、近々にもスタートをしますので、これを活用して対処していただくということでございます。

○後藤(斎)委員 大臣がおっしゃっていることは非常によくわかりますし、そうあってほしいと思うんですが、実際テレビや新聞で、何とか山岡とかいろいろなところがそういう押しつけ販売みたいなことをした。最近でも報道で、力二の送りつけ販売みたいなことをやっている。それも、電話一本入れて、甘利さんのお宅ですか、力二はお好きですか、はいと言ったら送ってくるみたいなことのようにあります。

それが実際あると、正直言つて、今力二のイメージが非常に悪いんですね。よく新聞の広告でも、力二や何かをいろいろな種類で一万円とか九千八百円とか、ちゃんとした業者さんがいるにもかかわらず、そういうふうにならざる業者がいると、その業全体がやはり悪いイメージに見られてしまう。ひいては、それがクレジツト会社で、いやいや、今社会的に問題になっているし、何かあったら嫌だなとやはり萎縮するのが普通ですよね。

だから、僕は、先ほど審議官がおっしゃった解釈通達をどこまで細かくつくるのかわかりませんが、今度余り細かくし過ぎると、例えば、周知をする周知をすると言ふじやないですか。午前中、参考人の方にお話を直接聞けなかつたんですが、例えば訪問販売協会であるとか消費者団体の皆さんであるとか、経産省、経産局、県、市町村、自治体の職員の方、そのくらは、ある意味では非常に知識もあるし、多分今回の法改正でも、かなり細かいことや分厚いものでも、解釈通達を送ればそれはわかるかもしれない。

ただ、四千万世帯以上の一億二千八百万人、今回の法改正の一番対象である高齢者、情報も少ない、そして体力的、精神的にも若い方よりもそうではない状況にある、そこに対するものをどうするかというのが前提にある中で、要するに周知徹底をするといつても、例えばパンフレットは二十円か三十円でできるかもしれないが、それを四千万世帯に郵送したら何百億もかかっちゃいますし、回覧板で回せばそれでいいのかといつてもま

た違いです。市町村の役場の受付によく置いてありますけれども、置けばいいというものでも多分ないでしょうし、よく役所が言う、インターネットに載っていますよと言えは済むものでもないでしょう。

実際、どういふふうな困ったことがあつたらということも含めて、今回の法改正の趣旨を一番末端であるすべての消費者の方々にどう伝えるか。そのための体制を、自治体も含めてどういふふうな体制にするかということが最後はやはり問われなければいけないと思うんです。

私もこれを全部読ませてもらつて、正直言つて、すべて頭に一回で入らないんですね。要するに、最近よく、クーリングオフが何日かというのはグズズを買うと書いてありますから、それに従つて送りつければ二度三度は来ませんけれども、先ほどお話ししたように、例えば健康食品みたいなものであれば、二週間で切れてしまえば、実際継続的にやはり来るんですよ。私、経験者です。多分、大臣も経験なさつたことがあると思います。

ということをするすべての方にわからせた上というよりも、むしろ私は、個別のクレジツトを全部やめるということに別言いたかつたわけじゃないんです。やはり、少ない、業という営んでいられる方の方、経産省が法律に基づいてきちつと指導していく。すべての消費者の方が今回の法改正をわかつて、おまえ、これを使えと言つても、そんなことは実際無理なんです。

だから、その仕組みというのを、さつきの消費者庁の一元化というもの一つの行政課題かもしれないけれども、そうではなくて、今生活をし、それを使つて実際に被害を受けるかもしれない。一方で、売るのを御商売になさつていられる人たちに、どう健全な形で、仕事をしてもうけて税金を納めてもらうか。見方によつては非常に矛盾をする点があるかもしれないけれども、やはりそこを含めて経産省が、消費者行政と産業行政の両輪だといふふうには大臣はいつもおっしゃつていま

すけれども、そのバランスをどうとるか。

いつもは業の部分ですから対象者も少ないかもしれないけれども、今回の法改正は一億二千八百万人の国民すべてだといふ中で、今回の法改正の趣旨をどんな形でわかりやすくきつと伝えるかといふことについて、時間がそろそろ来そうですから、大臣、最後にまとめて御決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

○甘利国務大臣 産業振興というものと消費者保護というものは、見方によつては相反する、対立するものという見方をする方もいらっしゃると思いますが、私どもの取り組みは、対立を避けていくものではなくて、むしろ両者が密接に連携することによつてその実効性を上げていくものだといふふうに思つておりますし、消費者からの苦情がいく製品を育てていくといふふうな考えておるわけがあります。

ただ、いづれにしても、法律による規制と事業者の自主的な取り組みというのは、相互にバランスよく講じていくことが重要だといふふうな考えでおります。

今回の法改正に当たりましては、経済産業省としては、適切な周知広報活動であるとかガイドラインによる規制内容の明確化等を通じて、消費者側と産業側双方にとつてわかりやすい、不安のない消費者政策を展開するといふことを目指しております。消費者保護と産業振興の密接な連携を達成する、これを通じてよりよい製品、よりよいサービスを提供者側も開発していくといふことに努められるようにしていきたいといふふうに思つております。

○後藤(斎)委員 大臣、この両法は、基本的にはこの十年間でかなりの回数改正をいたしました。今回が大改正といふことでありますけれども、先ほどの例えば三千円というルールであるとか適用除外をする業種が出てくるのか、そういうことで必ずまた来年か再来年改正をするのではなくて、大臣が最後にお答えをいただいたように、やはりきちつと、悪いやつは徹底的に排除をする、そう

でないところはみないことではないと、変わった途端、周知をするためにいろいろな行政コストが広告宣伝で、必要な部分かもしれないけれども、かかつていふことは、今の時代には非常に不健全なことを御提言だけしておいて、お答えは結構ですから、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○東委員 長 これにて後藤斎君の質疑は終了しました。

次に、北神圭朗君。

○北神委員 民主党の北神圭朗でございます。最後になりましたが、よろしく御願い申し上げます。本題に入る前に、信用保証協会の話をちよつとさせていただきます。通告はさせていただきます。ただいまでございますが、先週の信用保証協会法の審議のときにやればよかったんですが、私の地元から聞いたお話であります。

中小企業が信用保証協会の制度融資を受けた、二十年間ぐらいの融資である。当然、融資をしてもらった金融機関からも連帯保証といふものは代表者がなつた。そして信用保証協会の方でも保証したといふことになつておるんですが、これが途中で何らかの理由で代表者が代がわりをしたりすると、二十年間の長期融資ですから、ずつとオーナー企業じゃない限り、そこはいろいろ変動があり得るといふことを考えれば、そこで当然代表者もかわり得る。

かわつたんだけれども、金融機関の方は、当然もう一回保証審査といふものはするけれども、ちゃんと保証審査さえ通れば保証人の変更といふものはいいよと言つたんだけれども、一方で、地元は京都なんです、保証協会に聞くと、そういうことはまかりならぬ、名義変更といふか保証人の変更といふのはだめだといふことを言われたといふんです。

これは、特に二十年間の制度融資ですから、代表者がかわつたり保証人がかわるといふことは当然あり得る話だし、行政的といふか法律的にもそういうのを想定すべきだといふふうな思ふんです。

が、これについて当局の方はどういうふうにお考えか、お聞きしたいと思ひます。

○高原政府参考人 お答えを申し上げます。

代表者が変更になった場合に保証人を変更するといったようなことがございましたときに、変更に応じている保証協会などにおきまして、新しい保証人の保証能力でございますとか、あるいは当該中小企業の直近の状況などにつきまして十分な審査を行った上で、変更の適否というものを判断しているというふうに承知をいたしております。

御指摘のようなケースでございますけれども、こういった観点から、そういう委員御指摘のような実態を十分精査させていただきまして、中小企業者のニーズにできる限り対応するということといたしまして、画一的な運用ではなくて、きめ細かく対応していくように指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○北神委員 実態の調査をぜひお願いしたいと思ひます。

きのう、部課の方からいろいろお話を伺つて、当然、信用保証協会というのは地域によつて非常に特色があると。例えば、東京の方では最近、割と柔軟にそういう保証人の変更というものを運用上やっている、京都の方はやや硬直的だという話も伺つたんです。

画一的に全部一緒にするというのはなかなか難しいと思ひますが、中小企業庁さんの方でこの法律を預かつていて、信用保証協会に対する監督権限も検査の権限もあるわけですから、何も個別の陳情についてこうしてくれとかそういう話でなくて、運用の基準というものをやはり柔軟にしたい、いただきたいということをお願いしたいというふうに思ひます。

もう一点だけ、この点について。

ちよつとこつちの推測ですが、昨年の十月ごろに、信用保証協会の保証率が一〇〇%から八〇%になった。この改正の趣旨はよくわかるんです

が、要するに、京都の信用保証協会というのは保証人の変更については条件変更じゃない、東京の場合は条件変更で保証人を変えることはできる。でも、京都の場合は、条件変更じゃなくて借りかえをしないといけないということを言われたと。借りかえになると、当然、新規の融資の取り扱いになりますから、もしかしたら、信用保証協会が一〇〇%保証するんじゃないやなくて八〇%の保証で済んで、その方が自分たちも楽かなという発想もあるのかなという気もするし、それも勘ぐりで、単に面倒くさいからとか、そういう理由ではなつていないのかもしれない。

いずれにせよ、そこはぜひ実態調査をして、またぜひ御報告をしていただければありがたいというふうに思ひます。

それでは、本題の方に入りたいと思ひます。この法案は、もう皆さん質問の中でも大体評価をしていられると思ひますし、きょうの参考人も、今回の改正というものは非常に踏み込んだものであると。私が聞いているのは、みんな大体評価をしていることだというふうに思ひます。

きょうも何回も質疑に出てきた問題について、特に大臣の見解を伺いたいの、消費者庁の、また消費者庁で恐縮なんです、福田総理がうたっている消費者庁の問題について、考え方についてちよつと整理をしていきたいというふうに思ひます。

この福田総理の話は、さつき近藤委員からありましたように、巨大な官庁をつつたからといって消費者保護が必ずしも徹底されないんだ、これはそのとおりだというふうに思ひます。

まず、室長の方から、今特に私が問題にしたいのは、新聞の報道等によると、それぞれの既存の省庁から、消費者保護の部分だけ法律を引っぺがして、それを消費者庁の中に集中させるということとありますが、この点についての検討はどのような状況になつていのか、教えていただきたいと思ひます。

○松山政府参考人 ただいまの御質問にお答え申

し上げます。

消費者庁、仮称でございますけれども、ここがどういう法律を所管すべきかという議論が現状どうなつていのかということでございますけれども、四月二十三日に開催されました第六回の消費者行政推進会議、こちらの方で、消費者庁が所管すべき法律に關しまして、福田総理の方から、消費者に身近な問題を取り扱う法律は消費者庁に移管することとし、その他の関連法についても、消費者庁が強い勧告権を持つ司令塔として関与できるようにするというようなお考えが示されたわけでございます。

現在、政府部内で具体化のための議論を行つているところでございます。また、今後閣僚レベルでも御検討いただくということになろうかと思ひますけれども、この消費者に身近な法律というのが具体的にどういふことかということにつきまして、今まさにいろいろな議論をさせていたたい、そういう状況でございます。

○北神委員 つまり、私も余りこれは勉強してはなかつたので今知つたんですが、福田総理がもう初めから、そういう指示の中で、それぞれ消費者保護に關する権限というものを消費者庁に持つてくるようにという指示があつたという今室長からのお話でありました。

この部分について、いろいろ本日は議論があつていいと思ひます。これは自民党の中の話なので、私ももとやかく言うつもりはないんですが、これがそもそも、本当に消費者保護にとつていいのかどうかという論点があると思ひます。

室長にもう一回伺ひたいのは、福田総理は、そのように、要するに消費者庁に消費者保護に關する権限、恐らく監督権限とかを全部集中させるべきだというこの根底にある考え方というのはどういふ、なぜこういう方法で消費者保護がよい図れるのか。それについてのお考えが、福田総理のお考えだと思ひますが、わかれば教えていただきたいと思ひます。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

消費者行政推進会議でございますけれども、この会議は、二月の初めに設置が閣議決定されました、二月十二日に第一回の会合を開きまして、先ほど申し上げました総理からの御発言、御指示がございましたのは四月二十三日の第六回ということで、この消費者行政推進会議での御議論も踏まえて、総理がそういう方針をお示しになつたということかと考えております。

その背景にどういふお考えがあるのかということとは、私も必ずしも直接そういう形で伺つたわけではございませんけれども、恐らく、消費者に身近な法律、これを今相談しているところでございますけれども、そういうものを消費者庁に集めていくということによりまして、例えば、幾つかの法律の間で責任関係が非常に難しいといひますか、ぼてんヒットになるようなケースというものがございます。

そういう場合であっても、消費者庁がそういう部分について一括して権限を持つていられるという形になることによつて、責任の所在と申しますか、消費者庁というものはそういう問題について必ず責任を持つていられるという意味で、責任の所在が明確化するといったようなこと。申し上げたことと関連しますが、漏れのない対応というのが可能になるのではないかといいようなこと。それから、隣接分野とのルールの統一化というように、区々にルールづくりが行われているような場合において、その統一化を進めていくことがやりやすいのではないか。

そういう御議論がございまして、そうしたことも踏まえての御指示ということであらうかと考えております。

○北神委員 六回目の議論の中で福田総理がそういう考えを出されたということですが、今話を聞いていると、独立の機関にそういう権限を持つていく二つの理由があつて、一つは、責任の所在を明確化する。これは要するに、いろいろな各省庁

に消費者保護が分かれていると、そのほごまに入
るような問題というものにだれも責任をとらな
くなるから、消費者庁に全部集めたら、願わくば、
そういうところもちゃんと補ってくれるだろう、
消費者保護に関するすべての監督責任を消費者庁
に持つていくことが一つ。

もう一つは、隣接分野。これから質問しようと
思うんですが、いろいろな、商品先物みたいなも
のがある、一方でデリバティブ商品みたいなも
のがある、もちろん実物的な面もあるし金融先
物的な面もあるから、先物的な面からいえば、同
じようなルールに本当は処すべきだという考えが
あるけれども、経済産業省、農水省と金融庁で分
かれていて、分かれていたらその統一なルール
がなされないということなんです。

この二点については、そうかなというふうにも
思います。一方で、別にわざわざつくらなくて
も、そういうのはさまの部分についてはちゃんとど
こかの省庁に責任を持たせて担当させたいとい
思うし、もう一つの統一なルールの話も、この
後また質問しますけれども、経済産業省、農水省
と金融庁がちゃんと同じルールにしたらいいだ
けの話で、必ずしも、これで論理必然で消費者庁に
持つていく必要はないというふうに私は思うん
です。

これは室長に何か言ったが言っても気の毒だ
というふうに思いますが、私も前にこの委員会
で議論させていただいたこともあるんですが、も
う一つ、触れなかった理由として利益相反の問
題がある。
これは大臣もさつき後藤さんとの質疑の中で
後に触れられていたんですが、要するに、産業育
成を預かっている経済産業省が同時に消費者保
護なにかできるのか。当然、業界の肩を持つた
らうから、例えばパロマでも瞬間湯沸かし器が
こんな事故を引き起こしている、こういうこと
ができるだけ隠したい、こういうものがばれた
ら、自分たちの業績が、ましてや社会の批判に
当たって、彼らの信用も落ちて業績が落ちる。

ですから、少なくとも短期的な視野、超短期的
な視野でいけば、そういうものは隠したい方が
合理的だというふうにも思いますが、それが
合理的じゃないといつても、非合理的な人間は世
の中にたくさんいるわけですから、必ずしも理
的に行動しない。こういうところでその利益相
反というものが生じるから、産業育成のところ
から引き離して、ここは消費者保護と分離すべ
きだ。こういう考えは出されたんでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

委員の今の御指摘の点でございますけれども、
議論としては、確かにそういう議論は消費者行政
推進会議にもございます。

ただ他方で、もちろん、経済産業省を初めとい
まして、その所管に係る消費者行政ということ
で、産業の振興だけではなしにと申しますか、む
しろ消費者保護をきちんと行っていくことが当
該産業の発展につながるんだという視点でもつて、
消費者行政にも非常に力を入れていただいてい
る、そういう認識もございします。

他方、消費者庁につきましても、消費者庁、仮
称でございますけれども、それが消費者のことだ
けを考えてやるのがいいんだということでも必ず
しもない。

したがいまして、そのバランス、各省ももちろ
ん両方考えておられる、消費者庁というものが恐
らく両方考えるんですけれども、その最初に出
てくる目的と申しますか、そういうところがおの
ずと違ってくる、そんなことかと思ひます。

それから、先ほどの御質問に関連して、ちよつ
と補足させていただきますと、この新しい機関に
委員御指摘のようすべての権限を集めるという
考え方で申し上げていくわけは必ずしもござい
ませんで、消費者行政に関連する法律というの
はたくさんあるわけでございます。そうした中で、
特に消費者行政に非常に関係がある、そういう
ものについて、また法律によつては業行政的な、
かなりそういう色彩の強い部分というのをあわせ

持つていく法律というのも当然でございますので、
そうしたことでも十分に見ながら調整をさせてい
たくという状況でございます。

○北神委員 よくわからないんですね。室長も大
変苦しい立場だということに思ひますが、今言わ
れたように、すべての消費者関連の権限を集め
ないのであれば、冒頭におっしゃられた、責任関
係を明確化する話とか統一のルールを設けるとい
うことが崩れてしまうわけですから、そこを本
当に目的にするのであれば、やはりこれは全部持つ
てこないという意味はないわけですよ。そこでまた
つまみ食いをして、ところどころ何か違う省庁に行
つておっしゃったような理由というものがもう崩
れてしまふ。

利益相反についても、室長を責めているんじや
ないですよ、室長は取りまとめ役で大変な板挟
みに遭つていてというふうに思ひますが、利益相
反についても、いや、そういう考えもあるし、や
はり産業育成と消費者保護が一体となつてい
る方、むしろ消費者保護に一生懸命になるから、
その方がいいという、これは両論併記したいな
るわけですが、そうであるならば、ますます既存
の省庁からわざわざ権限を引つがす必要はない
ということになるんですよ。

ですから、この辺が、要するにまだ議論して
いるということでもよろしいんじゃないですか。こ
の辺について整理がなされていらないような気が
して、それは単にまだ検討中だからなのか、それ
とも本質的にみんな混乱をしているのか、そこ
について、ちよつと伺いたいと思ひます。

○松山政府参考人 ちよつと明快でなかつたか
もありませんけれども、現在、私は内閣官房の立
場でございますけれども、各省と具体的な御相談
調整と申しますか、やらせていただいている過
中であることは、そのとおりでございます。

それで、総理の御指示の中にありますように、
消費者に身近な法律、この解釈につきまして、
この法律は具体的に非常に身近な法律なのかど
う

かというところを特に今議論させていただいて
ます。

そういつたところで、ゼロか一というものでは
必ずしもなくて、大体、いろいろな法律、ゼロと
一、どこかの間にあるわけでございますので、
今、消費者に身近であるというところが非常に強
い法律とそうでない法律、そういうものをいろいろ
議論させていただいている、そういう状況で
ございします。

○北神委員 でも、これは五月の末ですよ、結
論を出されるのは。今月末ですよ、基本的に、
そういうことで、きょうはもう二十一日ですか、
それならもう一週間ぐらいしかない。それでもま
だこんな考え方が、矛盾という両論併記の状
態だということは、どうされるのかなというふう
に思ひます。

要は、私も正直わからないんですよ。この問題
は、正解というものがなかなか見出せないから難
しいんだと思ひます。

そこで大臣に伺いたいのは、今の話ではよくわ
からないんですけども、恐らく、利益相反とい
うものが根底にあつて、それでわざわざ各省庁
から法律を引つがすということになつて、総理の
言う、消費者に身近なというのは、ほとんど意味
がわからないんですよ。消費者保護に関する法
律であればわかりませんが、消費者に身近な
という、かなり範囲が広がつて、何がどうい
う基準なのかよくわからないのが正直なところ
です。

そこはもう、消費者保護に係る権限を各省
庁から集めるということについて、いろいろ話
がありました、恐らく、根本の理由というのは、
私は察するに、あるいはみんな無意識に思つて
いるのは、利益相反の問題だということに思ひ
ますが、そこについて、大臣はどういうふうにお
考えですか。

○甘利国務大臣 消費者の利害と生産者の利害は
ぶつかるものだという考え方は、私は、どうなの
かと思ひます。消費者の信頼を得ない生産者は淘

汰されていきます。それが市場の原理であり、消費者の信頼を勝ち得たものが製品の力になるわけであり、特に、日本は安全文化に厳しい国でありますから、ここをなおざりにした事業者は生き残つていけないと思います。最初から消費者をだまそうとしている事業者は別でありまして、これは排除していかないといけないのであります。

きのうでしたか、参議院の経済産業委員会、原子力の商業炉と研究炉の現場でどっちが緊張感があるかというような議論が若干出たことがあります。実は、商業炉でいえば、何か一つ間違つたことがあれば、運転が停止になるわけでありまして、会社がつぶれかねないわけであり、ですから、消費者と接触をしているところについてはより緊張感が高いわけであり、それです。

それをちゃんととらえなければいけないと思うんです。消費者と生産者が対立する構図ではなくて、相互に好循環でいい商品、サービスを提供していくという関係が成り立つていかないといいものができないんだと思うんです。そこで政府も、単に屋上屋を重ねるとかあるいは巨大官庁をつくるなんというところは毛頭考えていないと思いますし、そういう考えは国民に支持をされないと思うのであります。

そこで、どう整理をするかという問題が残るのは、例えば、技術というものがわからないと規制はできないんですね。製品安全等について言えば、技術がわからないところに規制はできないわけですね。それから、原課で接触していないと指導はできないわけですね。ですから、そこをどこをどういうふうに通つていくか。

消費者の安全、安心に係る情報を一元的に収集して、それをかかわるものがみんな共有するということとは大事です。消費者の安全、安心に對してきちんと施策が迅速に打てるという体制をとることが大事なんです。そういう視点からどうあるべきかということを考えていくということだと思ふんです。

消費者の安全、安心に係る法律を全部集めて、それに対して全部原課を集めるということになりますと、まさに巨大官庁ができつつてしまふわけであり、巨大官庁をつくるわけでない、屋上屋を重ねるわけでない。その上で、消費者の安全、安心情報がきちんと一元的に集まり、共有でき、対策が迅速に打てるというあり方はどうあるべきか。

ITの時代でありますから、いろいろ情報を共有し、いろいろな指示、指導するというやり方にもいろいろ効率的な方法はとれるんだと思ひます。そこで、関係者が知恵を集めるということが大事だと思ふに思つております。

○北神委員 大臣のおっしゃったことはよくわかりました。経済産業省に監督権限を残す理由、監督権限という消費者安全に関する権限を残す理由として、まず一つは、利益相反というのはいない方がいい、生産者も消費者も一緒に消費者の信用を得られないと企業も発展しないし利益も得られないということ、もう一つは、技術がわからないと製品安全も図れないとか、現場がわからないと指導もできない。この点については、一種、消費者保護を實際に実行するときの効率論という効果論の話だと思ふんですね。この二点が多分あると思ふに思ひます。

最初の利益相反というのは、これはなかなか難しく、大臣がおっしゃることは一つの理想だと思ひますし、経営哲学としてはそういう考えというのにはよくわかるんですが、さつき申し上げたように、實際、みんな人間というのは、そういう哲学を必ずしも持つていない人たちがいるし、持つていたとしても、一瞬のパニックの状態では非常な非合理的な行動をとつてしまふ。だから、こういう意味では、どうしてもそういうところに魔が差すというか、そういうところで結局利益相反というのには生じるという可能性はやはり否めない。したがつて、米国とか英国とかを見ていると、やはり独立した消費者監視機能を持った官庁というものがあつたと思ふに思ふんですね。

ただ、後者の効果論、効率論は、これはもう反論の余地がない。やはり現場を知っている方が、實際に消費者保護を貫徹するための指導をするとかそういうときには、やはり現場を持つていた方が全然強い。遠いところにいて独立しているとなかなか実態がわからなくて、特に、法律なんかを所管することになると、当然、法律改正とかもしないといけない。そうしたら、経済産業省さんに一々合議というか折衝して、どうですか、現場はこれでいけますかと、いろいろ、本場に逐一やるのであれば別でしょうけれども、そんなことをやつていたら、そもそも引き離す理由というものがないということになつてしまふ。

そういう意味で、利益相反の部分は残るけれども、効率論からいえば、やはり権限は現場の官庁に持たせた方がいいというふうに私も思ひます。もう一つあるのは、これは形而上学的な話で申しわけないんですが、要は、現場を持つている官庁の方が言うことを聞かされるんだ。あれめとむちを使つて、いろいろ指導とかして、いろいろ嫌がらせとかも含めてやつて、ちよつとおまえ、本場に言うことを聞かないとひどい目に遭うぞと。それが、何か消費者庁みたいな新興の役所がとやかく言つても、適当にあしらつていたらいいやというふうなことになるか。

それも効率論の方に入ると思ふんですが、この点については、私は、今の自由化の流れの中で、基本的には事前規制というのはやめて、できるだけルールというものを透明化、精緻化して、それを事後規制できつちり監視して、問題があれば罰則をかけるという、今本はその流れのはずですから、そういう意味では、余りその面を強調すべきではないし、むしろ、はしの上げおろしみたいなことを事前にやるということとはやはり問題になる。

そういうことでいけば、室長、これもぜひ議論に反映していただきたいのは、利益相反の話は、そういうことでなかなか難しい、でも、効率論とか効果論でいけば、やはり現場の監督が持つてい

方がいい、こういう議論はなされたことはあるんです。か、今までの議論の中で。

○松山政府参考人 ただいまの御指摘でございませうけれども、消費者行政推進会議の現場では、具体的にそのような御議論まではなされておられません、委員の間で非公式の会合も持たせていただいていますので、そういうところでは、御指摘のような点についても、こういったところはメリット、デメリットの対比からいつてどうなのかというふうな議論は当然ございませう。

○北神委員 事務局としては当然その議論の整理をするわけですね。そうしたら、メリット、デメリットとかいろいろ出すわけですね。そのときに、やはりこういう論点も入れるべきじゃないですか。

○松山政府参考人 御指摘のような点も、委員のまさにさまざまな御議論、そうしたものも踏まえながら、それから先ほど御紹介をいたしました総理の御指示も踏まえながら、各省庁と御相談をさせていただく案と申しましようか、そういう状況をございませう。

○北神委員 そういう中で、大臣に伺いたいの、さつき私も簡単にメリット、デメリットと言つたけれども、福田総理はもう既に方針を出しちゃつています。そこを、解釈によつて骨抜きにするのかどうかわかりませんが、消費者に身近な法律を全部、全部というかなりの部分、大事な部分を持つていく。だから、経済産業省でいえば、きょう審議されている法案とか、こういうものも全部持つていられることになるし、消費者安全製品法ですか、ちよつと名前を忘れましたけれども、そういうものも全部。これは消費者保護には物すごく根幹的な法律ばかりだと思ふんですよ、経済産業省が持つていられるのは。

役所の権限争いは、こんな話は別に私はどうでもいいと思つていますが、そこで果たして本当に消費者庁が、現場感覚、当面はみんな、恐らく大量異動するわけですよ、植民地化するわけ

すよ。長年の霞が関の省庁のその攻防を見ていると、大体そういうパターンになっているわけですよ。新しい省庁をつくっても、みんなどうせ経産省の一部の人たちが行って植民地化する。それを防ぐために、金融庁みたいに片道切符で、もう帰ってきちゃだめだよということになることも一つの案だと思いますが、そういうことになる。同じ人たちが単に何か看板をかえて、建物をかえるだけで、ほとんどその意味が私にはわからないわけですね。

そういう中で、大臣は非常に苦しい立場だと思うんですが、これから閣僚級の議論をされるという話が今室長からもありました。総理大臣のおっしゃっていることは、なかなか、真つ向から大臣の考え方と矛盾すると思うんですよ。彼は、総理大臣は、そういう権限を全部引っぱがしてやるべきだ、福田総理はどこまで詳細に考えているのかわかりませんが、恐らくその方が消費者保護を図れると。大臣は、いやいや、ちゃんと現場を知っているそれぞれの役所がやった方が、ずっとそれは消費者のためのことを実行できるんだと。この辺は、やはり相当考え方に隔たりがあると言わざるを得ない。

こういう中で大臣としてはどういうふうに対応されるのか、ぜひ伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 今、事務的に細かい詰めをやっているところでありまして、大臣折衝に上がってくる項目が何であるのか、まだ詰め切れないという状況であります。

消費者の安全、安心を確立していく、そのために今回の法改正をやっているわけでありましてけれども、その目的がより効率的に迅速に的確に実行できるというその体制であるならば、私はどんな体制でも賛成はいたします。反対はいたしません。省益があるから云々ということは考えておりません。ただ、でき上がったものがかえって消費者にとって不都合になった、新聞の字面は、ニュースの字面は、ワイドショーの字面はいいけれども、実効性が上がらなかったということに

なつては困るんだと考えているのであります。

ですから、消費者の保護、消費者の安全に向けて極めて効果を発揮するために、それぞれの所管官庁と消費者庁とのどういう役割分担がいいか、機能分化がいいか、あるいは連携をとる、あるいは共管するとか、いろいろ手法を効率よく組み合わせる最少の費用で最大の効果が上がるということを考えていきたいと思っておりますし、そういう視点からのみ大臣折衝があれば議論をしたいと思っております。

○北神委員 細部の議論を詰めている段階だと言われますけれども、やはり大方針のところを相当隔たりがあるので、そこを私も決して閣僚不一致とかそういうふうなものないことを言うつもりはないんですが、そこは本当におっしゃる通りに、やはり消費者保護にとつてどっちがいいのかという議論を堂々と正面切つてやっていた方がいいというふうに思います。

それと、民主党も実はこういう案を今検討中であります。民主党の案は、まだ完全に決まっていないうし、私も詳細わかりませんが、大枠からいえば、それぞれの既存の役所には法律とか権限はそのまま残す。そこは効果論、効率論をクリアする。一方で利益相反の部分があり問題があるもので、そこについては独立の、役所が何かかわかりませんが、そこで消費者情報というものを集めて報告をする、そこで利益相反の問題をできるだけ解決する。

そこで、勧告だけじゃ実効力がないとか、そういう問題がいろいろあると思いますが、そこはいろいろ方法があると思うんですね。最後には訴訟する権限を与えたりとか、あるいは公表したらやはり役所も動かざるを得ない、企業も従わざるを得ない、そういう情報公開を通じてやるとか、手段はいろいろあると思うんです。

基本的にこの方が、さっき言った利益相反の問題と効率論、効果論の問題、両方を一番クリアできるんじゃないかというふうに思つて、大臣のさっきの答弁でも、割と最後の方、消費者情報の

話をされてしまったので、恐らくその辺は同じなのかなというふうに思っています。

別に民主党の案に賛成、反対じゃなくて、今私が申し上げたような考え方についてはどういうふうにお考えか、伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 なぜ総理が消費者庁をつくるという、いわば一つの危機感を持たれたかといひますと、所管がはつきりしなくて中間点に落ちたばてんヒットみたいなものはどうするんだということ、もたらされた情報に対して迅速に対処できない部分があるとしたらどうするんだということ、それから情報の共有がちゃんとできているか。

それぞれ関連する情報がありますけれども、国民生活センター、この委員会でも議論になりました。それから当時の高市大臣に強く申し入れしましたけれども、それぞれIT技術で結んで各省で情報の共有ができるようにする。どこか一つが握つちやつていて外へ出さないというんじゃないかと、関係する情報は全部の所管庁で瞬時に共有できるというP I O - N E Tとの接続、これはできたわけでありまして。

情報を一元的に把握し、共有し、迅速に対処策が打てる、このためにどうするかということが大事でありまして、今の先生のお話は、私も詳細に伺っているわけではないので軽々な返答はできませんけれども、お考えの一つかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、できるだけ最少の費用で、国民負担がないようにして効果が上がるように、それから、今まで指摘されていた不備、総理の危機が排除できるように知恵を絞って協議をしていきたいというふうに思っております。

○北神委員 ありがとうございます。

室長も大変だと思いますが、やはりまとめ役ですから、その辺は少なくともいろいろな議論ができるように整理はしていただきたいというふうに思います。

ちよつと時間が早いんですが、もう質問を終わ

りたいというふうに思います。ありがとうございます。

○東委員長 これにて北神圭朗君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る二十三日金曜日午前十時二十分理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時五十八分散會

平成二十年五月二十九日印刷

平成二十年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K